仕様書

１　工事概要

（１）工事名　　釧路労働基準監督署１８改修（建築その他）工事

（２）工事場所　　釧路市柏木町２－１２　釧路労働基準監督署

（３）履行期限　　契約の日から７日以内に着手し、平成３０年１１月３０日までに竣工すること

（４）詳細仕様　　設計図のとおり

２　一般事項

（１）本工事に係る契約は、別途締結する契約条項によるほか、法令の定めるところによる。

（２）請負者は、着工前に実施工程を作成し、監督員に提出のうえ、その承諾を受けた後で施工する。

（３）本工事は、設計図書により監督員の指示に基づき厳正に施工する。なお、設計図書に明示されていない事項でも、工事の性質上当然必要なものは監督員の指示に従い施工する。

（４）設計図書の誤謬・疑問のある場合、または明記がないなど工事詳細の不明な点は、協議のうえ施工することとし、独自の判断で施工してはならない。

（５）別途指示する書類等については、速やかに提出すること。

（６）工事施工に必要な官公署その他に対する諸手続は、遅滞なく行うこととし、かかる費用は請負者の負担とする。

（７）請負者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。（契約書第６条関係）やむを得ず再委託する場合には、事前に監督員に協議し、その承認を受けなければならない。

　また、再受託者の行為について、受注者はすべての責任を負うものとし、本工事の契約を準用して再受託者と約定しなければならない。

　なお、再委託に係る協議をする場合には、「委託する相手方の商号又は名称及び住所」「委託する相手方の業務の範囲」「委託を行う合理的理由」「委託する相手方が、委託される業務を履行する能力」「契約金額」を記載した書面を提出するものとし、必要に応じて求められる事項についても明らかにすること。

（８）工事に伴う発生材は直ちに場外へ搬出し、一時集積の場合は監督員と打ち合わせしたうえで置き場所を定め、飛散しないよう十分管理すること。

（９）資材置き場については、監督員と打ち合わせのうえ場所を定めること。

(10) 請負人の事務所等仮設物の設置は認めない。

(11) 工事写真は、時期を失しないよう、かつ施工内容が明確に確認できるよう考慮のうえ、工程に従って撮影し、竣工後発注者に提出すること。

(12) 請負者は、毎月１回、現地において工程会議を開催し、進捗状況の報告を行うものとする。

３　提出書類

（１）契約書・・・落札後すみやかに

（２）工事工程表・・・着工前

（３）労災保険関係成立の証・・・着工後速やかに

（４）公共工事履行保証証券・・・落札後、契約締結までに

（５）工事着手および現場代理人届・・・着工後速やかに

（６）各承諾図・・・各機器類を発注する前

（７）工事写真・・・工事完了後速やかに

（８）工事完了届・・・工事完了後速やかに

（９）完成図書・保全の手引き・・・完成検査時

※落札価格によっては、工事の履行能力等の確認に必要な書類を提出しなければならない場合があること。

４　競争入札参加資格

（１）予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（２）予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。

（３）厚生労働省から、指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

（４）労働関係法令を遵守していること。

（５）平成２９・３０年度の厚生労働省競争参加資格において、資格区分が「建設工事」のうち、工種区分が「建築一式」でＡ～Ｄ等級に格付けされている者であること。

（６）次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近２年間（⑤及び⑥については２保険年度）の保険料について滞納がないこと。

①厚生年金保険　②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）③船員保険

④国民年金　⑤労働者災害補償保険　⑥雇用保険

（７）この入札書提出期限の直近一年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあっては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する

国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。これに該当すると思われる事実がある者は、あらかじめ下記５に照会すること。

（８）資格審査に係る申請書又は添付書類等に虚偽事実を記載していないと認められる者であること。

（９）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(10) 本契約の履行を保証する「公共工事履行保証証券」（履行ボンド）による保証（かし担保特約２年付き）を付することができること。この場合、保証金額は請負代金の１０分の１以上としなければならない。

５　入札、仕様書、設計図に関する問い合わせ先

北海道労働局総務部総務課会計第四係　担当：佐々木・村田　℡011-700-5451（直通）

釧路労働基準監督署１８改修
（建築その他）工事

平成３０年度

北海道労働局総務部

図面目録

図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
A-01	図面目録・工事内容表	E-01	仕様書（その１）	M-01	仕様書（その１）
A-02	改修特記仕様書（その１）	E-02	仕様書（その２）	M-02	仕様書（その２）
A-03	改修特記仕様書（その２）	E-03	電灯設備　１・２階平面図	M-03	空調・換気設備　１・２階平面図
A-04	改修特記仕様書（その３）				
A-05	改修特記仕様書（その４）				
A-06	案内図・配置図				
A-07	改修仕上表（１）				
A-08	改修仕上表（２）				
A-09	改修仕上表（３）				
A-10	１・２階平面図（既存）				
A-11	１・２階平面図（改修）				
A-12	屋根伏図（既存・改修）				
A-13	立面図・断面図（既存）				
A-14	立面図・断面図（改修）				
A-15	２階平面詳細図（既存）				
A-16	２階平面詳細図（改修）				
A-17	展開図（既存・改修）				
A-18	機械室平面詳細図（既存・改修）				
A-19	機械室断面詳細図－１（既存・改修）				
A-20	機械室断面詳細図－２（既存・改修）				
A-21	１・２階天井伏図				
A-22	建具表				
A-23	車庫　平面図・立面図・改修仕上表・屋根伏図（既存・改修）				
A-24	車庫　矩計図（既存・改修）				
A-25	部分詳細図－１				
A-26	部分詳細図－２				
A-27	部分詳細図－３				
A-28	仮設計画図－１（参考図）				
A-29	煙突アスベスト・仮設計画図－２（参考図）				
S-01	構造関係共通図（構造関係共通事項）				
S-02	構造関係共通図（配筋標準図その１）				
S-03	構造関係共通図（配筋標準図その２）				
S-04	構造関係共通図（配筋標準図その３）				
S-05	耐震改修共通事項（１）				
S-06	基礎・地中梁、１階柱壁・２階梁床伏図（改修前）				
S-07	２階柱壁・Ｒ階梁床伏図（改修前）				
S-08	Ｙ通り軸組図（改修前）				
S-09	Ｘ通り軸組図（改修前）				
S-10	２階柱壁・Ｒ階梁床伏図（改修後）				
S-11	Ｘ通り軸組図（改修後）				
S-12	既存壁撤去範囲図				
S-13	開口閉塞改修詳細図				

工事内容表

工種	工事内容	工種	工事内容
１）庁舎	内装改修工事		
	１．事務室・階段室・給湯室・男子便所の一部、天井材の撤去新設をする。		
	耐震改修工事		
	１．階段室２階、開口部（ＡＷ－３）を撤去し耐震壁を新設する。		
	煙突改修工事		
	１．煙突内アスベスト含有ライニング材を撤去する。		
	２．煙突内ライニング材を新設する。		
	３．陣笠の撤去新設を行う。		
２）車庫	屋上防水の改修を行う。		
３）電気設備	耐震改修に伴う電灯・制御装置の撤去改設及び取外し再取付をする。		
４）機械設備	１．冷暖房・換気設備の耐震補強をする。		
	２．煙道の撤去、新設等を行う。		

釧路労働基準監督署１８改修（建築その他）工事

図面目録・工事内容表　A-01

北海道労働局総務部

釧路労働基準監督署18改修（建築その他）工事　改修工事仕様書

Ⅰ 工事概要

1．工事場所　釧路市柏木町2－12

2．敷地面積　1846.87m2

3．工事種別　1）庁舎　RC造2階建　延べ面積　587.17m2　改修一式
2）車庫　RC造平家建　延べ面積　37.14m2　改修一式
3）電気設備　改設一式
4）機械設備　改設一式

Ⅱ 建築改修工事仕様

1．共通仕様
図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（平成28年版）」（以下、「改修標準仕様書」という。）による。
ただし、改修標準仕様書に記載されていない事項は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成28年版）」（以下、「標準仕様書」という。）による。

2．特記仕様
（1）項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
（2）特記事項は、○印の付いたものを適用する。
○の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
○印と※印の付いた場合は、共に適用する。
（3）特記事項に記載の【　】内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
（4）特記事項に記載の＜　＞内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
（5）特記事項に記載の＜別図－　＞は、「別図　各部詳細」の該当項目を示す。
（6）特記事項に記載の＜別図2－　＞は、標準仕様書の「別図2　ボルト間隔及び溶接継手の開先形状」の該当項目を示す。
（7）Ⓖ印は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「グリーン購入法」という。）の特定調達品目を示す。

章	項目	特記事項
1 一般共通事項	① 適用基準	⊙建築工事標準詳細図　国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修　（平成28年版） ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）　（平成28年版） ・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）　（平成28年版） ⊙工事写真の撮り方　建築編　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　（平成24年） ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　（平成28年版） ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　（平成28年版） ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　（平成28年版） ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　（平成28年版） ・建築物解体工事共通仕様書　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　（平成24年版） ・建築工事標準仕様書・同解説　JASS6　鉄骨工事　社団法人日本建築学会　（2015年版） ・建築工事標準仕様書・同解説　JASS8　防水工事　社団法人日本建築学会　（2014年版）
	② 工事実績情報の登録	※適用する　【1．1．4】
	③ 発生材の処理等	・発注者に引渡しを要するもの　（・金属類　・PCB含有物　）　【1．3．12】 ・現場において再利用を図るもの　（　）
		⊙特別管理産業廃棄物 ・廃油（灯油）　処理数量（　t）　処理方法（　） 受入施設名　（　）釧路厚生社 受入場所及び距離（　、（　）km） ⊙廃石綿（吹付け）等　処理数量（ 0.2 t ）　処理方法（　） 受入施設名　（　）釧路厚生社 受入場所及び距離（ 釧路郡釧路町遠野原野105-1　、（ 18.5 ）km） ・PCB含有シーリング材の処理 ・第一次判定 現場にてサンプルを採取し、シーリング材種及び分析の要否を判断する。 採取箇所数　計（　）箇所 採取箇所　※図示　・ ・第二次判定 専門分析機関にてPCB含有量の分析を行う。 分析個数　計（　）個 ・除去処理工事 除去範囲　※図示　・
		⊙再生資源化を図るもの（特定建設資材廃棄物） 種類：コンクリート（有筋）　受入施設名：（株）北土開発　処理数量：1.2t　所在地、距離（km）：釧路市新野24-1015（16.4） 種類：コンクリート（無筋）　（　） 種類：アスファルトコンクリート　（　） 種類：建設発生木材　（　）
※その他発生材の種類は下記から選択する。 廃石膏ボード 廃プラスチック類 コンクリートくず 金属くず 汚泥 紙くず 廃油（A重油） ガラスくず及び陶磁器くず がれき類 ゴムくず 木くず 繊維くず 混合くず アスベスト成形板		⊙その他の発生材

種類	再資源化・処理数量	処理施設の名称	所在地、距離（km）	中間	最終
廃プラスチック類	・する・○しない 0.02 t	森江建設（株）	白糠郡白糠町西庶路西2条南2-6-17（26.6）	・	⊙
スタイロフォーム	・する・○しない 0.02 t	（株）ベツイ工業	釧路郡釧路町遠古武10-1（14.8）	・	⊙
金属くず	○する・しない 0.2 t	（株）鈴木商会	釧路市星が浦南3丁目2-9（8.2）	⊙	・
ガラス及び陶磁器くず	・する・○しない 0.2 t	（株）英和サービス	釧路市高山2（8.5）	・	⊙
グラスウール、ロックウール	・する・○しない 0.02 t	（株）英和サービス	釧路市高山2（8.5）	・	⊙
フレキ	・する・○しない 0.1 t	（株）ベツイ工業	釧路郡釧路町遠古武10-1（14.8）	・	⊙
がれき類（押出成形、ﾓﾙﾀﾙ）	・する・○しない 0.4 t	（株）英和サービス	釧路市高山2（8.5）	・	⊙
廃石膏ボード	・する・○しない 0.2 t	（株）ベツイ工業	釧路郡釧路町遠古武10-1（14.8）	・	⊙
アスファルト防水	・する・○しない 0.01 t	（株）釧路厚生社	釧路郡釧路町別保原野南21線45-1（7.0）	・	⊙
蛍光管	○する・しない 0.01 t	（株）鈴木商会	釧路市星が浦南3丁目2-9（8.2）	⊙	・

※受入施設は計量装置を有する施設とし、上記以外とする場合は監督職員と協議を行う。

⑤ 電気保安技術者　電気保安技術者　※適用する　【1．3．3】

⑥ 施工条件　施工時間　【1．3．5】

指定工種	施工可能時間帯	備考
騒音・震動を伴う工種	閉庁時（土・日・祝）　原則8：30～18：00 平日　原則17：30～20：00	騒音・振動を伴わない工種を平日昼間に行おうとする場合は、監督職員の承諾を受けること

執務者　⊙有　・無
部位別の施工順序　・図示　・
工事用車両の駐車場所　※図示　・
資機材置場　※図示　・
条件明示事項　⊙平日昼間は執務者有りのため、騒音工事、事務室内部工事は不可。その他は監督職員指示による。
⊙工事期間中も車庫への出入口を確保すること。
交通誘導警備員　※別途（必要により監督職員と協議する）
⊙適用　（　5　）人日配置する

⑦ 環境への配慮　【1．4．1】
化学物質を放散する建築材料等
本工事に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の1）から5）を満たすものとする。
1）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙はホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
2）保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
3）接着剤はフタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸－２－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
4）塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
5）1）、3）及び4）の材料等を使用して作られた家具、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。

設計図書に規定する「ホルムアルデヒド放散量」は、次のとおりとする。

ホルムアルデヒドの放散量	該当する材料
規制対象外	①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるJAS規格品 a．非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b．接着剤等不使用 c．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 d．ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 e．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 f．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用
第三種	①JIS及びJASのF☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第3項による国土交通大臣認定品 ③旧JISのE0規格品 ④旧JASのF☆☆規格品

⑧ 材料の品質等　【1．4．2】
本工事に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS及びJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の1）から6）の事項を満たすものとする。
1）　品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
2）　生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。
3）　安定的な供給が可能であること。
4）　法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
5）　製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
6）　販売、保守等の営業体制が整えられていること。
なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は、外部機関が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受けるものとする。
また、備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受けること。

⑨ 特別な材料の工法　改修標準仕様書及び標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。

10 施工調査　【1．5．2】
施工数量調査
調査項目　・防水改修　・外壁改修　・
調査範囲　・図示　・外壁
調査方法　・図示　・目視
既存部分の破壊を行った場合の補修方法　・図示　・　【1．5．3】

⑪ 技能士　【1．6．2】

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
仮設工事	とび	⊙とび作業
防水改修工事	防水施工	・アスファルト防水工事作業　・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業　・合成ゴム系シート防水工事作業 ・塩化ビニル系シート防水工事作業　・セメント系防水工事作業 ⊙シーリング防水工事作業　・FRP防水工事作業 ⊙改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業
	建築板金	・内外装板金作業
	スレート施工	・スレート工事作業
外壁改修工事	樹脂接着剤注入施工	・樹脂接着剤注入工事作業
	左官	⊙左官作業
	タイル張り	・タイル張り作業
建具改修工事	サッシ施工	・ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ガラス工事作業
	自動ドア施工	・自動ドア施工作業
内装改修工事	建築大工	・大工工事作業
	内装仕上施工	⊙鋼製下地工事作業
	建築板金	⊙内外装板金作業
	内装仕上施工	・プラスチック系床仕上工事作業　・カーペット系床仕上作業 ⊙ボード仕上工事作業
	表装	・壁装作業
	左官	⊙左官作業
	タイル張り	・タイル張り作業
	カーテンウォール施工	・金属製カーテンウォール工事作業
カーテンウォール工事	サッシ施工	・ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ガラス工事作業
塗装改修工事	塗装	⊙建築塗装作業
耐震改修工事	鉄筋施工	⊙鉄筋組立作業
	型枠施工	⊙型枠工事作業
	コンクリート圧送施工	⊙コンクリート圧送工事作業
	鉄工	・構造物鉄工作業
	とび	・とび作業
環境配慮改修工事	配管	・建築配管作業
	路面表示施工	・溶融ペイントハンドマーカー工事作業 ・加熱ペイントマシンマーカー工事作業
	造園	・造園工事作業

⑫ 完成時の提出図書　【1．8．1】
※完成図（施工図、施工計画書を除く）　提出部数　A3製本（3部）
・施工図　・施工計画書
※保全に関する資料（提出部数　※各2部　・　部）　【1．8．3】
※CADデータ（※CD－R（USBメモリ）　・MO又はFD）
保存（ファイル）形式は、DWG、DXF、PDFとする。

⑬ 完成図（施工図及び施工計画書を除く）　【1．8．2】【表1．8．1】
種類及び記入内容
※改修標準仕様書表1．8．1による
・監督職員の指示による
・下記による
種　類（　）
記入内容（　）
※完成図の様式等　（平成24年版）　【1．8．2】
・営繕工事電子納品要領　による
改修標準仕様書1．8．2（b）（1）による

⑭ 工事写真　次のものを監督職員に提出する
下表の焼き付け　2部（監督職員の指示により製本する。原板及び原板からスキャニングした電子データとも）

部位	撮影箇所数	分類・規格	原板の大きさ（mm）
外部 工事着手前		カラー キャビネ版	100×125以上
外部 完成後		カラーパネル、全紙版	
内部 工事着手前		カラー キャビネ版	
内部 完成後			
外部 内部		・電子データ	200万画素以上 300万ｂｐｉ以上

工事着手前の撮影箇所については、監督職員と協議する。
撮影業者　建築完成写真の撮影実績がある者で、監督職員が承諾する撮影業者とする。
電子データ　RGB（フルカラー）、JPEG形式最高画質とし、CD－Rにて提出とする。
工事写真は、アルバムに整理し張り付けて提出する。
工事写真の整備
・電子媒体による整備の場合は営繕工事電子納品要領　（平成24年版）による
⊙上記以外（通常プリントにて同じアングルで撮影し、アルバムにて納品のこと）

⑯ 設備工事との取合　施工範囲
※図示した胴通孔及び開口部の型枠、並びに、それらの補強
※図示した壁又は天井の仕上材、及び下地材の切り込み並びに下地材の補強
※駆動装置が電動である建具開の2次配線及び操作スイッチ
※自動開閉装置取付け箇所の切り込み及び補強
※和風大便器周囲シーリング
・
施工図
設備機器の位置、取り合い等が検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける

16 室内空気中の化学物質の濃度測定　【1．6．9】
施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレンの濃度を測定し、厚生労働省の指針値以下であることを確認のうえ、報告すること。測定はパッシブ型採取機器により行う。
測定対象室及び測定箇所数　※仕上表による

2 仮設工事

① 足場その他　内部足場　【2．2．1】
㊙きゃたつ、足場板等　⊙くさび緊結式足場（耐震改修）
外部足場　【2．2．1】【表2．2．1】
種類　※A種　・B種　・C種　・D種　・E種
防護シートによる養生
⊙行う（養生シート張　GL＋1.8mまで金網式養生枠）
材料、搬去材等の運搬方法　【2．2．1】【表2．2．2】
・A種　㊙B種　・C種　⊙D種　・E種

② 既存部分の養生　既存部分の養生方法　※ビニルシート等　・　【2．3．1】
既存家具等の養生　※ビニルシート等　・
既存ブラインド、カーテン等の養生方法及び保管場所　・図示　・
固定された備品、机、ロッカー等の移動　・行う（図示）　【2．3．1】

③ 仮設間仕切り等　仮設間仕切り等の種別　【2．3．2】【表2．3．1】

種別	下地	仕上材（厚さ　mm）	充填材	塗装
・A種	・木下地 ※軽量下地	※せっこうボード（※9．5　・　） ・合板（※9．0　・　）	厚さ　mm	・片面 ※無し
⊙B種	・木下地 ※軽量下地	※せっこうボード（※9．5　・　） ・合板（※9．0　・　）		・片面 ※無し
※C種	単管下地	防炎シート		
仮設扉	※木製扉	※合板張り程度　・		※無し
	・鋼製扉	※片面フラッシュ程度　・		・有り

④ 監督職員事務所　【2．4．1】
※設ける（規模及び仕上げの程度、並びに設置する備品等の種類及び数量は現場説明書による）
⊙設けない（現場事務所の一部を使用できることとする）

⑤ 工事用水　構内既存の施設　・利用できる（※有償　・無償）　※利用できない

⑥ 工事用電力　構内既存の施設　・利用できる（※有償　・無償）　※利用できない

⑦ 枠組足場　【2．2．1】
枠組足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」（厚生労働省平成21年4月）により、設置については四ガイドラインに基づく働きやすい安心感のある足場とし、二段手すりと幅木の機能を有する部材があらかじめ備えられた手すり先行専用足場型とするか、または改善指置機材を用いて手すり先行専用足場型と同等の機能を確保するものとする。

3 防水改修工事

1　隔雨等に対する養生方法（とい共）　【3．1．3】【3．8．3】
※改修標準仕様書3．1．3（e）（1）～（3）による
・

② 既存防水層の下地補修　アスファルトの種類　【3．2．2】【3．3．2】
※屋根防水は、JIS K 2207による4種とし、それ以外は3種とする。
既存下地の補修箇所、範囲、数量等　※図示　・

3　保護コンクリート　スランプ　※15cm　・18cm　【3．3．2】

4　既存露出防水層表面の仕上げ塗装除去　・行う（・M4AS　・M4ASI　・M4C　・M4DI　・L4X）　【3．2．6】

5　脱気装置　【3．3．3】【3．4．3】【3．5．3】　【3．6．3】
・設ける（POS工法のS－F1、S－F2、S－F3、M3D、P0D、P0DI、M3DI、M4DI、M3AS、P0AS、S4S、S3S、P0X、L4X）

⑥ 改質アスファルトシート防水　【3．4．2～3】【表3．1．1】【表3．4．1～3】

工法	種別	施工箇所	材質		厚さ（mm）	備考
⊙M4AS	・AS－T1		下層用	※非露出複層防水用R種 ・		
			上層用	※露出複層防水用R種 ・		
	⊙AS－T2	車庫屋上	※露出単層防水用R種 ・			二重ドレン ⊙設ける
	・AS－J2		※露出単層防水用R種 ・			
・M3AS ・P0AS	・AS－T3		下層用	※非露出複層防水用R種 ・		脱気装置 ・設ける 二重ドレン ・設ける
			上層用	※露出複層防水用R種 ・		
	・AS－T4		※露出単層防水用R種 ・			
	・AS－J1		下層用	※非露出複層防水用R種 ・		
			上層用	※露出複層防水用R種 ・		
・M3ASI ・M4ASI ・P0ASI	・ASI－T1		下層用	※非露出複層防水用R種 ・	※2.0以上 ・	脱気装置 ・設ける 二重ドレン ・設ける
			上層用	※露出単層防水用R種 ・		
	・ASI－J1		下層用	※非露出複層防水用R種 ・		
			上層用	※露出単層防水用R種 ・		

下地に部分的に溶着又は接着させる場合　⊙トーチ工法　・常温（粘着）工法　【3．4．4】
改修特記仕様書9．7 断熱・防露改修工事による。
断熱材　Ⓖ　・製造所の仕様による　厚さ（　）mm

⑦ シーリング　シーリング改修工法の種類　【表3．1．4】【表3．1．2】
⊙シーリング充填工法　⊙シーリング再充填工法
・拡幅シーリング再充填工法　・ブリッジ工法
シーリング材の種類、施工箇所　【3．7．2】【表3．1．2】【表3．7．1】
下記以外は、改修標準仕様書表3．7．1 による。

施工箇所	シーリング材の種類（記号）
押出成形セメント板継ぎ	MS－2（9030）
障並、換気フード、吹出口廻り	

ブリッジ工法　ボンドブレーカー張り　・適用する　【3．7．7】
エッジング材張り　・適用する
接着性試験　※簡易接着性試験　・引張接着性試験（部位　）　【3．7．8】
シーリング固化部の塗装　※しない　・する

釧路労働基準監督署18改修（建築その他）工事	
改修特記仕様書（その1）	A-02
北海道労働局総務部	

4 外壁改修工事

① 押出成形セメント板（ECP）　<8．5．2~6><表8．5．1~2>

施工箇所	表面形状	記号	厚さ(mm)	幅(mm)	取付け工法	備考
⊙外壁	⊙フラットパネル	F	・50・60・⊙26	600	・A種	無塗装品
	・デザインパネル（図示）	D	・50・60		⊙B種	
	・タイルベースパネル	T	・60			
・間仕切壁	・フラットパネル	F	・50・60・		・B種	
	・デザインパネル（図示）	D	・50・60		・C種	
	・タイルベースパネル	T	・60			

パネル相互の目地幅（㎜）　<8．5．3~4>
※長辺8以上、短辺15以上　⊙10

耐火構造以外の目地、隙間の処理　<8．5．3~4>
※パネル製造所の仕様　・

外壁パネルの出隅及び入隅部のパネル接合部の目地幅（㎜）　<8．5．3~4>
※15　・

標準仕様書表8．5．3 の開口の限度を超える場合の補強
※図示　・

耐火性能　<8．5．5>
※有（　　）　・無

外壁パネルの工法　<8．5．3>
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する
建築基準法に基づき定められた区分等　基準風速　Vo＝（30）m／s
地表面粗度区分　（・Ⅰ・Ⅱ⊙Ⅲ・Ⅳ）

② 既存塗膜劣化部の除去、下地処理の工法　【4．6．3】

工法	処理範囲	下地面の補修
※サンダー工法	※図示　・	・行う ・ひび割れ部改修工法 ・浮き部改修工法 ・欠損部改修工法
・高圧水洗工法	※図示　・	
⊙塗膜はく離剤工法	※図示　・	
⊙水洗い工法	※図示 ・	

③ 下地調整材　下地調整材料　※下地調整塗材を使用　【4．6．3】
・ポリマーセメントモルタル
・防水形仕上塗材主材
⊙二液形エポキシ樹脂系シーラー

④ 塗り仕上げ外壁等

新規仕上げ塗材
⊙薄付け仕上塗材　【4．1．4】【4．2．2】【表4．2．3】

呼　び　名	仕上げの形状	工　法	備　考
⊙外装薄塗材（Ｅ）	・砂壁状 ⊙着色骨材砂壁状（スキン） ・ゆず肌状 ・さざ波状 ・平たん状 ・凹凸状	⊙吹付け ・ローラー ・こて塗り	山本窯業化工㈱ テラックス2000同等
・可とう形外装薄塗材（	・砂壁状 ・ゆず肌状 ・さざ波状 ・平たん状 ・凹凸状	・吹付け ・ローラー ・こて塗り	
・防水形外装薄塗材Ｅ	・ゆず肌状 ・さざ波状 ・凹凸状	・吹付け ・ローラー	

・厚付け仕上塗材

呼　び　名	仕上げの形状	工　法	備　考
・外装厚塗材（　）	・吹放し ・凸部処理 ・平たん状 ・凹凸状 ・ひき起こし ・かき落とし	・吹付け ・ローラー ・こて塗り	

・複層仕上塗材　【4．1．4】【4．2．2】【表4．2．3~4】

呼　び　名	仕上げの形状	工　法	備　考
・複層塗材（　）	・ゆず肌状 ・凸部処理 ・凹凸模様	ローラー 吹付け	耐候性　※耐候形3種 ・ 上塗材 材質　※水系アクリル ・溶剤系アクリル ・
・可とう形 複層塗材ＣＥ	・ゆず肌状 ・凸部処理 ・凹凸模様	ローラー 吹付け	
・防水形 複層塗材（　）	・ゆず肌状 ・凸部処理 ・凹凸模様	ローラー 吹付け	外観　※つやあり ・つやなし ・メタリック
・　透湿弾性複層塗材（所要量は、製造所標準量の中間値以上とする）	・ゆず肌状 ・凸部処理 ・凹凸模様	ローラー 吹付け	上塗材（材料） ・水　系（　　） ・溶剤系（　　）
・　可とう形改修用仕上塗材（　）	・平たん状 ・さざ波 ・ゆず肌状	ローラー 吹付け	

シーリング目地部塗装（透湿弾性複層塗材の場合）　※しない　・する

防火材料の指定　【4．2．2】
※建築基準法に基づく指定又は認定を受けたもの

6 内装改修工事

① 他の部位との取合い等

既存間仕切壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井、壁及び床の改修範囲　【6．1．3】
※壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う
⊙図示

天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井の改修範囲　【6．1．3】
※壁面より面側600㎜程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う
⊙図示

天井の撤去に伴う取り合い部の壁面の改修　【6．1．3】
※既存のまま
⊙図示

② 既存床の撤去並びに下地補修

既存床仕上材の除去等　【6．2．2】
既存ビニルシート等の除去
浮き、欠損部等による下地モルタルの撤去
・行う

合成樹脂塗床材の除去等　【6．2．2】
・機械的除去工法　・目荒工法

コンクリート又はモルタル面の下地処理の使用材料　【6．2．2】
ポリマーセメントモルタル　「4　外壁改修工事」による
エポキシ樹脂モルタル　「4　外壁改修工事」による

改修後の床の清掃範囲　【6．2．2】
※行う（※改修範囲より1m程度　⊙図示）　・行わない

③ 既存壁の撤去並びに下地補修

間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修　【6．3．2】
・改修標準仕様書4．4．9【モルタル塗替え工法】による
・

新設壁下地　・軽量鉄骨壁下地　・木製壁下地　・

④ 既存天井の撤去並びに下地補修

既存天井下地　⊙軽量鉄骨天井下地　・木製天井下地　・　【6．4．2】

新設天井下地　⊙軽量鉄骨天井下地　・木製天井下地　・

⑤ 軽量鉄骨天井下地

野縁等の種類　【6．6．2】【表6．6．1】
屋外　・19型　※25型
屋内　※19型　・25型

既存の埋込インサート　【6．6．4】
⊙使用する

あと施工アンカーの引抜き試験　【6．6．4】
・行う

屋外の軒天井、ピロティ天井等　【6．6．4】
補強　・行う（補強方法　※図示　・　）

天井下地材における耐震性を考慮した補強　・行う　補強箇所　※図示　【6．6．4】
補強方法　※図示

⑥ 軽量鉄骨壁下地

スタッド、ランナーの種類　【6．7．3】【表6．7．1】
※改修標準仕様書表6．7．1による　・図示

スタッド高さが5．0mを超える場合のスタッド、ランナーの種類　【6．7．3】【表6．7．1】
・図示　・

⑦ せっこうボード、その他のボード及び合板張り　【6．13．1】【表6．13．1】

種類	記号	規格、区分等	厚さ(mm)
⊙せっこうボード	GB−R		壁　・9．5（準不燃） ※12．5（不燃） ・15．0（不燃）
			天井　・9．5（準不燃） ※12．5（不燃） ・15．0（不燃）
・シージングせっこうボード	GB−S		・12．5（不燃）・9．5（準不燃）
・強化せっこうボード	GB−F		・12．5（不燃）・
・せっこうラスボード	GB−L		※　9．5
⊙不燃積層せっこうボード	GB−NC	模様なし	※　9．5（不燃）
		トラバーチン	※　9．5（不燃）
・化粧せっこうボード	GB−D	普通　・トラバーチン	・　9．5（準不燃）
		・木目模様	※　9．5（準不燃）・12．5（不燃）
		特殊	
・ロックウール吸音ボード	RW−B	1号	・　25
⊙グラスウール吸音ボード	GW−B	2号　32K	※　25（ガラスクロス包）
・ロックウール化粧吸音板	DR	内部用　普通	※　9．0（不燃）・
		立体模様	・12．0（不燃）・
		耐天用　普通	※　9．0（不燃）・
		立体模様	・12．0（不燃）・
⊙0．8けい酸カルシウム板	0．8FK		※　6．0　・
・1．0けい酸カルシウム板	1．0FK		
・フレキシブル板	F		・　6．0　・　8．0
特殊合板　・天然木化粧合板（不燃Ⓖ）		・なら　・しおじ ・	化粧単板　※0．3未満　・ 板　※4．2　・
・特殊加工化粧合板Ⓖ		・メラミン化粧合板 ・ポリエステル化粧合板 ・	※1．2 ※4．0 ・
普通合板Ⓖ			
・木毛セメント板　Ⓖ	HW	・硬質木毛セメント板	・15　・20　・25
	NW	・普通木毛セメント板	・15　・20　・25
・木片セメント板　Ⓖ	HF	・硬質木片セメント板	・12　・15　・18　・21
	NF	・普通木片セメント板	・30　・
ハードボード　・スタンダードボード　Ⓖ	HB	・研層板　・未研層板	・2．5　・3．5　・5　・7
		・内装用化粧ハードボード	・2．5　・3．5　・5　・7
・デンパードボード　Ⓖ	HB	・研層板　・未研層板	・2．5　・3．5　・5　・7
		・内装用化粧ハードボード	・2．5　・3．5　・5　・7
・A級インシュレーションボード　Ⓖ	IB	・素板 ・内装材	・　9　　・　12
・インシュレーションシージングボード　Ⓖ	S−IB		・　9　　・　12
・MDF　Ⓖ		・研層板　・未研層板 ・化粧（　）タイプ	・3　・7　・9　・12　・15 ・18　・21　・24　・30
・単板張りパーティクルボード　Ⓖ	VS	・研層板	・10　・12　・15　・18
	VN	・未研層板	・
・化粧パーティクルボード　Ⓖ		・単板オーバーレイ ・プラスチックオーバーレイ	

⑧ モルタル塗り

吸水調整材及び防水材は、4章外壁改修工事による。　【6．15．3】

既製目地材　・適用する

床目地　・設ける　（工法　※押し目地　・　）　【6．15．7】

⑨ ステンレスの表面仕上

<14．2．1>

種　類	施工箇所（手すり、タラップ、建具以外）
㊙HL程度	灰出口
⊙No．2B程度	陣笠、煙突SUS管等
・鏡面仕上げ	

⑩ あと施工アンカー

あと施工アンカーの材料　【8．2．4】
※接着系アンカー
アンカーの種類　※カプセル型　・
接着材の品質　※有機系　・
アンカー筋の種類　※異形棒鋼　・
⊙金属系アンカー
セット方式　※本体打込み式　・

あと施工アンカーの性能確認試験　【8．2．4】
・実施する（試験方法及び試験数　※図示）　※実施しない

あと施工アンカーの施工　【8．11．1】

穿孔筋の埋込み配管等の探査　【8．11．2】
範囲　※あと施工アンカー施工部分全て　・図示
方法　※探査器により探査し、配管等の位置の墨出を行う
・はつり出しによる

施工確認試験　※実施する　・実施しない　【8．2．4】【8．11．5】
試験の種類　・引張試験　・
対象とするアンカーの種類及び試験数　・図示による。

確認強度　・図示による

<14．1．3>
製品等を取り付けるための受材として、あと施工アンカーを使用する場合は、
標準仕様書14章金属工事14．1．3（b）による
引抜き耐力確認試験
・適用する（設計用引張強度　・　）

<14．1．3>

⑪ 天井点検口

材種	寸法	形式	内外枠	枠の許容差	外枠と内枠のクリアランス（片側）
※アルミニウム製 ・	⊙450×450 ・600×600 ・	⊙一般形	⊙額縁タイプ ・目地タイプ	±0．5mm以内	2．0mm以内
		・密閉形	内枠のみ額縁タイプ		

材料の品質及び性能
アルミニウム合金押出形材はＪＩＳ Ｈ 4100 A6063S-T5により、表面処理は陽極酸化皮膜
ＪＩＳ Ｈ 8601（AA6）（外部については B種又は同等品以上）を行ったものとする。
内枠、外枠のコーナーピース、及び吊り金物、取付ボルトは鋼板に亜鉛めっき等の防錆処理を行ったものとする。
内枠の仕上材、留付金具はアルミニウム合金押出形材、亜鉛めっき鋼板の階とする。

・断熱材（改修特記仕様書9章7断熱・防露改修工事による）　施工箇所（　）

⑫ 煙突ライニング

SUS管＋ロックウール、煙突用成形ライニング材等　<20．2．11>
適用安全使用温度　・400℃　⊙650℃
キャスタブル耐火材
工法　※こて押え　・
最高使用温度　・400℃　・

7 塗装改修工事

① 材料　【7．1．3】
建物内部に使用するユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤を用いた塗料のホルムアルデヒド放散量
※規制対象外　・第三種
建物内部に使用する塗料の材質
・水性系　・

② 防火材料　※屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。　【7．1．3】
・次の箇所を除き防火材料とする（箇所　　）

③ 下地調整　【7．2．1】【表7．2．1~7】
既存塗膜の除去範囲（塗替えでRB種の場合）
※塗替え面積の30%とする　・図示

下地調整　【7,2,2~7】【表7,2,1~7】

下地の種類	下地調整の種別 塗替え	下地調整の種別 新　規	ひび割れ部の補修
木部	※RB種　・	・RA種　・RB種	
鉄鋼面	※RB種　・	RA種	
亜鉛めっき鋼面	※RB種　・	RA種	
亜鉛めっき鋼面（調製鍵具）	※RB種　・	RC種	
モルタル面、プラスター面	※RB種　・	・RA種　・RB種	・行う
コンクリート面、ALCパネル面	※RB種　・	・RA種	・行う
コンクリート面、押出成形セメント板面	・	・RA種	・行う
せっこうボード面、その他ボード面	※RB種　・	⊙RA種　・RB種	

④ 錆止め塗料塗り　【7．3．3】【表7．3．3~4】

塗装面		塗料	工程
鉄鋼面	EP−G以外	塗替え	A種　※C種　・
		新規鉄鋼面見え掛り	A種　※A種　・
		新規見え隠れ	A種　※B種　・
	EP−G	塗替え	B種　※C種　・
		新規鉄鋼面見え掛り	B種　※A種　・
		新規見え隠れ	B種　※B種　・
亜鉛めっき面	EP−G以外	塗替え	・A種　※B種　※C種　・
		新規鉄鋼面	・A種　※B種　※A種　・
		新規金物類	・A種　※B種　※B種　・
	EP−G	塗替え	C種　※C種　・
		新規鉄鋼面	C種　※A種　・
		新規金物類	C種　※B種　・
上記以外			・A種　・B種　・C種

⑤ 塗装　【7,4,2~7,15,2】【表7,4,1~7,15,1】

塗装の種類	塗装面	工程 塗替え	工程 新　規
・合成樹脂調合ペイント塗り SOP 塗料の種別 ※1種　・2種	木部屋外	※B種　・	※A種　・
	木部屋内	※B種　・	※B種　・A種
	鉄鋼面	※B種　・	※B種　・A種
	亜鉛めっき鋼面（調製鍵具）	※A種　・	※B種　・
	亜鉛めっき鋼面（調製鍵具以外）	※B種　・	※B種　・
・クリアラッカー塗り（CL）		※B種　・A種	※B種　・A種
・フタル酸樹脂エナメル塗り（FE）		−	−
・アクリル樹脂系非水分散型塗料塗り（NAD）		※B種　・A種	※B種　・A種
・耐候性塗料塗り（DP）	鉄鋼面　上塗り等級（・1・2・3）量	・A種　・B種 ・C種	A種
	亜鉛めっき鋼面　上塗り等級（・1・2・3）量	・A種　・B種 ・C種	A種
	コンクリート面及び無機質モルタル面	・A-1種　・A-2種 ・B-1種　・B-2種 ・C-1種　・C-2種	・A種　・B種 ・C種
・つや有り合成樹脂エマルションペイント塗り（EP−G）	コンクリート面等	※B種　・	※B種　・A種
	屋内木部	※B種　・	※A種
	屋内鉄鋼面	※B種　・	※B種　・A種
	屋内亜鉛めっき鋼面	※B種　・	※B種　・A種
⊙合成樹脂エマルションペイント塗り（EP）		※B種　・	※B種　・
・合成樹脂エマルション模様塗料塗り（EP−T）		※B種　・	※B種　・A種
・ウレタン樹脂ワニス塗り（UC）		※B種　・A種	※B種　・A種
・ラッカーエナメル塗り（LE）		※B種　・A種	※B種　・A種
・オイルステイン塗り（OS）		−	−
・木材保護塗料塗り（WP）		※B種　・A種	※B種　・A種

つや有合成樹脂エマルションペイント塗り（コンクリート面、モルタル面、プラスター面、せっこうボード面、その他ボード面）塗替えの場合のみしみ止め
※改修標準仕様表7．9．1の工程1の下塗りをしみ止めシーラーとする　・

合成樹脂エマルションペイント塗りの塗替えの場合しみ止め
※改修標準仕様表7．10．1の工程1の下塗りをしみ止めシーラーとする　・

釧路労働基準監督署18改修（建築その他）工事
改修特記仕様書（その2）　A-03
北海道労働局総務部

① 鉄筋

鉄筋の種類 【8．2．1】【8．2．1】

種　別	呼び名（㎜）
SD345	
SD295A	D10

② 溶接金網

種類　※溶接金網　・鉄筋格子 【8．2．2】

網目の形状、寸法（㎜）	鉄線の径（㎜）	使用部位
※100	※6	
・	・	

③ 鉄筋の継手

継手工法 【8．3．4】【8．4．2~3】

部位	継手方法	呼び名（㎜）
	・ガス圧接　・機械式継手	
耐力壁	※　重ね継手	
開口閉鎖部	※　溶接継手（図示）	

④ 鉄筋のかぶり厚さ

鉄筋の最小かぶり厚さ 【8．3．5】【表8．3．6】
最小かぶり厚さは目地底から算定する。
・耐久性上不利な箇所の鉄筋の最小かぶり厚さは下表による。

施工箇所	改修標準仕様書表8，3，6の値に加える寸法（㎜）
柱、梁、壁及び底などの外気に接する打放し面	※　10　・

⑤ 各部の配筋

帯筋 【8．3．4】【図8．3．4】
帯筋の組立の形の種別
・H形　※W-Ⅰ形　・W-Ⅱ形　・W-　形

柱の打増し補強　※図示 <別図2．3><別図・図2．4>

梁の配筋 <別図3．3><別図・図3．11>
梁の打増し補強　※図示
スラブ開口部の補強　※図示

壁の配筋 【8．3．7】
壁の配筋の定着長さ
※L2　・図示

壁の配筋の種別　※図示 【8．3．7】【表8．3．7】

一般壁の開口部補強 【8．3．8】【表8．3．8】
※図示　・A形　・B形 <別図4．2><別図・表4．3~4>

耐震壁の開口部補強 【8．3．8】
※図示　・B形

スラブの配筋 <別図5．3>

⑥ ガス圧接

圧接完了後の試験 【8．3．9】
超音波探傷試験　※適用する

⑦ 既存構造体との取合い

割裂補強筋 【8．19．6】【8．20．7】

種類	材料	材質	径	本数ピッチ等	適用箇所
※スパイラル筋	※鉄筋コンクリート用棒鋼	※SR235 ・	※Φ6 ・Φ9	※図示	※図示
・はしご筋	※鉄筋コンクリート用棒鋼（異形鉄筋）	※SD295A ・	※D10 ・	※図示	※図示

⑧ コンクリートの種類及び強度

レディーミクストコンクリートの類別 【8．1．3】【表8．1．1】
※Ⅰ類　・Ⅱ類

普通コンクリートの設計基準強度 【8．1．3】

設計基準強度FC（N/mm2）	施工箇所
※21	
⊙24	開口閉鎖部

軽量コンクリートの設計基準強度 【8．10．1】【表8．10．1】

設計基準強度FC（N/mm2）	気乾単位容積質量（t/m3）	種　別	施工箇所
※21			
・			

⑨ コンクリートの品質

スランプ 【8．1．4】【8．10．3】

スランプ（cm）	施工箇所
※18	開口閉鎖部
・	

⑩ 普通コンクリート

セメントの種類 【8．2．5】【表8．2．3】
※普通ポルトランドセメント又は混合セメントのA種
・高炉セメントのB種　Ⓒ
・フライアッシュセメントB種　Ⓒ

混和材料 【8．2．5】
※適用する

⑪ モルタル及びグラウト材

柱底の均しモルタル 【8．2．11】
・8，2，10による
※無収縮モルタル

グラウト材 【8．2．11】
※無収縮グラウト材　（セメント、混和剤、砂は無収縮モルタルに準ずる）

無収縮グラウトの品質及び試験方法

ブリージング	練り混ぜ2時間後のブリーディング率：2．0%以下
無収縮性	材齢　7日　収縮しない
圧縮強度	材齢　3日　20N/mm2 以上 材齢28日　40N/mm2 以上
塩化物量	0．30kg/m3 以下
試験方法	日本道路公団規格（JHS312-1992）「無収縮モルタル品質管理試験方法」によるプレミックス形と現場調合形で混和材が同一の場合はプレミックスのみ試験を行う

無収縮モルタルの品質及び試験方法

ブリージング	練り混ぜ2時間後のブリーディング率：2．0%以下
無収縮性	材齢　7日　収縮しない
圧縮強度	材齢　3日　25N/mm2 以上 材齢28日　45N/mm2 以上
塩化物量	0．30kg/m3 以下
試験方法	日本道路公団規格（JHS）「無収縮モルタル品質管理試験方法」312-1992によるプレミックス形と現場調合形で混和材が同一の場合はプレミックスのみ試験を行う

⑫ 打放し仕上げの種別

合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げ 【8．1．4】【表8．1．3】

種　別	適用箇所
・A　種	
⊙B　種	増設壁
・C　種	

⑬ コンクリートの仕上がり

仕上がりの平たんさは、下表以外は表8．1．4による 【8．1．4】

平たんさ（mm）	柱・梁・壁	床
3mにつき7以下		
3mにつき10以下		
1mにつき10以下		

⑭ 型枠

型枠（せき板）の材料　⊙合板（※12㎜　・　） 【8．2．6】
塗装の有無　※無　・有

⑮ 高い強度のコンクリート

設計基準強度［N/mm2］ 【8．9．1】【8．9．4】
・27　・30　・33　・36
適用箇所（　　）

混和材料 【8．9．3】
※高性能AE減水剤標準形又は遅延型（JIS A6204）
・

⑯ 無筋コンクリート <6．14．1~3>

種　類	設計基準強度（N/mm2）及スランプ（cm）	粗骨材の最大寸法	適用箇所
※普通コンクリート	※18 ・	※15 ・18	※25㎜ ・20㎜	
・軽量コンクリート				

⑰ 鉄骨製作工場

・監督職員の承諾する製作工場 【8．1．5】
※建築基準法第77条の45第1項に基づき国土交通大臣から性能評価機構として認可を受けた（株）日本鉄骨評価センター又は（社）全国鐵構工業協会の「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定める「　グレード」として国土交通大臣から認定を受けた工場又は同等以上の能力のある工場

⑱ 施工管理技術者

鉄骨製作管理技術者 【8．1．5】
※適用する

⑲ 鋼材 【8．2．8】【表8．2．7】

種類の記号	適用箇所	規格等
		※JISによる
		※JISによる
		※JISによる
		※JISによる

⑳ スカラップ

※改良型スカラップ　・スカラップ

㉑ 高力ボルト

高力ボルトの適用 【8．13．2~9】【8．2．9】
※トルシア形高力ボルト　・JIS形高力ボルト

㉒ 溶融亜鉛めっき高力ボルト

摩擦面の処理
※ブラスト処理（表面粗度50μmRz以上）
・

㉓ アンカーボルト

材料
※SS400　・SNR400 <7．2．4>

㉔ 鉄骨工作仮組

・行う　※行わない 【8．13．10】

㉕ 溶接部の試験

完全溶込み溶接部の超音波探傷試験 【8．14．11~12】
※行う

㉖ 錆止め塗料

耐火被覆材の接着する面の塗装 【8．16．3】
※　行わない
・　行う　（※JIS K5622　・　）

㉗ 耐火被覆材

種別 【8．17．2~7】
・ラス張りモルタル塗り
・耐火材吹き付け
・吹付ロックウール（・乾式・半乾式）
・耐火板張り
・耐火材巻付け
・図示

所要性能（区分）
・30分耐火（　　）・1時間耐火（　　）・2時間耐火（　　）

㉗ 既存部分の処理 【8．19．3】【8．20．3】【8．21．3】

既存コンクリートの目荒らしの程度
※平均深さ2~5㎜最大深さ7㎜程度の凹面を全体にわたってつける

既存コンクリートの目荒らしの範囲
※柱・梁面　打継ぎ面又は接合面全面の15~30%程度
※壁面　打継ぎ面又は接合面全面の10~15%程度

既存構造体の撤去
撤去範囲
⊙図示
はつり出した鉄筋及び鉄骨の処置
⊙図示

㉙ あと施工アンカー

あと施工アンカーの材料 【8．2．4】
※接着系アンカー
アンカーの種類　※カプセル型　・
接着材の品質　※有機系　・
アンカー筋の種類　※異形棒鋼　・
・金属系アンカー（耐震補強用）
セット方式　※本体打込み式　・

あと施工アンカーの性能確認試験 【8．2．4】
・実施する（試験方法及び試験数　※図示）　※実施しない

あと施工アンカーの施工 【8．12．1】

穿孔前の埋込み配管等の探査 【8．12．2】
範囲　※あと施工アンカー施工部分全て　・図示
方法　※探査器により探査し、配管等の位置の墨出を行う
・はつり出しによる

施工確認試験　※実施する　・実施しない 【8．2．4】【8．12．5】
試験の種類　・引張試験　・
対象とするアンカーの種類及び試験数　・図示による。

確認強度　・図示による

<14．1．3>

製品等を取り付けるための受材として、あと施工アンカーを使用する場合は、
標準仕様書14章金属工事14．1．3（b）による
引抜き耐力確認試験
・適用する（設計用引張強度　・　） <14．1．3>

㉚ 打増し壁に用いるシアコネクタ

現場打ちコンクリート壁の打増し部に用いる既存部とのシアコネクタ 【8．3．7】
種類　※図示
間隔（㎜）　※　500×500　・図示

㉛ 増設・補強工事のコンクリートの打込み

工法の種類 【8．21．8】
※流込み工法
・圧入工法

㉜ 柱補強

溶接金網巻き工法及び溶接閉鎖フープ巻き工法 【8．23．5】
柱頭柱脚の隅肉部周の型枠
※ポリスチレンフォーム保温材等を埋込む　・図示

㉝ 連続繊維シート巻

連続繊維の材料 【8．2．12】
・炭素繊維　・アラミド繊維　・ガラス繊維　・

連続繊維の材質
引張り強度（含浸硬化後）
・（　　）N/mm2
ヤング係数（含浸硬化後）
・（　　）N/mm2

下地処理 【8．24．4】
仕上げモルタルの除去
※行う　・行わない
ひび割れ部の改修 【4．1．4】【8．24．4】
・行う　・行わない

㉞ スリットの施工

既存躯体部の配管等の探査 【8．25．2】
※探査器により探査し、配管等の位置の墨出を行う
・はつり出し

9 環境配慮改修工事

1 アスベスト含有建材処理後の仕上工事

※図示

② アスベスト含有建材の処理工事

施工調査 【9，1，1】
・分析によるアスベスト含有建材の調査
分析方法
※　JIS A1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」による。
・
分析結果については、監督職員に報告すること。

材　料　名	定性分析	定量分析
	・（試料数：　）	・（試料数：　）
	・（試料数：　）	・（試料数：　）
	・（試料数：　）	・（試料数：　）

採取箇所は図示

アスベスト粉じん濃度測定 【9，1，1】
測定時期、場所及び測定点

適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点（各施工箇所ごと）
・	測定1	処理作業前	処理作業室内	・各1点・各2点・各3点
・	測定2		調査対象室外部の付近	計1点・計2点
⊙	測定3	処理作業中	処理作業室内	⊙各1点・各2点・各3点
			セキュリティゾーン入口	⊙各1点
⊙	測定4		負圧・除じん装置の排出吹出し口	出口吹出し風速1m/sec以下の位置 ⊙各1点・各2点
⊙	測定5		処理作業室外（敷地境界）	⊙計1点・4方向各1点
⊙	測定6	処理作業後（シート養生中）	処理作業室内	⊙各1点・各2点
・	測定7	処理作業後シート	処理作業室内	・各1点・各2点・各3点
・	測定8	撤去後1週間以降	調査対象室外部の付近	・計1点・計2点
⊙	測定9	事前清掃後	機械室	⊙計1点

測定方法

	測定3	測定1，2，4，6，7，8	測定5
メンブレンフィルタ直径（㎜）	25	25	47
試料の吸引流量（l/min）	・1　・	・5　・	・10・
試料の吸引時間（min）	・5　・	・120　・	・240・

アスベスト含有建材の処理
・アスベスト含有吹付け材の除去 【9，1，3】
除去対象範囲　※図示
除去工法　※改修標準仕様書9，1，3(b)(i)~(iv)による　・
除去したアスベスト含有吹付け材等の処理　※密封処理　・セメント固化
⊙アスベスト含有保温材等の除去 【9，1，4】
除去対象範囲　※図示
作業場の隔離　⊙行う
・アスベスト含有成形板の除去 【9，1，5】
除去対象範囲　※図示

③ 吹付けロックウールの除去工事

除去を行う吹付けロックウールの仕様等

分　類	厚さ（mm）	除去を行う範囲
・吹付けロックウール（乾式）		※　図示　・
・吹付けロックウール（湿式）		※　図示　・

施工調査
※行う
除去工事にあたり、あらかじめ事前の施工調査を次の事項について行う。調査結果は、図面により記録し、監督職員に提出する。
① ロックウールの使用部位の確認
② ロックウール層の厚さの確認
③ ロックウール除去施工範囲の確認
④ 廃棄物などの搬出方法

施工計画
着工に先立ち、除去工事に伴う粉じんの飛散防止対策を盛り込んだ施工計画書を施工調査等の結果に基づき作成し、監督職員の承諾を受ける。
なお、施工計画書に記載すべき事項は、次のとおりとする。
① 工事概要
ア．工事名称、イ．工事場所、ウ．工事期間、
エ．工事内容（部位別の状況及び工法）、オ．その他
② 管理組織
③ 安全衛生管理及び飛散防止対策
④ 使用用具、機器類
⑤ 工事の流れ
⑥ 仮設計画（足場、養生）
⑦ 作業要領（作業計画図面を含む）
⑧ 確認、検査方法
⑨ 工事工程表
⑩ その他必要事項

安全衛生管理
（1）洗浄設備
洗眼、うがいの設備を設ける。
更衣設備等を設ける。
（2）表示・掲示
関係者以外立入禁止、喫煙・飲食の禁止等の表示を行う。
（3）作業所の養生
除去場所をプラスチックシート等で囲い、外部への粉じん飛散を防止する。
（4）保護具等
除去作業者には、呼吸用保護具、保護メガネ及び作業着を着用させる。

除去処理工事
（1）ロックウール除去
除去作業中は、原則として散水その他の方法により、常に湿潤な状態として作業を行う。
（2）ロックウールの集積、運搬、処分等
除去作業場所において、除去したロックウールは、丈夫なプラスチック袋に入れ、飛散防止措置を講じ、運搬、処分する。

検査及び後片付け
（1）除去作業が終了後、ロックウール及び作業着等に付着した粉じんが残存しないよう、真空掃除機等により、清掃及び片付けを十分に行う。
（2）監督職員の立会いのうえ、除去が十分に行われたかを、目視により検査を行う。

施工記録
（1）施工記録報告書を作成し、監督職員に提出する。
（2）施工記録報告書は、下記事項により作成する。
① 施工計画書
② 工事記録及び工事写真
③ 産業廃棄物処理記録
④ 施工調査等記録
⑤ 作業者の作業記録
⑥ その他必要事項

釧路労働基準監督署18改修（建築その他）工事
改修特記仕様書（その3）
北海道労働局総務部
A-04

9 環境配慮改修工事

④ アスベスト含有保温材等の除去工事

(1)除去の工法 【9．1．4】
（※粉じん飛散抑制剤等で湿潤化後除去［手ばらし］
⊙乾式力ボネーター工法、ウオータージェット工法等

(2)除去物及び汚染物の処理
処理方法は下記のとおりとする。
また、処理施設については、受入条件等を確認の上、
事前に監督員と協議すること。
(a)処理方法（※密封処理［二重袋梱包］ ・セメント固化）
(b)処分施設へ搬出（調書を監督員に提出する）
⊙ｱｽﾍﾞｽﾄ含有保温材等
受入先：改修特記仕様書１章3による

5 断熱アスファルト防水改修工事

工法の種類 改修特記仕様書3章6アスファルト防水による。 【9．2．3】

6 外断熱改修工事

材料 【9．3．2】
断熱材材料 改修特記仕様書9章7断熱・防露改修工事による。
外装材の種類 改修特記仕様書（ ）章（ ）による。
防湿材

既存外壁の処置 【9．3．3】
既存外壁仕上材の撤去 ・行う ・行わない
下地面の清掃
・
欠損部の改修工法
・改修特記仕様書4－（ ）章（ ）による。

工法 【9．3．4】
・
通気層の有無 ・有 ・無
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する
建築基準法に基づき定められた区分等 基準風速 Vo=（ ）m/s
地表面粗度区分 （・Ⅰ ・Ⅱ ・Ⅲ ・Ⅳ）

7 ガラス改修工事

材料 【9．4．2】
複層ガラスの断熱性・日射遮へい性の区分 改修特記仕様書5章15ガラスによる

⑧ 断熱・防露改修工事 ⑤

断熱材は、原則としてグリーン購入法における特定調達品目を使用すること。

⊙発泡プラスチック保温材 <19．9．2>

種 類		施工箇所及び厚さ（mm）		
⊙押出法ポリスチレンフォーム	3種b	・断熱防水（表皮付）	平部 ・50	・75 ・
			立上 ・25	・30 ・
		・土間下 （表皮付）	・30	・
		・基礎側	・30	・
	2種b	⊙壁、柱梁	・30	⊙25
		・屋根床版下	・50	・
・ビーズ法ポリスチレンフォーム	特号	・壁、柱梁	・30	・
		・屋根床版下	・50	・
・硬質ウレタンフォーム		・	・	

⊙人造鉱物繊維保温板 <19．9．2>

種 類		追加仕様・工法等	厚さ（mm）	施工箇所
⊙グラスウール保温板	※32K ・	⊙発水処理	⊙25 ⊙50	外壁面
⊙ロックウール保温板	⊙1号 ⊙2号	・	⊙50 ・	煙突断熱材等

・吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材（断熱材現場発泡工法） <19．9．3>
種類 ※A1種 ・
難燃性を有するもの

施工箇所	厚さ(mm)
一般部（ ）	・25 ・
開口部廻り	・25 ・
建具内	・充填 ・
ルーフドレン廻りの床下版等	・25 ・
・部分的にあと張りとしなければならない箇所	
・図示	・25 ・

・その他の断熱材

種 類	仕様・工法	厚さ	施工箇所

ロックウール、グラスウール、ユリア樹脂又はメラミン樹脂を使用した断熱材のホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 ・第三種

・ポリスチレンフォーム床下地材
ノンフロンタイプⒼ

工 法	モルタル厚（mm）	パネル厚（mm）	施工箇所
・空練りモルタル工法及び均しモルタル工法	・		・和室 ・
・筋モルタル密着工法及びモルタルダンゴ工法	・		・和室 ・洋室 ・

・PF複合板

フレキシブル板厚さ （mm）	PF板厚さ（mm）	施工箇所
※6 ・8	※30 ・40 ・	
※6 ・8	※30 ・40 ・	

材質等は、改修特記仕様書6章20及び9章7による。

9 屋上緑化 ⑥

植栽基盤及び材料 【9,6,2】
・屋上緑化軽量システム
芝及び地被類の樹種並びに種類等 ※図示 ・

工 法 【9,6,3】
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する
建築基準法に基づき定められた区分等 基準風速 Vo=（ ）m/s
地表面粗度区分 （・Ⅰ ・Ⅱ ・Ⅲ ・Ⅳ）

支柱 ・設置する （種類 ・図示 ・ ）
かん水装置 ・設置する （工事区分は図示による）
既存保護層の撤去 ・行う

釧路労働基準監督署18改修（建築その他）工事
改修特記仕様書（その4） A-05
北海道労働局総務部

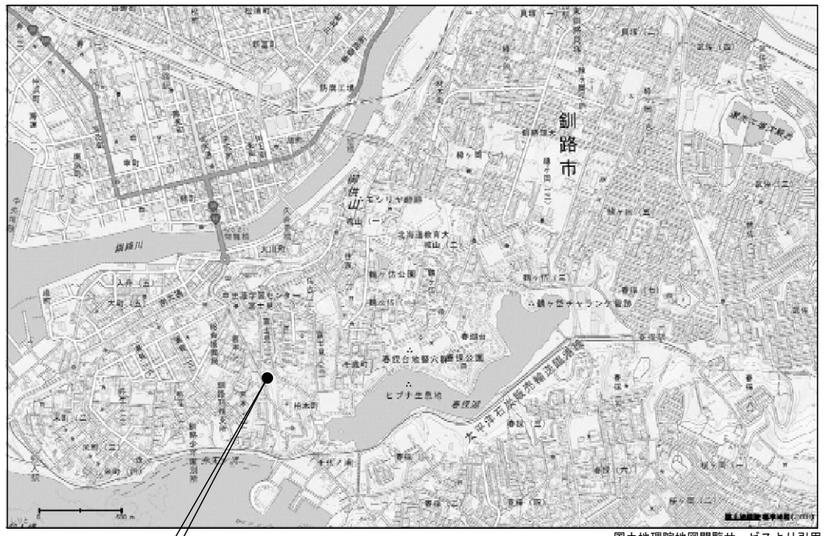

国土地理院地図閲覧サービスより引用

釧路市柏木町２－１２

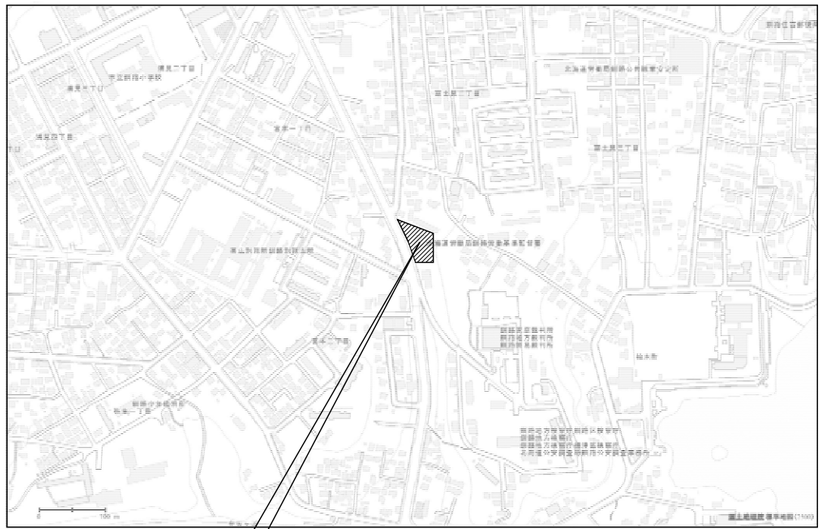

国土地理院地図閲覧サービスより引用

釧路市柏木町２－１２

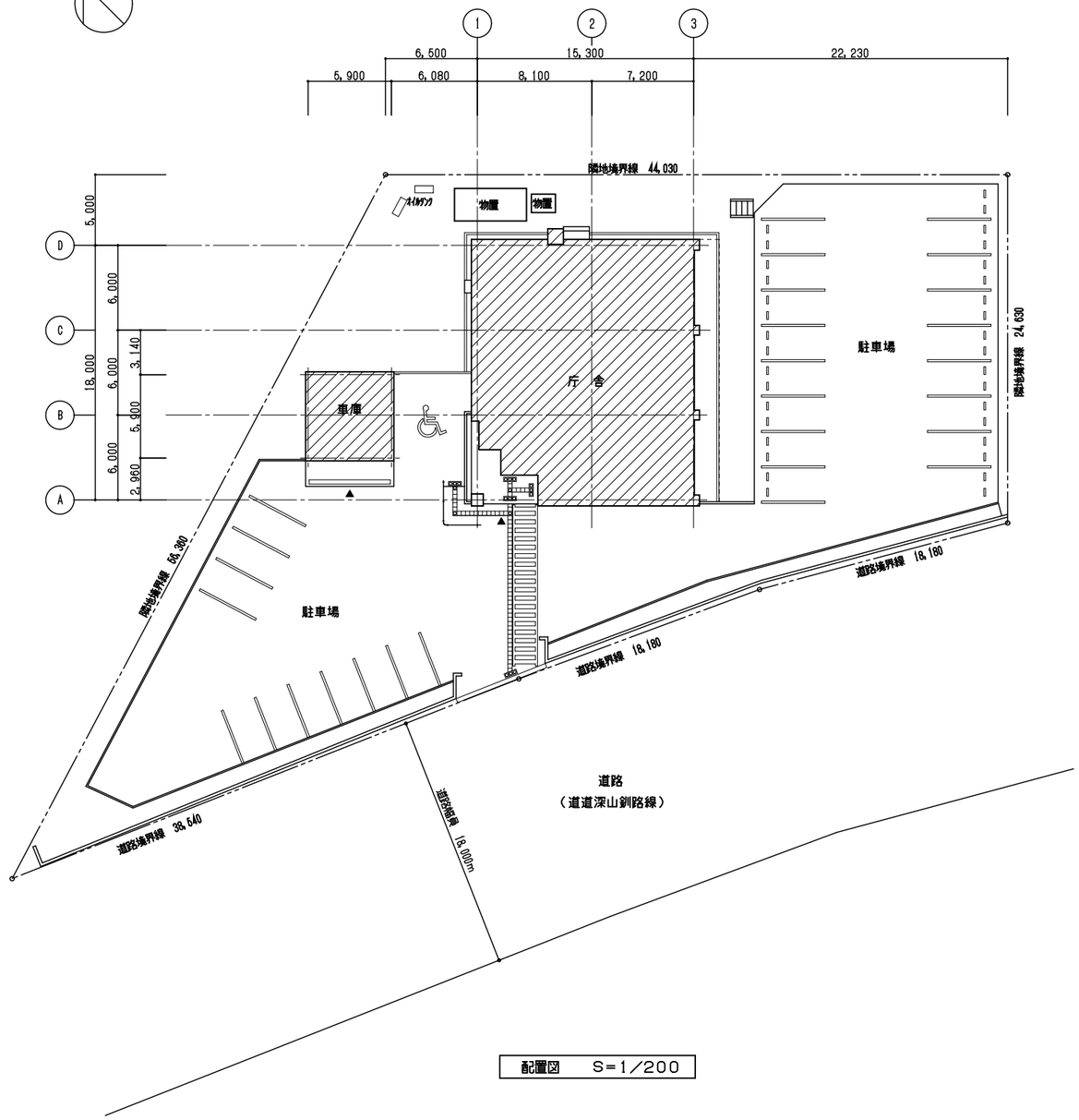

配置図　S＝1／200

凡例									
	▨	改修工事対象建物を示す	———	敷地境界線					
			◎	境界石					

釧路労働基準監督署１８改修（建築その他）工事

案内図・配置図　S＝1／200　A-06

北海道労働局総務部

一般共通事項

1. 図中の番号 〇〇〇-〇 の番号は建築工事標準詳細図の分類番号を示す。材種、寸法、取合いなどでそのまま適用できないものはこれに準ずる。
2. 新設、既存の特記なき内部の木・鉄部の塗装はEP-Gとし、外部鉄部の塗装はDPとする。ただし、和室廻りの木部及び造付け家具類の内部は塗装しない。
3. 柱型、梁型及び下り壁の仕上で図示のない個所は壁仕上による。
4. 特記なき室名札は 8-41とする。
5. 仕上欄が空欄の場合は、既存のままとする。

記号

記号	名称	記号	名称
GB-R	せっこうボード	SOP	合成樹脂調合ペイント塗り
GB-NC	不燃積層せっこうボード	EP	合成樹脂エマルションペイント塗り
GB-NC（T）	不燃積層せっこうボード（トラバーチン模様）	EP-G	つや有合成樹脂エマルションペイント塗り
GB-P	吸音用穴あき石こうボード	EP-T	合成樹脂エマルション模様塗料塗り
GB-D（W）	化粧せっこうボード（木目模様）	2-ASE	アクリルシリコン樹脂エナメル塗り
DR（T）	ロックウール化粧吸音板（普通）	NAD	アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り
DR（凹凸）	ロックウール化粧吸音板（立体模様）	AE	アクリル樹脂エナメル塗り
FK	無石綿セメントけい酸カルシウム板	FE	フタル酸樹脂エナメル塗り
FK-P	吸音用穴あき無石綿セメントけい酸カルシウム板	CL	クリヤラッカー塗り
PF	ポリスチレンフォーム保温板	UC	ウレタン樹脂ワニス塗り
GW-B	グラスウール吸音ボード	OS	オイルステイン塗り
GB-S	シージング石こうボード	DP	耐候性塗料塗り
F	フレキシブル板	複層塗材	複層仕上塗材塗り
化粧F	化粧フレキシブル板		

表記のないボード記号については、「6内装改修工事 20せっこうボード、その他のボード及び合板張り」による。

外部仕上

区分	床	腰	壁・柱・はり	軒天井	屋根	ひさし 天井	ひさし 側面及び柱	ひさし 屋根
既存仕上	磁器質タイル モルタル	押出成型セメント板（塗装品） 外断熱パネル後貼の上、仕上塗材塗り （GL-100まで）	押出成型セメント板（塗装品） （一部撤去） （一部既存塗膜除去）	――――	ステンレスシート防水	アルミモールディング	――――	――――
改修仕上	既存のまま	既存のまま	押出成型セメント板の上 外装薄塗材E（一部新設） （一部外装薄塗材Eのみ塗替）	――――	既存のまま	既存のまま	――――	――――
改修内容			外部建具開口塞ぎ部に外壁パネル新設 塗膜脆弱部塗装塗替					

内部仕上

室名 新規	室名 既存	区分	床 仕上	床 改修内容	壁取合（巾木） 仕上	壁取合（巾木） 改修内容	壁 仕上	壁 改修内容	天井取合 仕上	天井取合 改修内容	天井 仕上	天井 改修内容	化学物質濃度測定箇所数	備考
（1階）			共通事項 A 既存床仕上撤去後新設（仕上のみ） B 既存床仕上撤去後新設（下地共） D 床仕上新設（仕上のみ） E 床仕上新設（下地共） F 床仕上取外し・再取付（仕上げのみ） G 既存床仕上撤去後新設、下地のみ取外し・再取付		共通事項 A 既存巾木撤去後新設（塗装のみ） B 既存巾木撤去後新設 E 巾木新設 F 巾木撤去		共通事項 A 既存壁仕上撤去後新設（塗装・壁紙等のみ） B 既存壁仕上撤去後新設（仕上のみ） C 既存壁仕上撤去後新設（下地共） D 壁仕上新設（塗装・壁紙等のみ） E 壁仕上新設 F 壁仕上撤去		共通事項 A 既存見切縁撤去後新設 E 見切縁新設 F 見切縁撤去		共通事項 A 既存天井仕上撤去後新設（塗装・壁紙等のみ） B 既存天井仕上撤去後新設（仕上のみ） C 既存天井仕上撤去後新設（下地共） D 天井仕上新設（塗装・壁紙等のみ） E 天井仕上新設			
風除室	風除室	既存	磁器質タイル （1-01-6）		アルミ水切		押出中空セメント板（塗装品）		軒天通気口 （アルミパンチングメタル）		アルミモールディング （3-01-9）			
		改修	既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま			
玄関ホール	玄関ホール	既存	ビニル床タイル 一部視覚障害者用磁器質タイル （1-01-4）		テラゾーブロック		モルタル塗 タイル状吹付 （2-02-13）		アルミニウム製見切縁		DR（T）t9 （3-01-4）			
		改修	既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま			
会議室	会議室	既存	ビニル床タイルt2.0 （1-01-4）		ビニル巾木 H=60 （2-11-1）		GB-Rt12.5 EP （2-03-4）		アルミニウム製見切縁		GB-NCt9.5 （3-01-2）			
		改修	既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま			
喫煙コーナー	喫煙コーナー	既存	ビニル床タイル （1-01-4）		ビニル巾木 H=60 （2-11-1）		GB-Rt12.5の上ビニルクロス アルミパーテーション （2-03-4）		アルミニウム製見切縁		GB-NCt9.5 （3-01-2）			
		改修	既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま			
準備室	準備室	既存	ビニル床タイルt2.0 （1-01-4）		ビニル巾木 H=60 （2-11-1）		GB-Rt12.5 EP （2-03-4）		アルミニウム製見切縁		GB-NCt9.5 （3-01-2）			
		改修	既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま			
男子便所 便所女子 身障者用便所	男子便所 便所女子 身障者用便所	既存	ビニル床シート（目地溶接） （1-01-4）		陶器質タイル		陶器質タイル		アルミニウム製見切縁 （3-11-9）		FKt6 EP （3-01-1）			
		改修	既存のまま		既存のまま		既存のまま		アルミニウム製見切縁 （3-11-9）	A （男子便所 一部）	FKt6 EP （3-01-1）	B （男子便所 一部）		

釧路労働基準監督署18改修（建築その他）工事	
改修仕上表（1） NON	A-07
北海道労働局総務部	

内部仕上

室名 新規	室名 既存	区分	床 仕上	床 改修内容	壁取合（巾木） 仕上	壁取合（巾木） 改修内容	壁 仕上	壁 改修内容	天井取合 仕上	天井取合 改修内容	天井 仕上	天井 改修内容	化学物質濃度測定箇所数	備考
			共通事項 A 既存床仕上撤去後新設（仕上のみ） B 既存床仕上撤去後新設（下地共） D 床仕上新設（仕上のみ） E 床仕上新設（下地共） F 床仕上取外し・再取付（仕上げのみ） G 既存床仕上撤去後新設、下地のみ取外し・再取付		共通事項 A 既存巾木撤去後新設（塗装のみ） B 既存巾木撤去後新設 E 巾木新設 F 巾木撤去		共通事項 A 既存壁仕上撤去後新設（塗装・壁紙等のみ） B 既存壁仕上撤去後新設（仕上のみ） C 壁仕上撤去後新設（下地共） D 壁仕上新設（塗装・壁紙等のみ） E 壁仕上新設 F 壁仕上撤去		共通事項 A 既存見切縁撤去後新設 E 見切縁新設 F 見切縁撤去		共通事項 A 既存天井仕上撤去後新設（塗装・壁紙等のみ） B 既存天井仕上撤去後新設（仕上のみ） C 既存天井仕上撤去後新設（下地共） D 天井仕上新設（塗装・壁紙等のみ） E 天井仕上新設			
廊下	廊下	既存	ビニル床タイルt2.0 (1-01-4)		ビニル巾木 H=60 (2-11-1)		モルタル EP GB-Rt12 EP (2-03-4)		アルミニウム製見切縁		GB-NC(T) t9.5 (3-01-2)			
		改修	既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま			
機械室	機械室	既存	硬質着色床 (1-01-1)		モルタル EP (2-11-7)		モルタル EP(H=2,000) (2-02-12) グラスウールボードt25 (2-02-13)	一部 C	突付		グラスウールボードt25 (3-01-12)			
		改修	既存のまま		既存のまま		モルタル EP(H=2,000) (2-02-12) グラスウールボードt25 (2-02-13)		既存のまま		既存のまま			
倉庫	倉庫	既存	コンクリートこて仕上 (1-01-3)				断熱パネル打込 コンクリート打放のまま ブロック化粧目地仕上 (2-02-12)				コンクリート打放のまま			
		改修	既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま			
（2階）		既存												
		改修												
署長室	署長室	既存	タイルカーペット		ビニル巾木 H=60 (2-11-1)		単板張t0.5		アルミニウム製見切縁		GB-NC(T) t9.5 (3-01-2)			
		改修	既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま			
事務室	事務室	既存	ビニル床タイルt2.0 (1-01-4)		ビニル巾木 H=60 (2-11-1)		GB-Rt12 EP (2-03-4)		アルミニウム製見切縁		GB-NC(T) t9.5 EP (3-01-2)			
		改修	既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま		GB-NC(T) t9.5 EP (3-01-2)	一部 B		
給湯室	給湯室	既存	ビニル床タイルt2.0 (1-01-4)		モルタル EP (2-11-7)		モルタル EP+VE (2-02-13)		アルミニウム製見切縁 (3-11-9)		FKt6 EP (3-01-1)			
		改修	既存のまま		既存のまま		既存のまま		アルミニウム製見切縁 (3-11-9)	一部 A	FKt6 EP (3-01-1)	一部 B		
相談室	相談室	既存	ビニル床タイルt2.0 (1-01-4)		ビニル巾木 H=60 (2-11-1)		GB-Rt12 EP (2-02-4)		アルミニウム製見切縁		GB-NC(T) t9.5 (3-01-2)			
		改修	既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま			

釧路労働基準監督署18改修（建築その他）工事	
改修仕上表（2） NON	A-08
北海道労働局総務部	

内部仕上

室名 新規	室名 既存	区分	床 仕上	床 改修内容	壁取合（巾木） 仕上	壁取合（巾木） 改修内容	壁 仕上	壁 改修内容	天井取合 仕上	天井取合 改修内容	天井 仕上	天井 改修内容	化学物質濃度測定箇所数	備考
			共通事項 A 既存床仕上撤去後新設（仕上のみ） B 既存床仕上撤去後新設（下地共） D 床仕上新設（仕上のみ） E 床仕上新設（下地共） F 床仕上取外し・再取付（仕上げのみ） G 既存床仕上撤去後新設、下地のみ取外し・再取付		共通事項 A 既存巾木撤去後新設（塗装のみ） B 既存巾木撤去後新設 E 巾木新設 F 巾木撤去		共通事項 A 既存壁仕上撤去後新設（塗装・壁紙等のみ） B 既存壁仕上撤去後新設（仕上のみ） C 壁仕上撤去後新設（下地共） D 壁仕上新設（塗装・壁紙等のみ） E 壁仕上新設 F 壁仕上撤去		共通事項 A 既存見切縁撤去後新設 E 見切縁新設 F 見切縁撤去		共通事項 A 既存天井仕上撤去後新設（塗装・壁紙等のみ） B 既存天井仕上撤去後新設（仕上のみ） C 既存天井仕上撤去後新設（下地共） D 天井仕上新設（塗装・壁紙等のみ） E 天井仕上新設			
相談室	相談室	既存	ビニル床タイルt2.0 (1-01-4)		ビニル巾木 H=60 (2-11-1)		GB-Rt12 EP (2-03-4)		アルミニウム製見切縁 (3-11-9)		GB-NC(T) t9.5 (3-01-2)			
		改修	既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま			
ホール	ホール	既存	ビニル床タイルt2.0 (1-01-4)		ビニル巾木 H=60 (2-11-1)		GB-Rt12 EP (2-03-4)		アルミニウム製見切縁 (3-11-9)		GB-NC(T) t9.5 (3-01-2)			
		改修	既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま			
階段室	階段室	既存	ビニル床タイルt2.0(端上共) (1-01-4)		ビニル巾木 H=60 (2-11-1)		GB-Rt12 EP (2-03-4)		アルミニウム製見切縁 (3-11-9)		GB-NC(T) t9.5 EP (3-01-2)			
		改修	既存のまま		既存のまま		一部 GB-Rt12.5 EP (2-03-4)	一部 C	アルミニウム製見切縁 (3-11-9)	一部 A	GB-NC(T) t9.5 EP (3-01-2)	一部 B 一部 C		縦型ブラインド、ブラインドボックス撤去(3-32-1) (縦型ブラインド W5,740 H1,800)
		既存												
		改修												
		既存												
		改修												
		既存												
		改修												
		既存												
		改修												
		既存												
		改修												

釧路労働基準監督署18改修（建築その他）工事

改修仕上表（3） NON

北海道労働局総務部

A-09

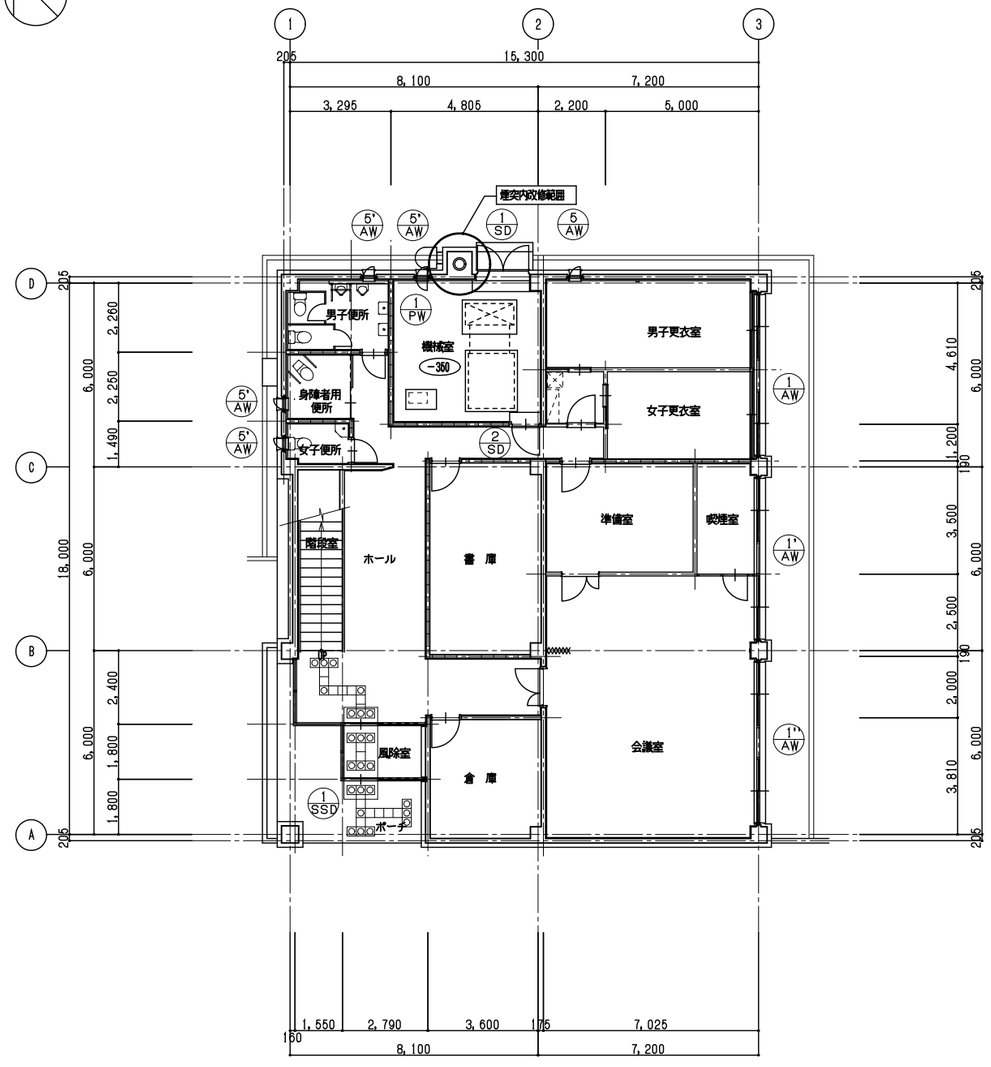

1階平面図　S＝1／100

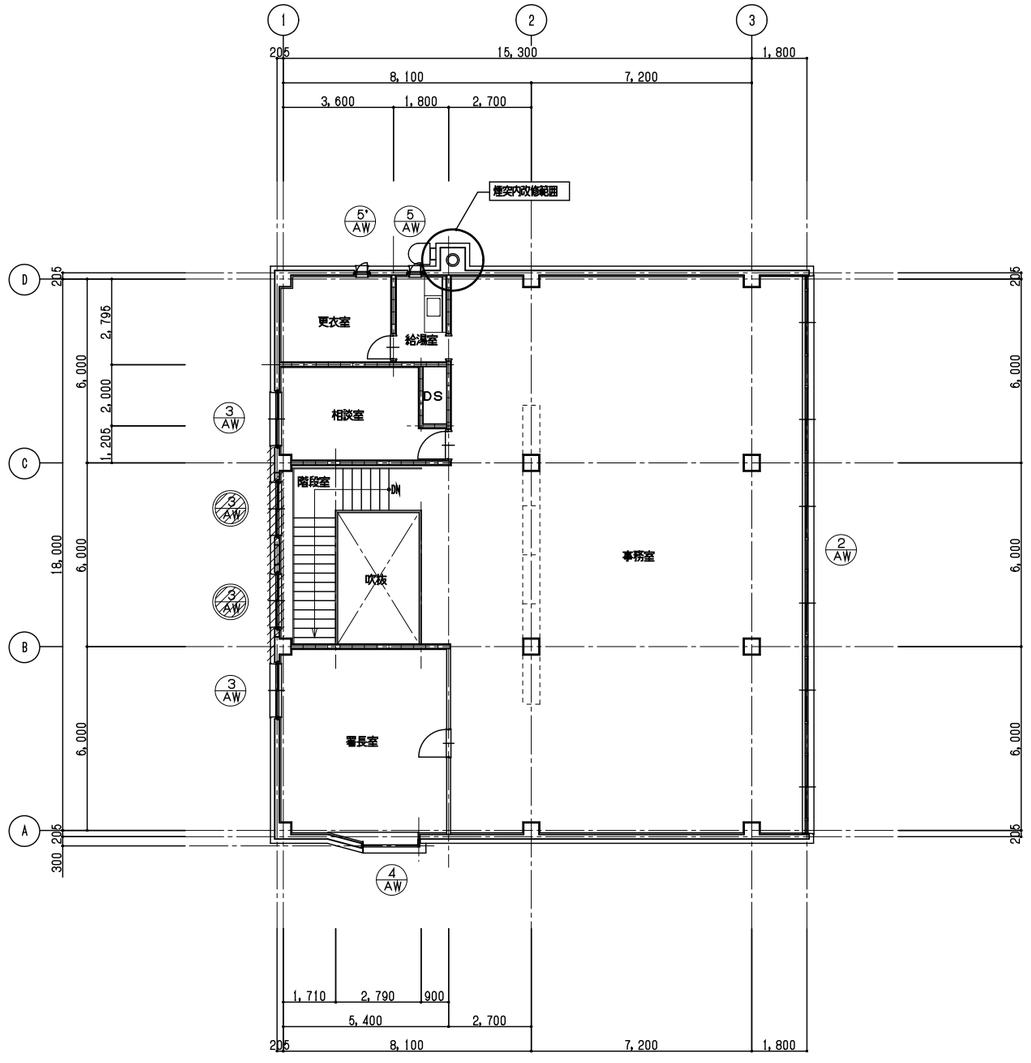

2階平面図　S＝1／100

凡例										
	鉄筋コンクリート造		撤去部分を示す（耐震改修）（DT-1）		既存建具記号					釧路労働基準監督署１８改修（建築その他）工事
	コンクリートブロック造				撤去建具記号					１・２階平面図（既存）　S＝1／100　A-10
	軽量鉄骨下地壁（2-21-1）	±0	現況FLよりの床レベルを表す 特記なき場合はFL±0とする							北海道労働局総務部

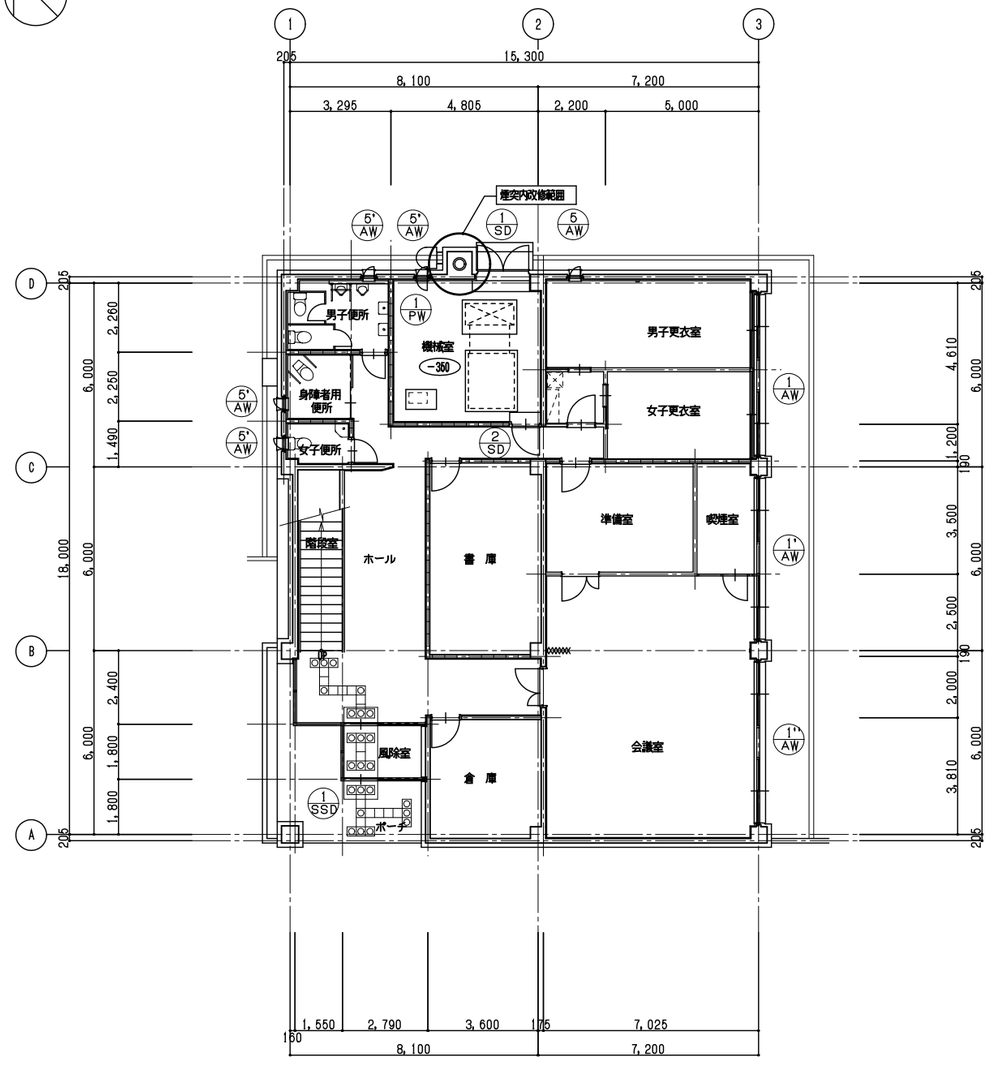

1階平面図　S＝1／100

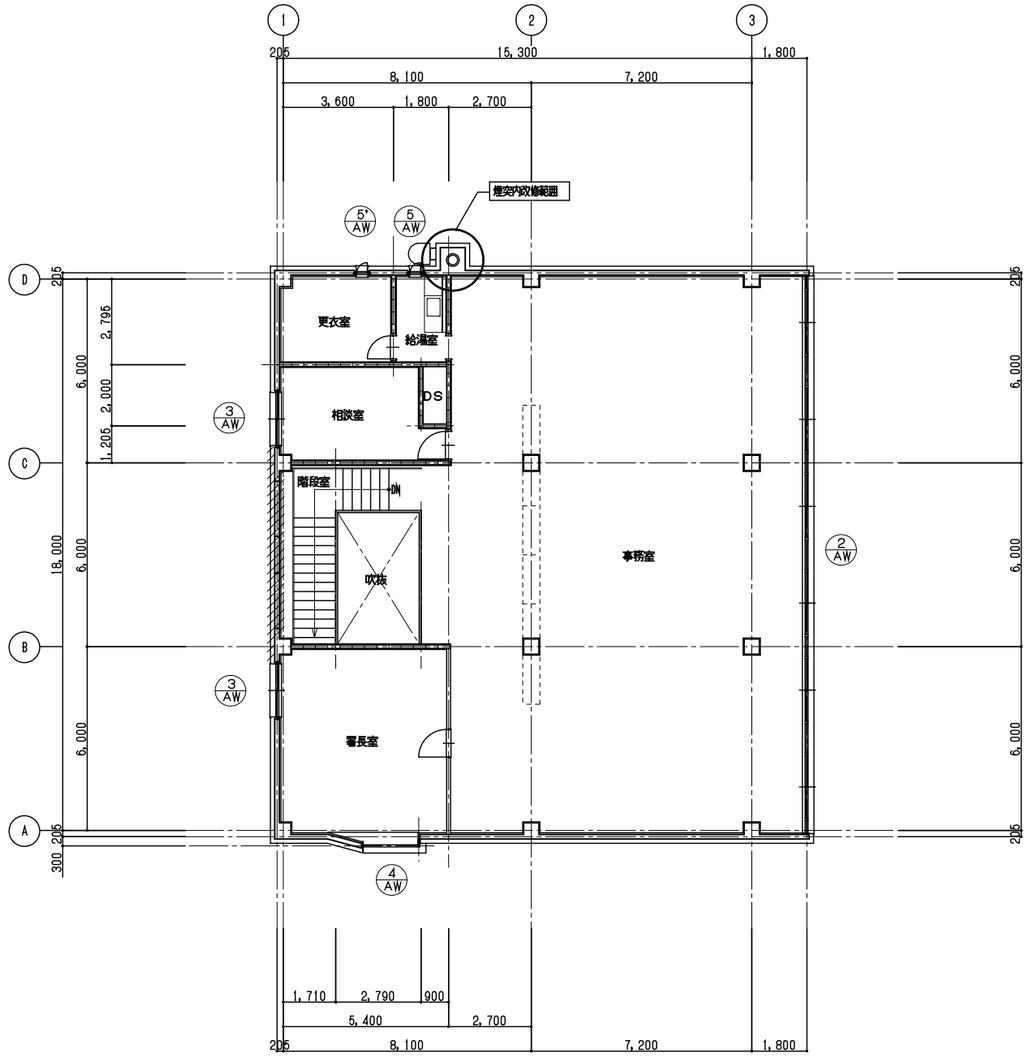

2階平面図　S＝1／100

凡例										
	鉄筋コンクリート造		改修部分を示す（耐震改修）（DT-1）		既存建具記号					釧路労働基準監督署18改修（建築その他）工事
	コンクリートブロック造									1・2階平面図（改修）　S＝1／100　A-11
	軽量鉄骨下地壁（2-21-1）	±0	現況FLよりの床レベルを表す 特記なき場合はFL±0とする							北海道労働局総務部

既存

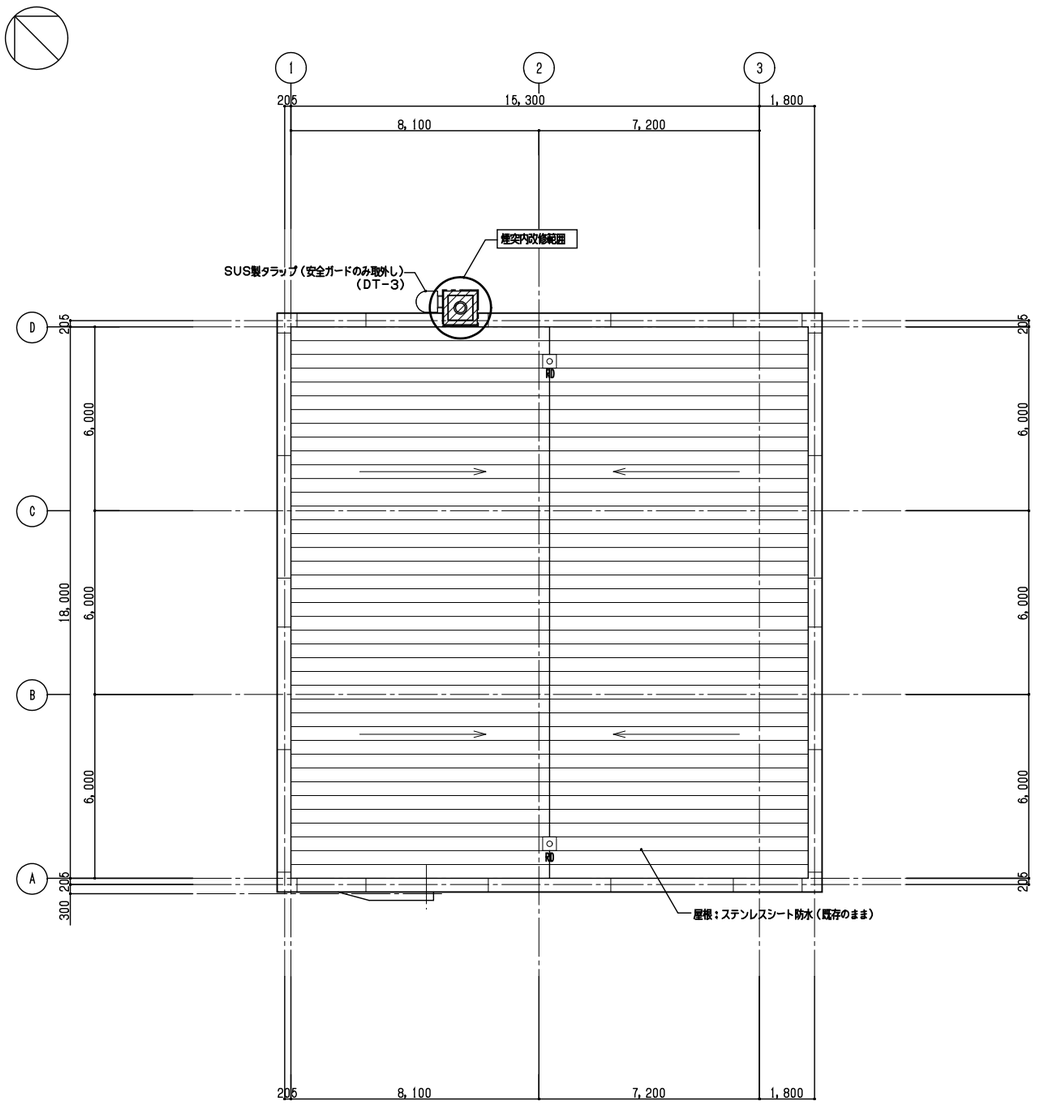

屋根伏図　S＝1／100

改修

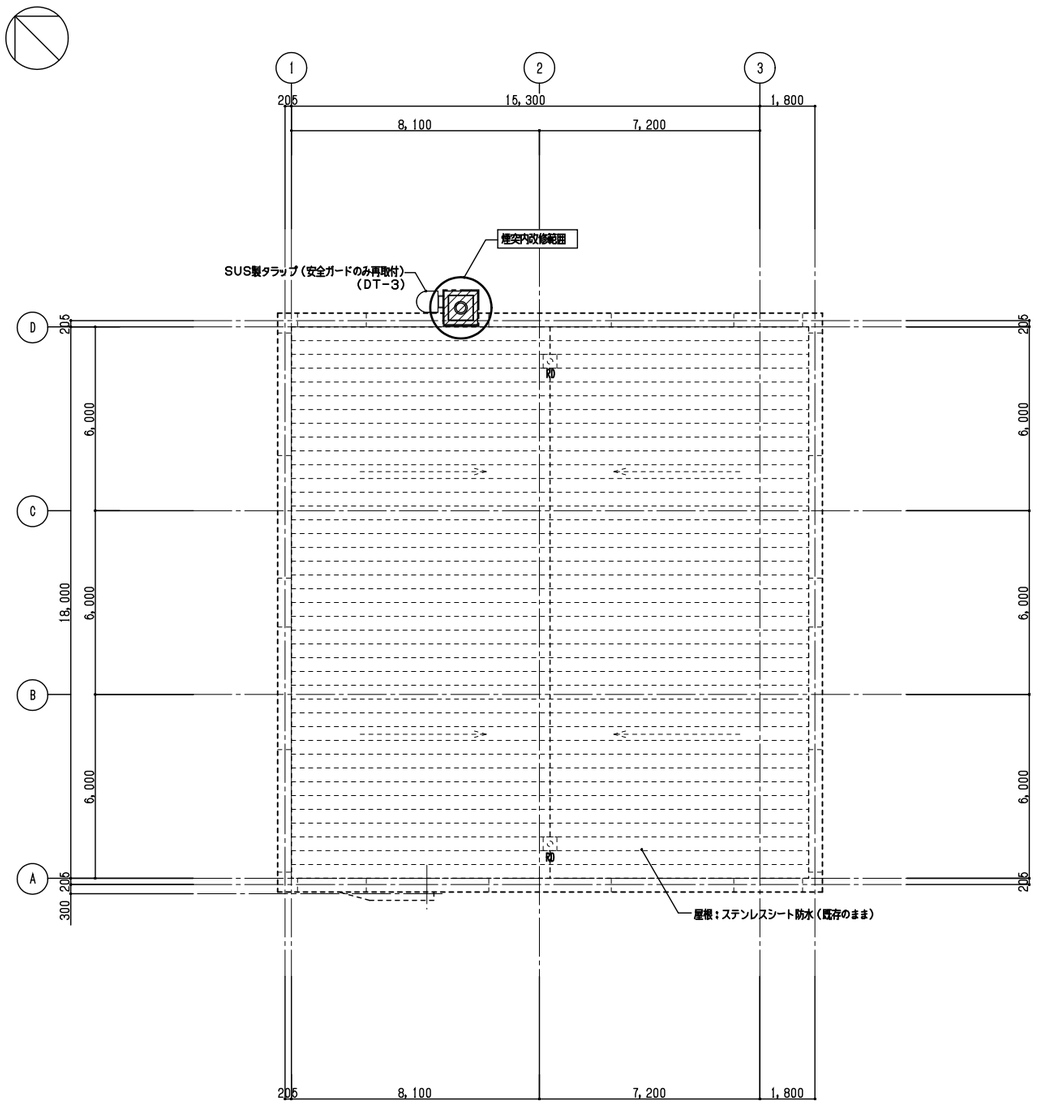

屋根伏図　S＝1／100

凡例	屋根伏図（既存）		屋根伏図（改修）	
	SUS製庫笠（笠木、鉄筋共撤去）（DT-2）		SUS製庫笠（笠木、鉄筋共新設）（DT-2）	

釧路労働基準監督署18改修（建築その他）工事

屋根伏図（既存・改修）　S＝1／100　A-12

北海道労働局総務部

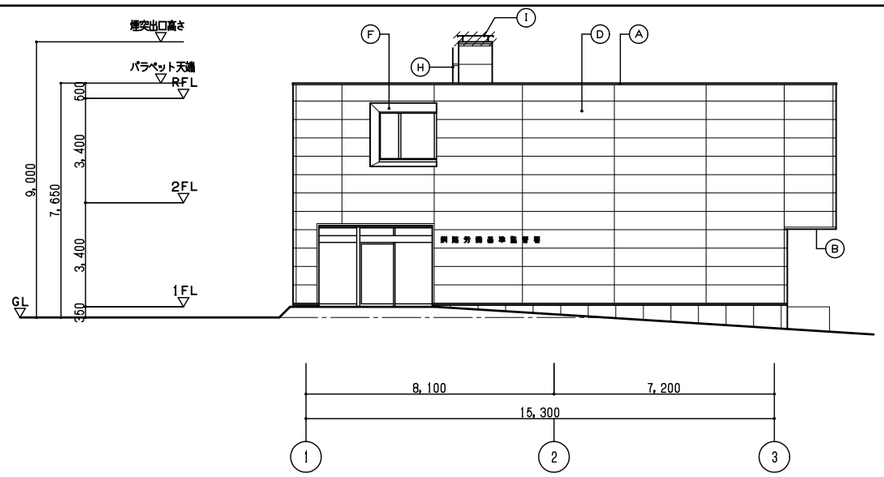

西立面図　S＝1／100

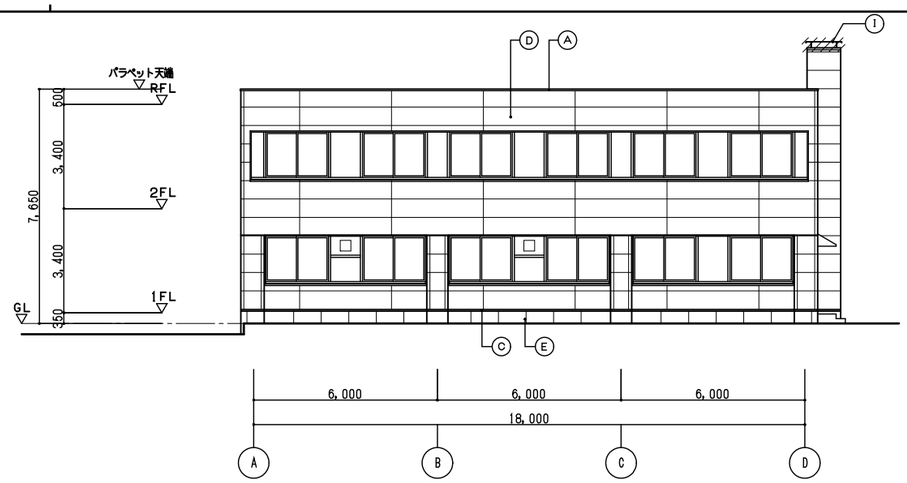

南立面図　S＝1／100

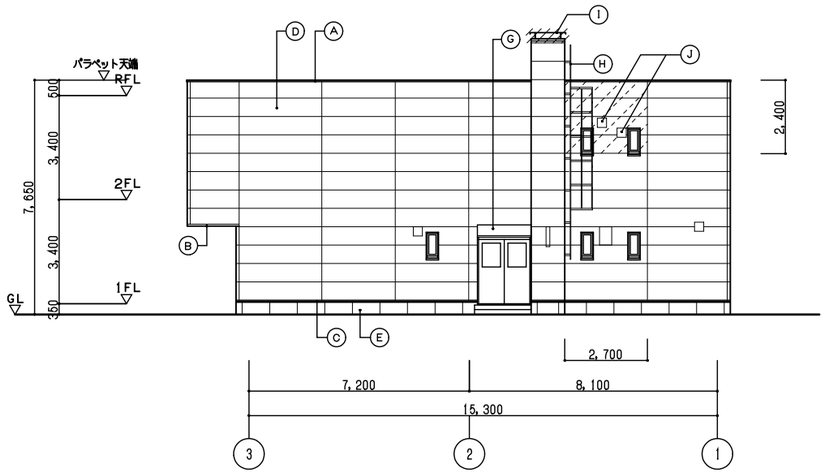

東立面図　S＝1／100

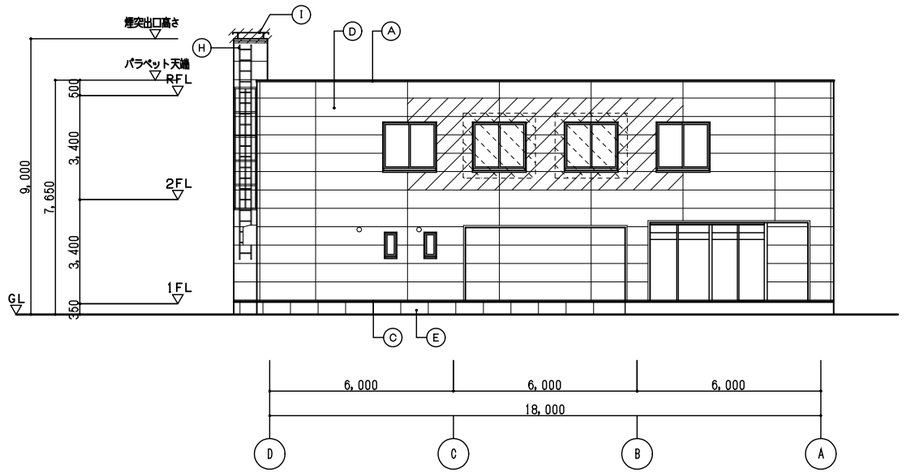

北立面図　S＝1／100

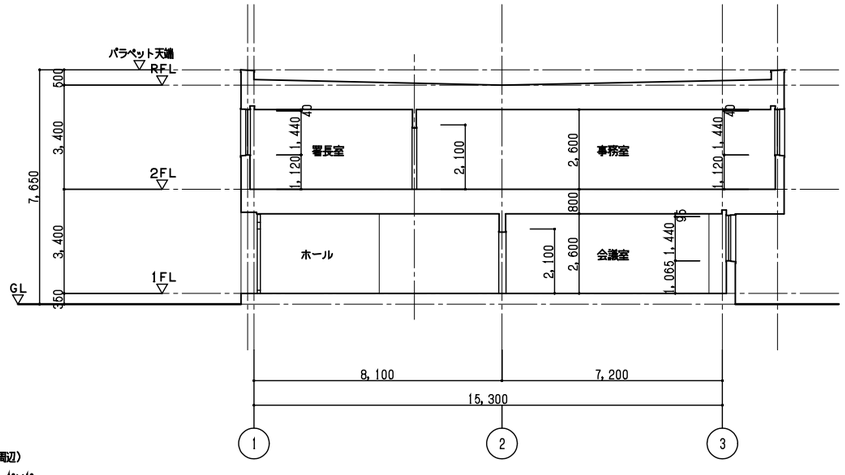

断面図　S＝1／100

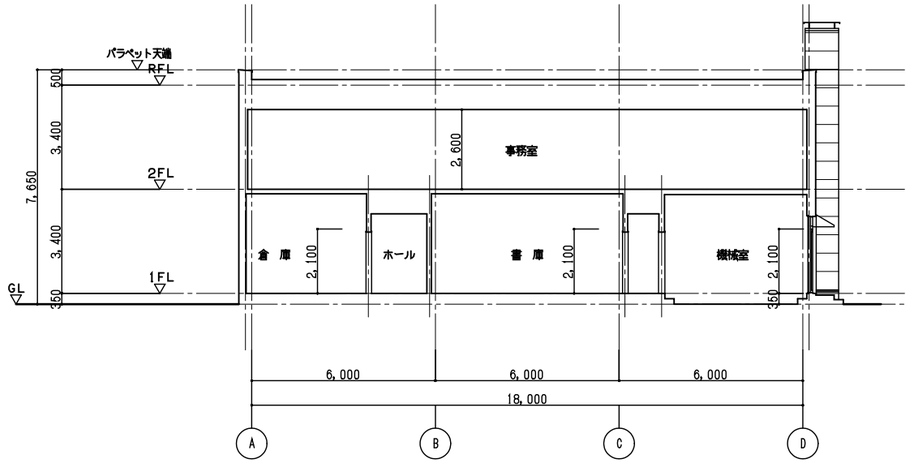

断面図　S＝1／100

※シーリング撤去部分（塗装塗替部周辺）
換気フード廻り、パネル縦目地　10×10
外部建具廻り（2階AW－5，－5'）　パネル取合4周　15×10

凡例

	押出成形セメント板t26（塗装品）撤去 グラスウール保温板t25+t50（32kg/m3）撤去 AW－3撤去（DT－1）	Ⓐ	アルミ製笠木	Ⓔ	外断熱パネル後貼りの上複層仕上塗材	Ⓘ	SUS製庫笠（笠木、鉄筋共撤去）（DT－2）		
		Ⓑ	アルミ見切水切	Ⓕ	カラーアルミパネル	Ⓙ	SUS製換気フード300角		
	RC壁撤去（DT－1）	Ⓒ	アルミ腰水切	Ⓖ	小庇：SUS製W1,675×D600×H470				
	既存塗膜除去部分（塗膜剥離剤工法、高圧水洗い洗浄10MPa以上） シーリング撤去：換気フード、窓廻り、外壁パネル縦目地	Ⓓ	押出成形セメント板（塗装品）	Ⓗ	SUS製タラップ（安全ガードL＝4,000のみ取外し）（DT－3）				

釧路労働基準監督署18改修（建築その他）工事		
立面図・断面図（既存）	S＝1／100	A-13
北海道労働局総務部		

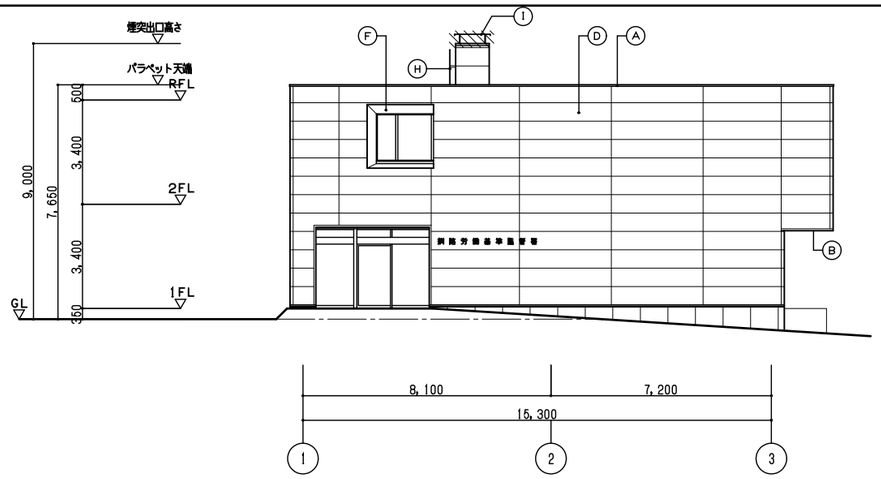

西立面図　S＝1／100

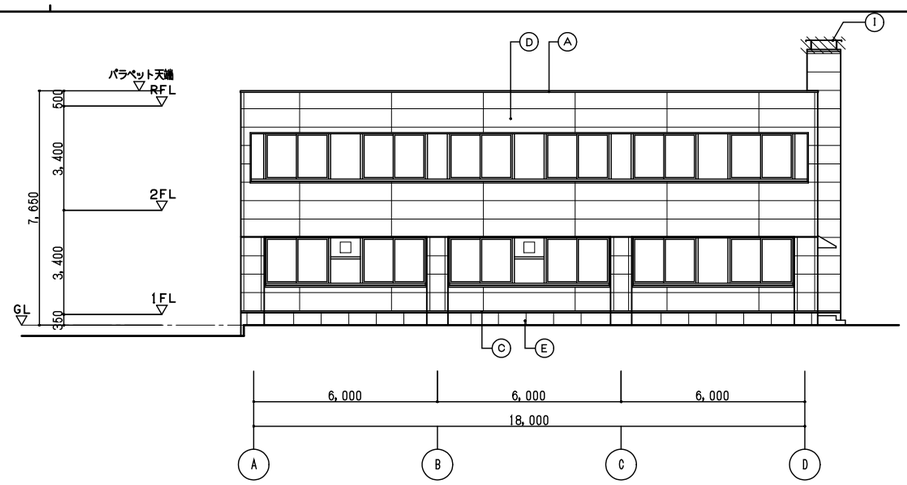

南立面図　S＝1／100

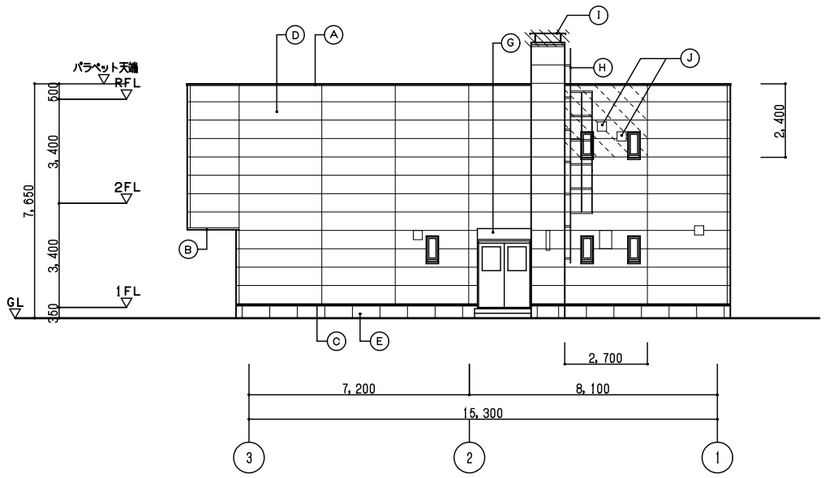

東立面図　S＝1／100

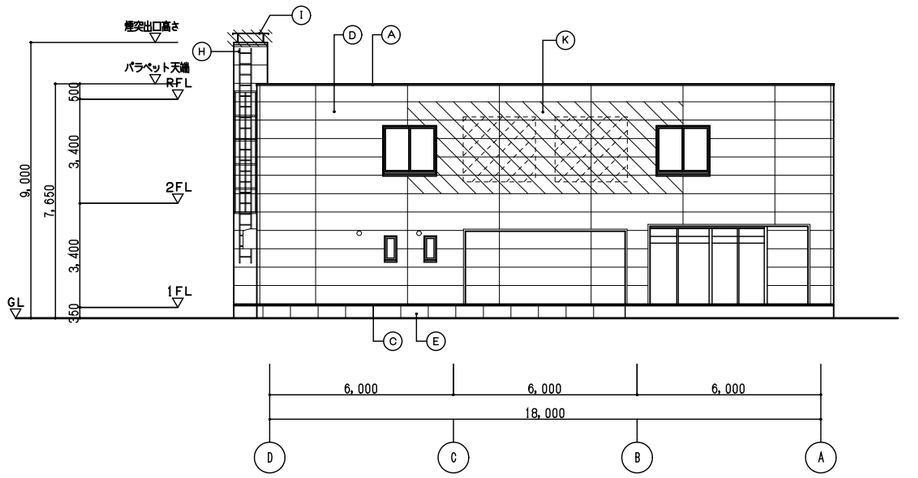

北立面図　S＝1／100

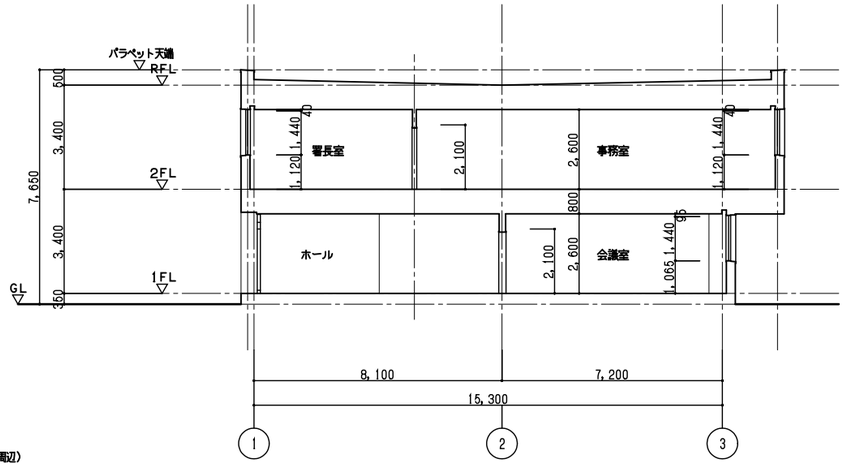

断面図　S＝1／100

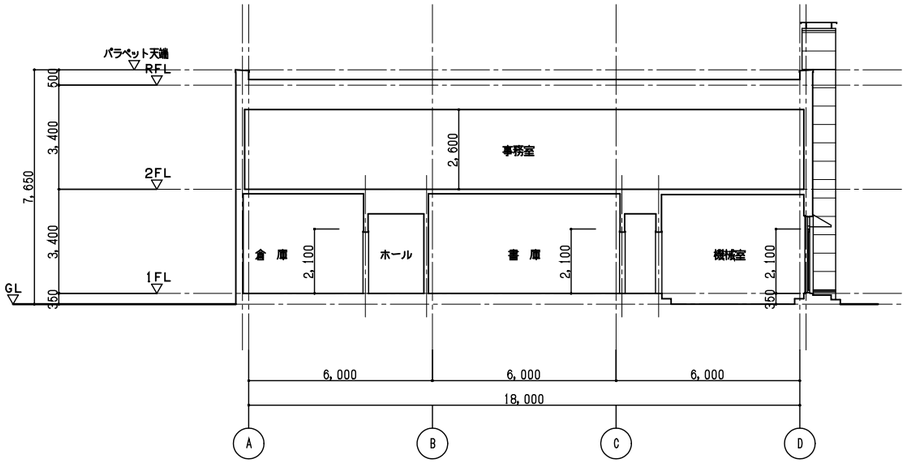

断面図　S＝1／100

※シーリング新設部分（塗装塗替部周辺）
換気フード廻り、パネル縦目地　10×10
外部建具廻り（2階AW－5，－5'）　パネル取合4周　15×10

凡例

	新規押出成形セメント板t28（無塗装品）の上下地調整（二液形エポキシ樹脂シーラー）外装薄塗材E（着色骨材砂壁状）新設 ｸﾞﾗｽｳｰﾙ保温板t25+t50（32K/m3）新設（DT－1）	Ⓐ	アルミ製笠木	Ⓔ	外断熱パネル後貼りの上複層仕上塗材	Ⓘ	SUS製庫笠（笠木、鉄筋共新設）（DT－2）	
	RC壁新設（DT－1）	Ⓑ	アルミ見切水切	Ⓕ	カラーアルミパネル	Ⓙ	SUS製換気フード300角	
	既存外壁パネル面：下地調整（二液形エポキシ樹脂シーラー）外装薄塗材E（着色骨材砂壁状）塗替 シーリング新設；換気フード他	Ⓒ	アルミ製水切	Ⓖ	小庇：SUS製W1,675×D600×H470	Ⓚ	押出成形セメント板（無塗装品）　外装薄塗材E	
		Ⓓ	押出成形セメント板（塗装品）	Ⓗ	SUS製タラップ（安全ガードL＝4,000のみ再取付）（DT－3）			

釧路労働基準監督署18改修（建築その他）工事

立面図・断面図（改修）　S＝1／100　A-14

北海道労働局総務部

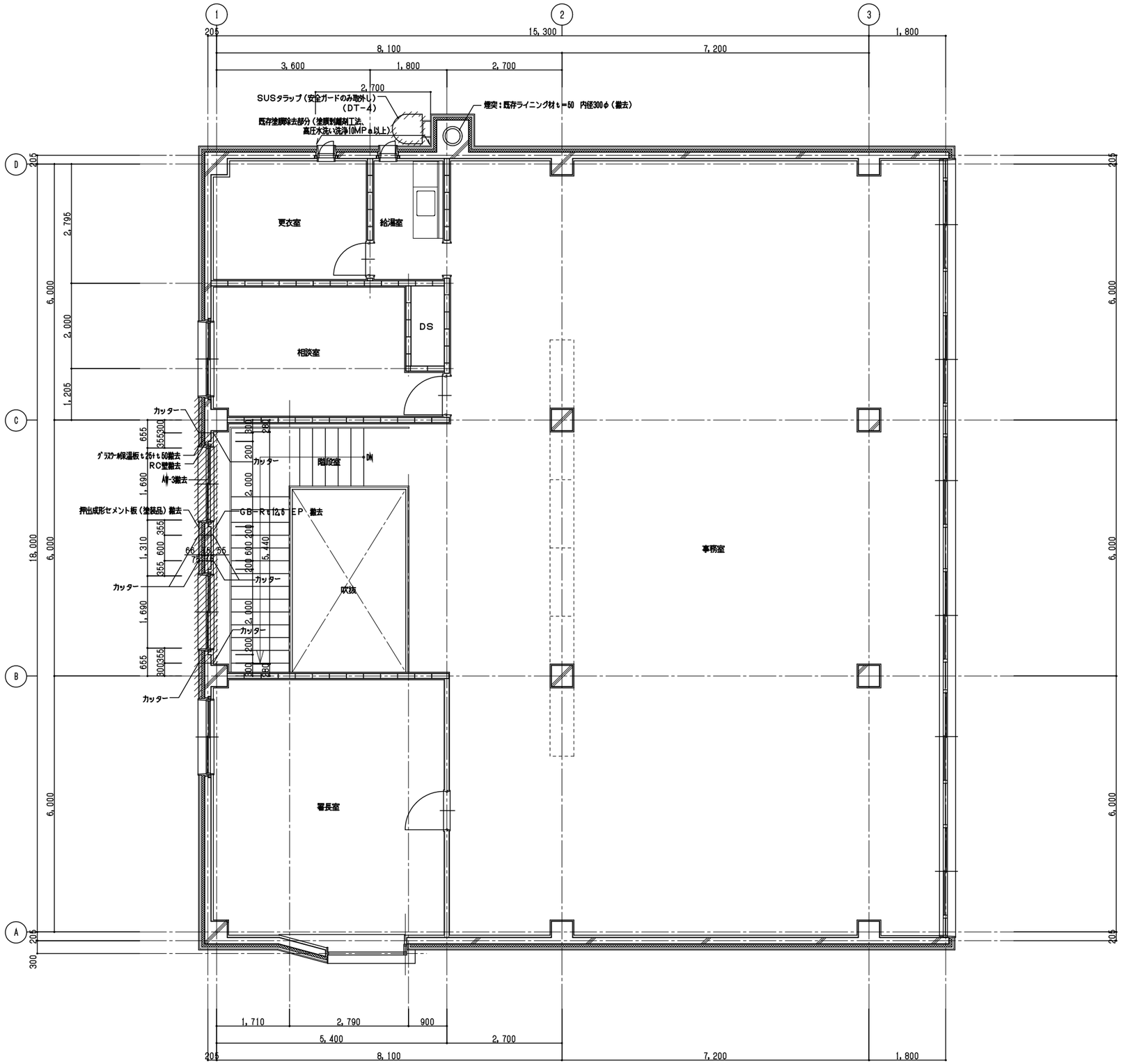

凡例											
	鉄筋コンクリート造		撤去部分を示す（耐震改修）（DT−1）							釧路労働基準監督署１８改修（建築その他）工事	
	コンクリートブロック造									2階平面詳細図（既存）　S＝1／50	A-15
	軽量鉄骨下地壁（2-21-1）	±0	現況ＦＬよりの床レベルを表す 特記なき場合はＦＬ±0とする							北海道労働局総務部	

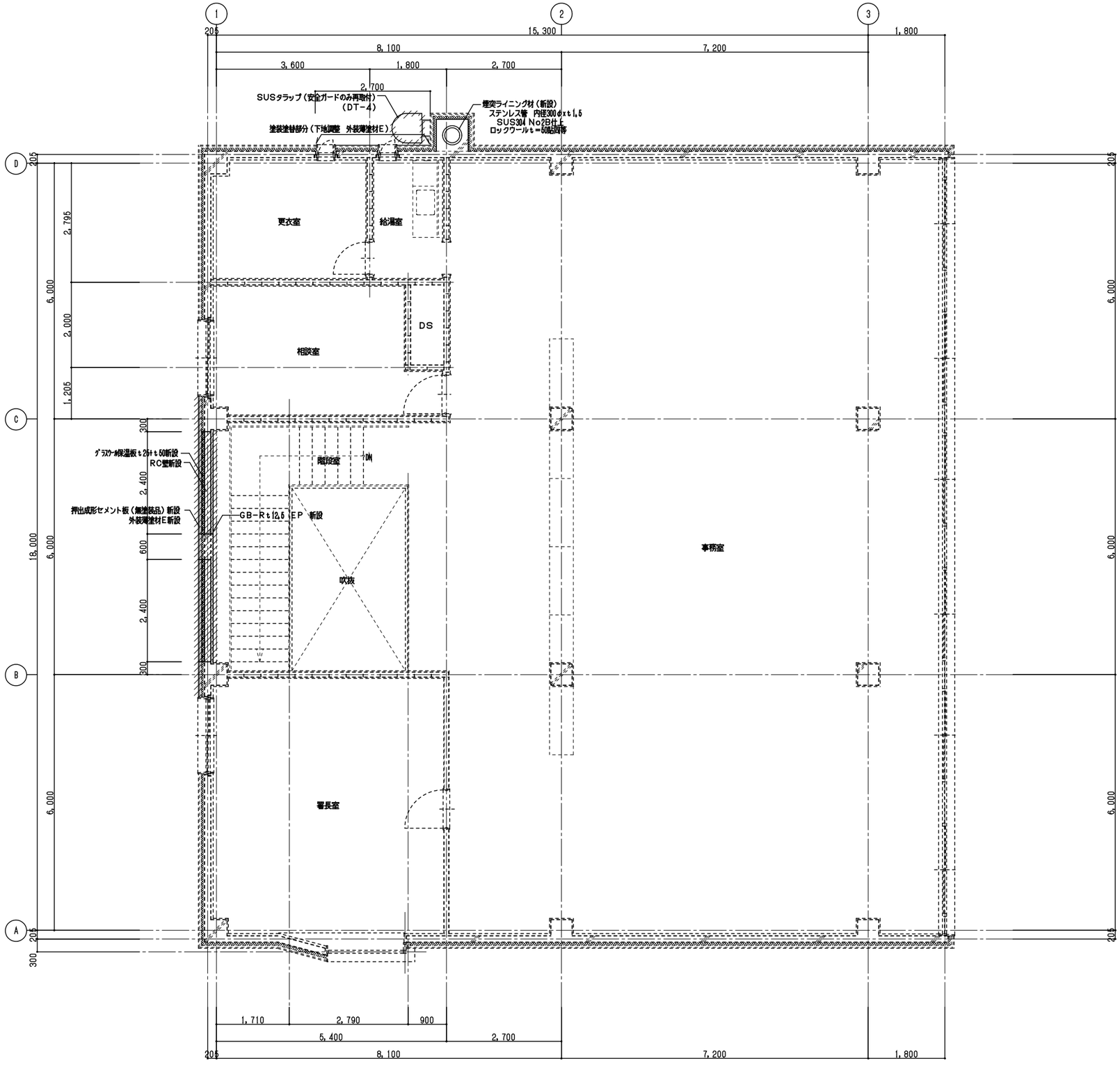

A
D 展開方向 B
C

凡例										
	鉄筋コンクリート造		既存部分を示す						釧路労働基準監督署18改修（建築その他）工事	
	コンクリートブロック造		改修部分を示す（耐震改修）（新設）（DT-1）						2階平面詳細図（改修） S＝1／50	A-16
	軽量鉄骨下地壁（2-21-1）	±0	現況FLよりの床レベルを表す 特記なき場合はFL±0とする						北海道労働局総務部	

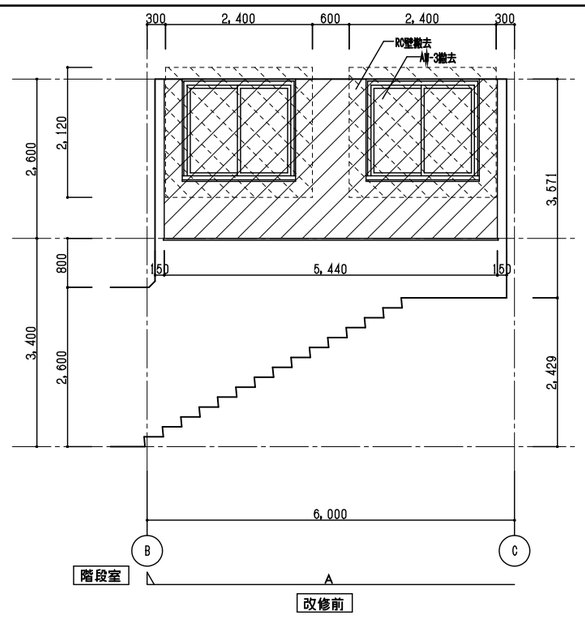

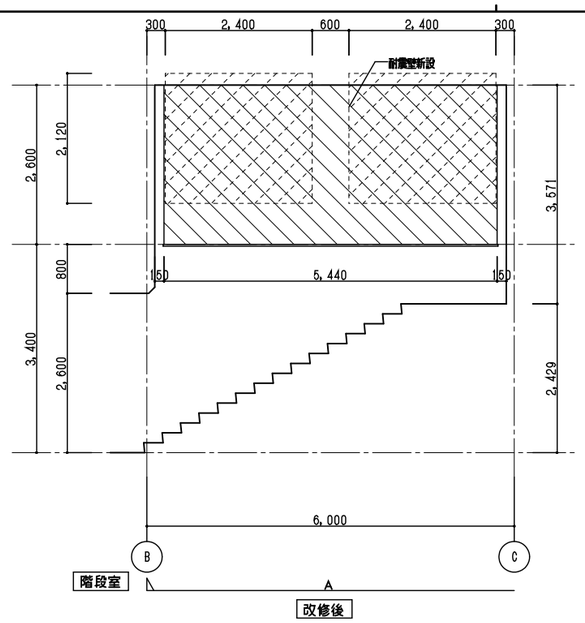

凡例											
	躯体撤去部分を示す		仕上撤去部分を示す							釧路労働基準監督署18改修（建築その他）工事	
	躯体新設部分を示す		仕上新設部分を示す							展開図（既存・改修） S＝1／50	A-17
										北海道労働局総務部	

既存

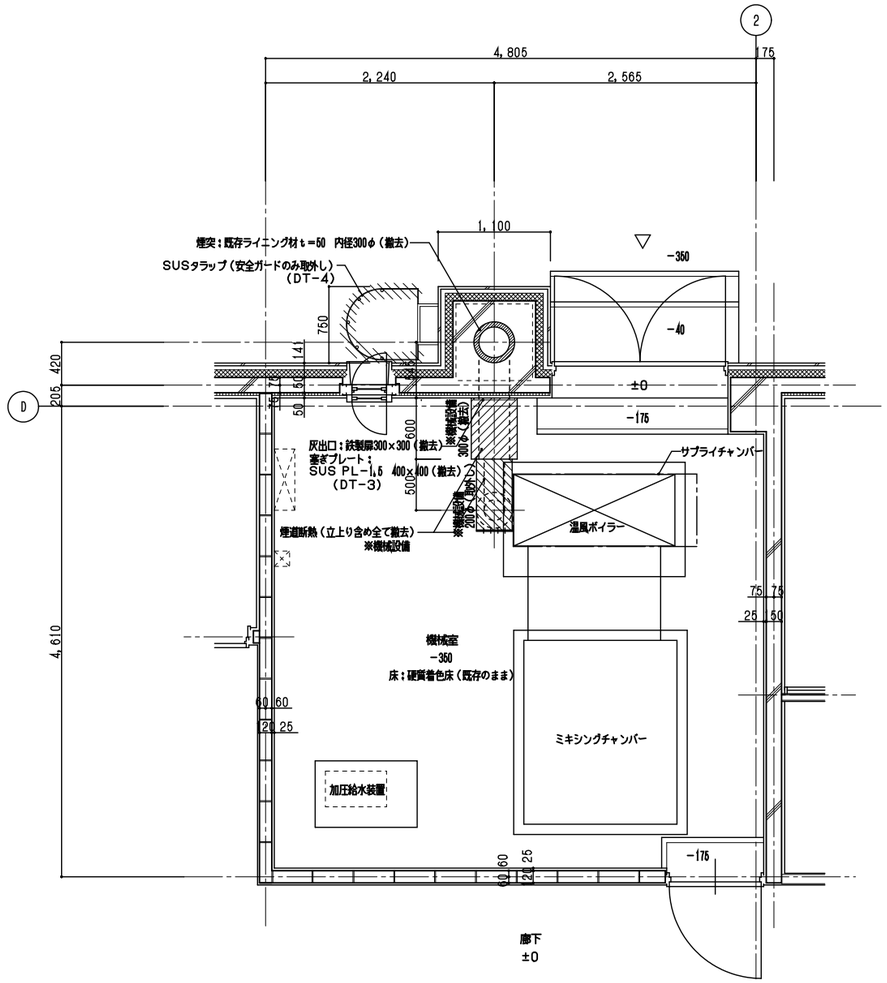

平面詳細図　S＝1／30

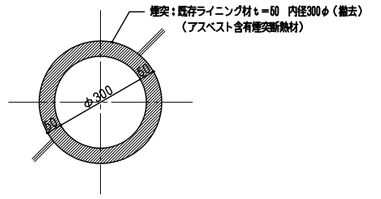

※　除去工法は乾式工法、ウオータージェット工法等とする。

煙突断熱材詳細図　S＝1／10

※1　機械室内部の撤去煙道（鋼板）の仕様は内径300φ、取外し煙道（鋼板）の仕様は内径200φとする。
※2　全ての既存煙道断熱は撤去する。
　　煙道断熱の仕様はロックウールブランケット板t 75＋カラー亜鉛鉄板とする。
※3　上部差込口：煙突既存ライニング材撤去中は差込み口を コンパネ等で塞ぐこと。
※4　撤去既存ライニング材はアスベスト含有煙突断熱材である。
※5　煙突除去工法は乾式工法、ウオータージェット工法等とする。
　　除去作業にあたって、セキュリティルーム付レベル1養生にて区画する。
※6　煙突除去作業前に、機械室内の清掃を行い、機器類に付着しているアスベスト粉塵を除去すること。
　　事前清掃に際し機械室内を負圧隔離し、清掃終了後アスベスト粉塵濃度測定を行う。

改修

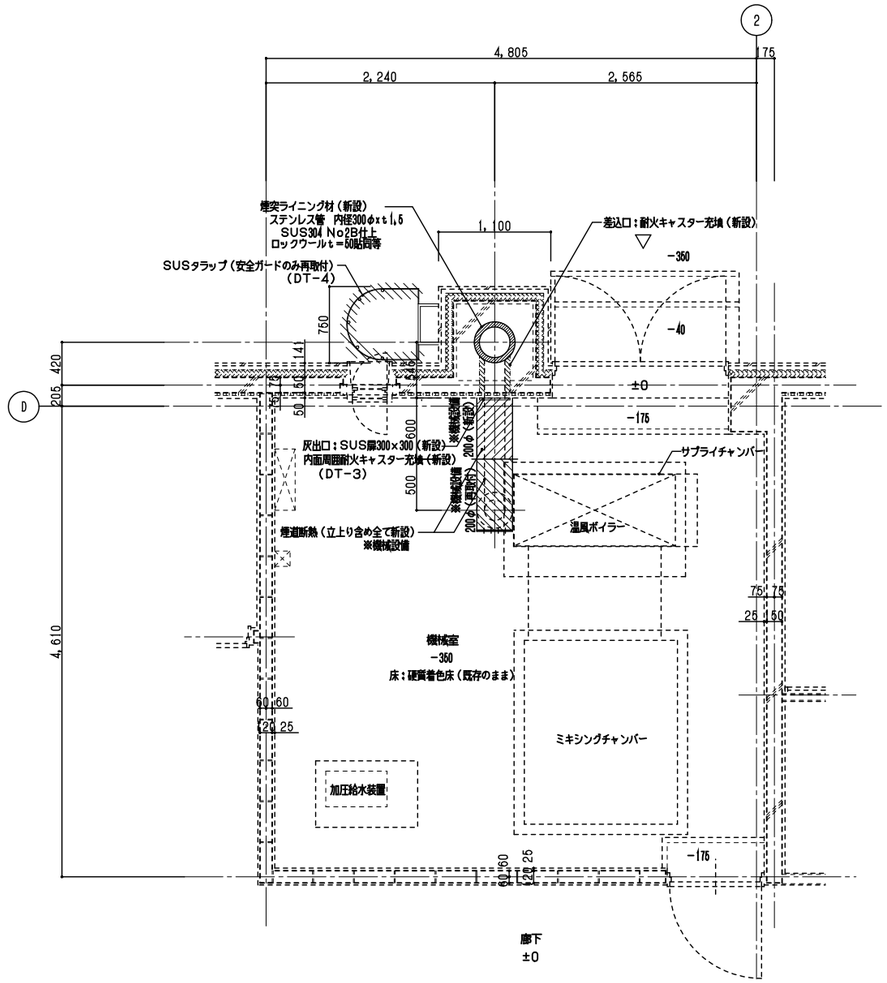

平面詳細図　S＝1／30

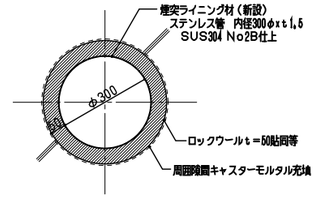

※　ロックウールt＝50は現場貼りとする。
※　煙突ライニング材は既製品同等可とする。

煙突断熱材詳細図　S＝1／10

※1　機械室内部の新設煙道（鋼板）の仕様は内径200φ×3.2t、再取付煙道（鋼板）の仕様は内径200φとする。
　　また、必要に応じて支持金物を設置すること。
※2　新設煙道には測定口100φ　1か所新設すること。
※3　全ての煙道断熱は新設する。
　　煙道断熱の仕様はロックウールブランケット板t 75＋カラー亜鉛鉄板とする。
※4　新規煙突断熱材と躯体の間に隙間を生じる場合は、耐火キャスターモルタル充填とする。
※5　新規煙突施工後、既存煙道から電気切断機で開口を施し、耐火シーリングで隙間を塞ぐこと。
※6　煙道再取付後、ボイラーの試運転調整を行うこと。

凡例	平面詳細図（既存）			平面詳細図（改修）		
	鉄筋コンクリート造	撤去部分を示す		鉄筋コンクリート造	新設部分を示す	
	コンクリートブロック造	取外し部分を示す		コンクリートブロック造	再取付部分を示す	

釧路労働基準監督署18改修（建築その他）工事

機械室平面詳細図（既存・改修）　S＝1／30　A-18

北海道労働局総務部

既存

※1　機械室内部の撤去煙道（鋼板）の仕様は内径300φ、取外し煙道（鋼板）の仕様は内径200φとする。
※2　全ての既存煙道断熱は撤去する。
　　煙道断熱の仕様はロックウールブランケット板t75+カラー亜鉛鉄板とする。
※3　上部差込口：煙突既存ライニング材撤去中は差込み口をコンパネ等で塞ぐこと。
※4　撤去既存ライニング材はアスベスト含有煙突断熱材である。
※5　煙突除去工法は乾式工法、ウオータージェット工法等とする。
　　除去作業にあたって、セキュリティルーム付レベル1養生にて区画する。
※6　煙突除去作業前に、機械室内の清掃を行い、機器類に付着しているアスベスト粉塵を除去すること。
　　事前清掃に際し機械室内を負圧隔離し、清掃終了後アスベスト粉塵濃度測定を行う。

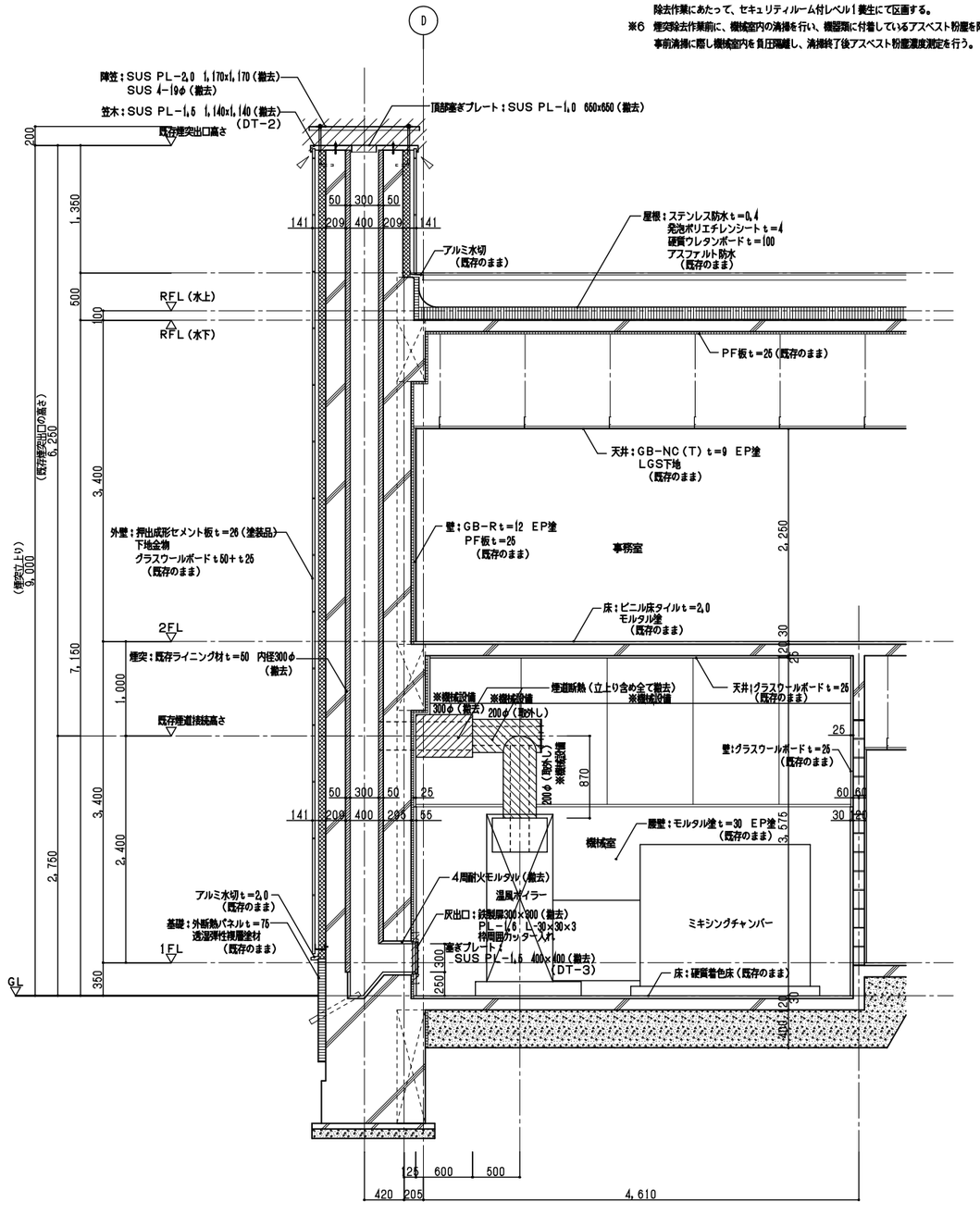

断面詳細図　S=1／30

改修

※1　機械室内部の新設煙道（鋼板）の仕様は内径200φ×2.3t、再取付煙道（鋼板）の仕様は内径200φとする。
　　また、必要に応じて支持金物を設置すること。
※2　新設煙道には測定口100φ　1か所新設すること。
※3　全ての煙道断熱は新設する。
　　煙道断熱の仕様はロックウールブランケット板t75+カラー亜鉛鉄板とする。
※4　新規煙突断熱材と躯体の間に隙間を生じる場合は、耐火キャスターモルタル充填とする。
※5　新規煙突施工後、既存煙道から電気切断機で開口を施し、耐火シーリングで隙間を塞ぐこと。
※6　煙道再取付後、ボイラーの試運転調整を行うこと。

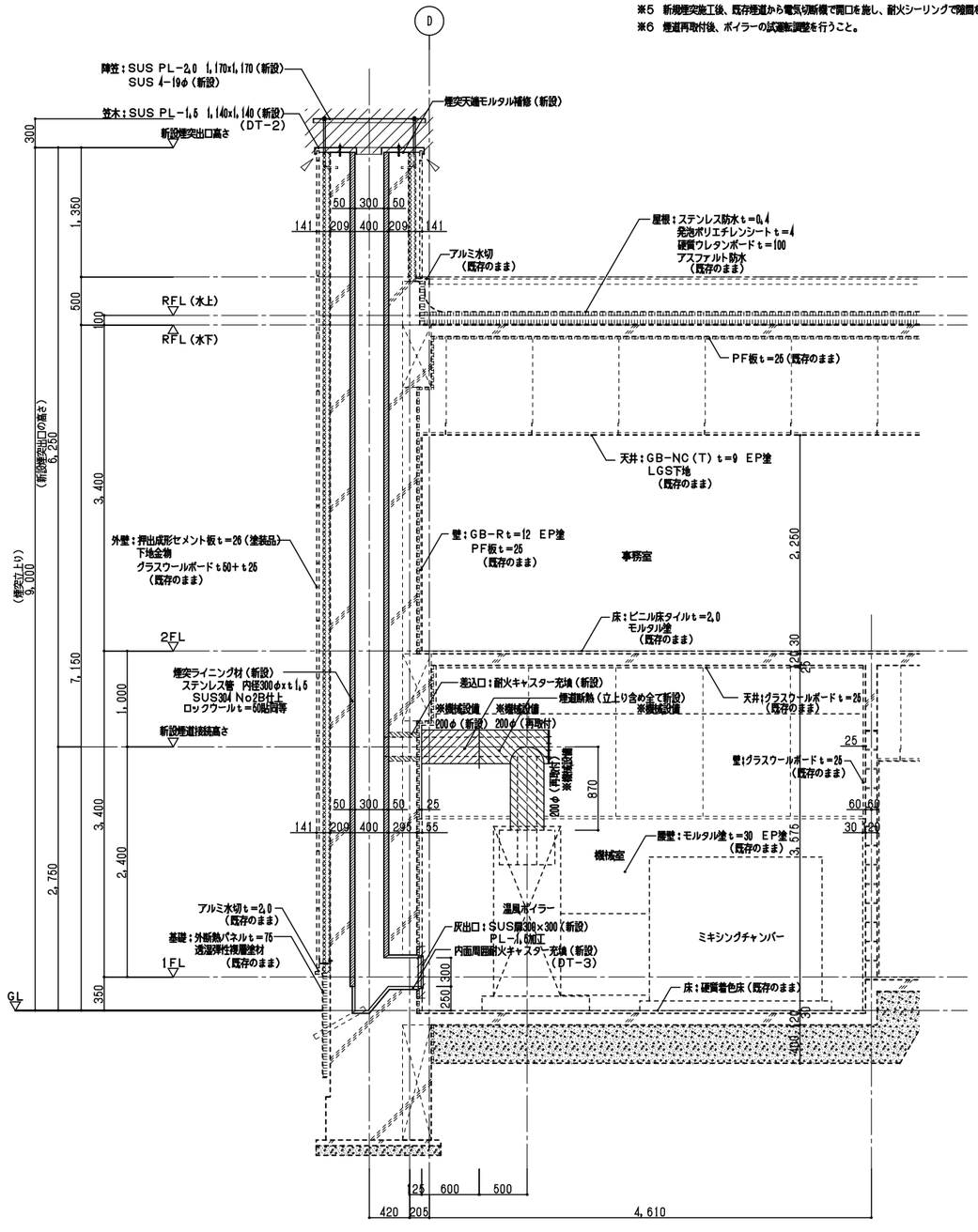

断面詳細図　S=1／30

凡例	断面詳細図（既存）					
	撤去部分を示す		特記なき限りシーリング 20×10（撤去）			
	取外し部分を示す					

凡例	断面詳細図（改修）					
	新設部分を示す		特記なき限りシーリング 20×10（新設）			
	再取付部分を示す					

釧路労働基準監督署18改修（建築その他）工事

機械室断面詳細図－1（既存・改修）　S=1／30　A-19

北海道労働局総務部

既存

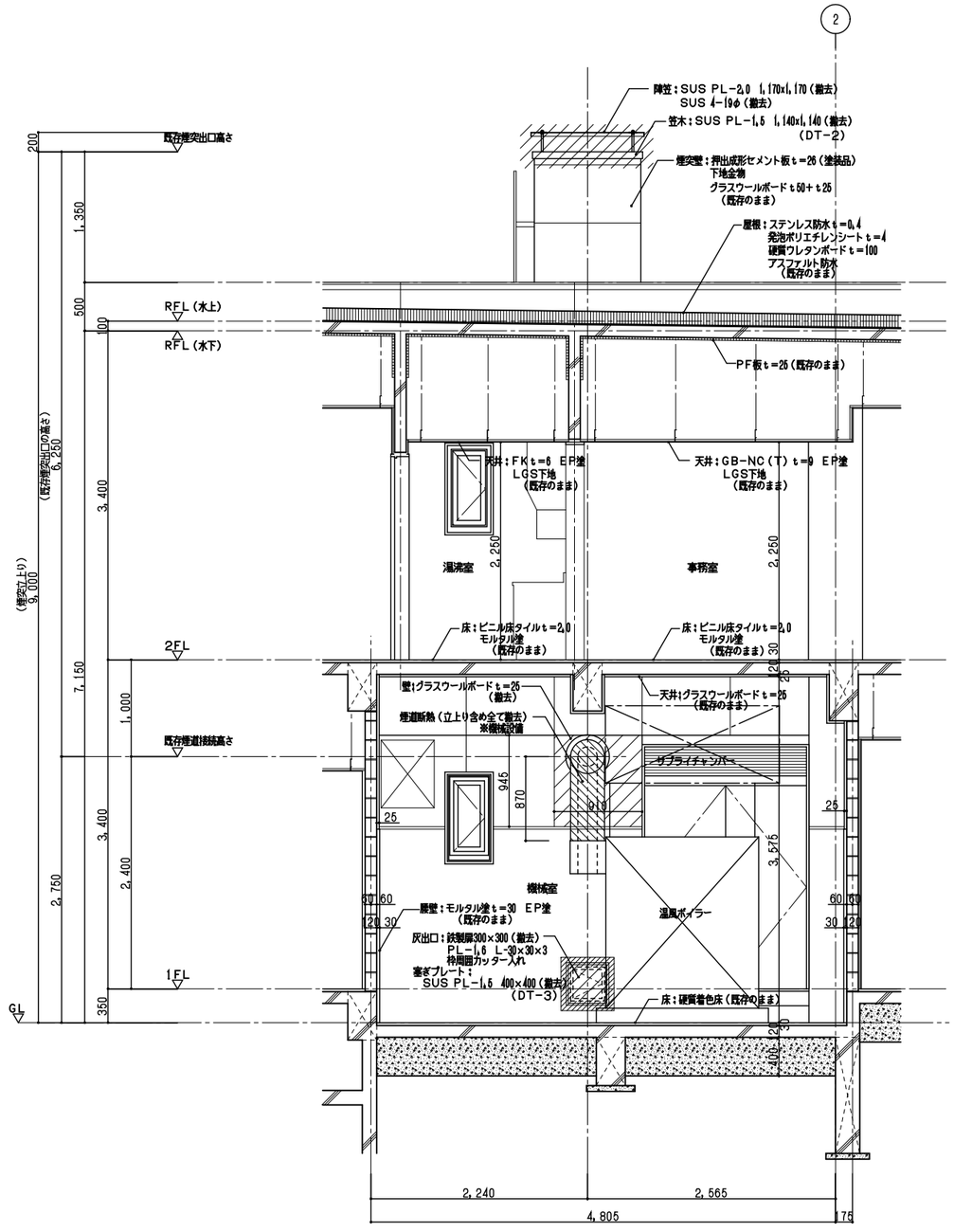

断面詳細図　S＝1／30

改修

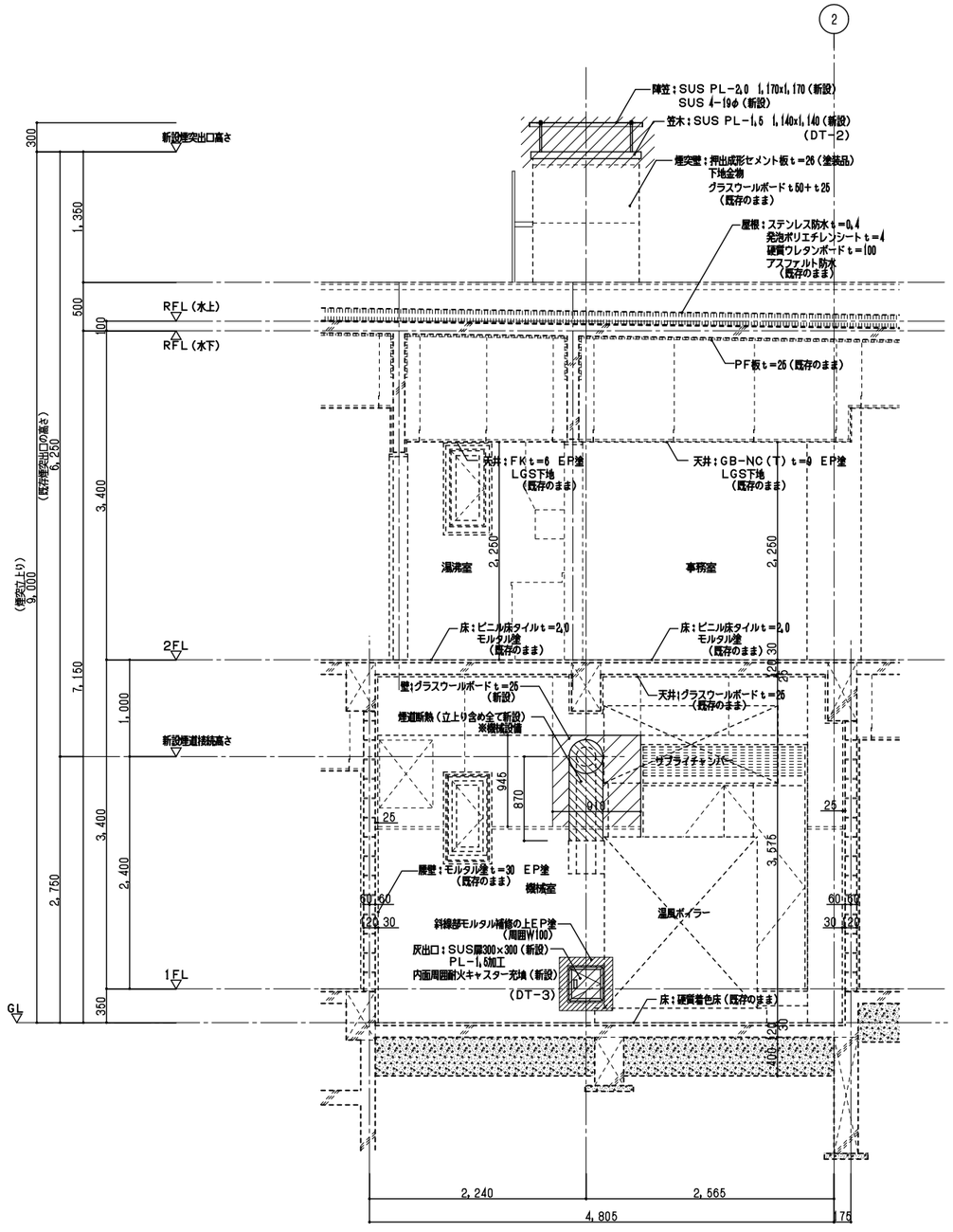

断面詳細図　S＝1／30

凡例	断面詳細図（既存）		断面詳細図（改修）	
	撤去部分を示す		新設部分を示す	
	取外し部分を示す		再取付部分を示す	

釧路労働基準監督署18改修（建築その他）工事

機械室断面詳細図－2（既存・改修）　S＝1／30　A-20

北海道労働局総務部

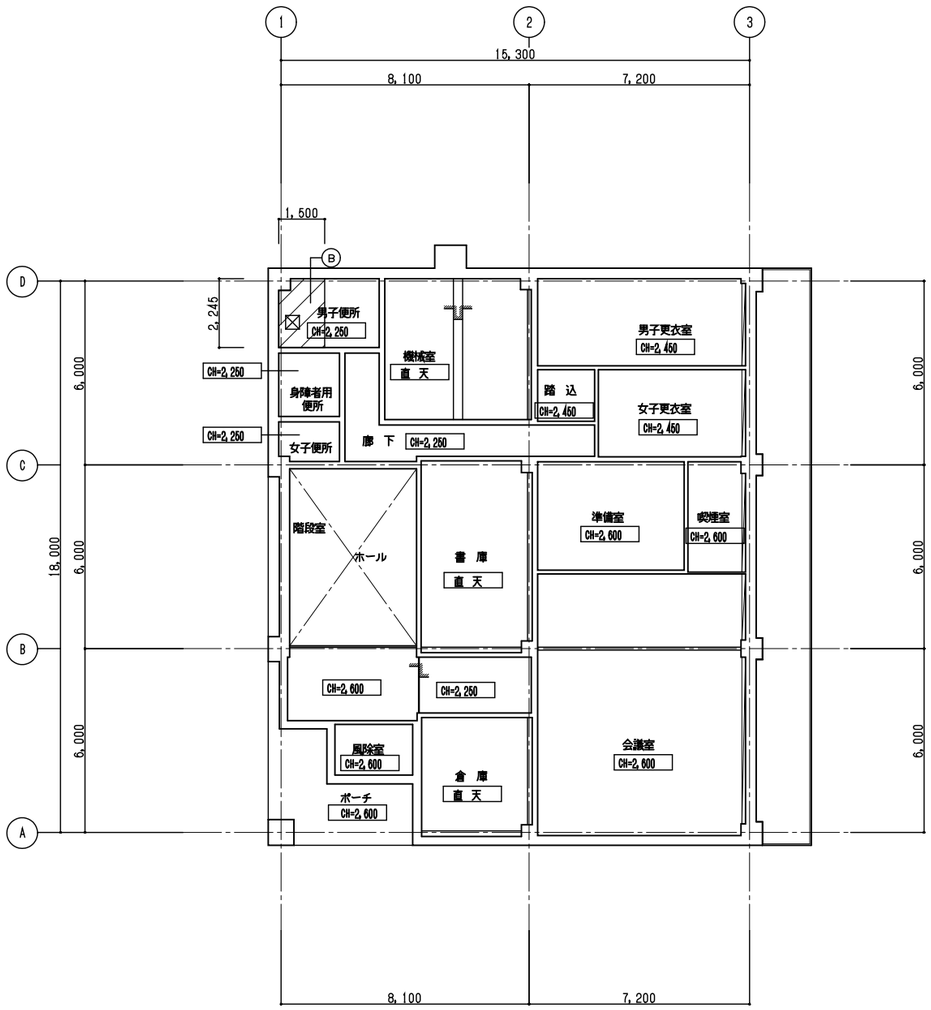

1階天井伏図　S＝1／100

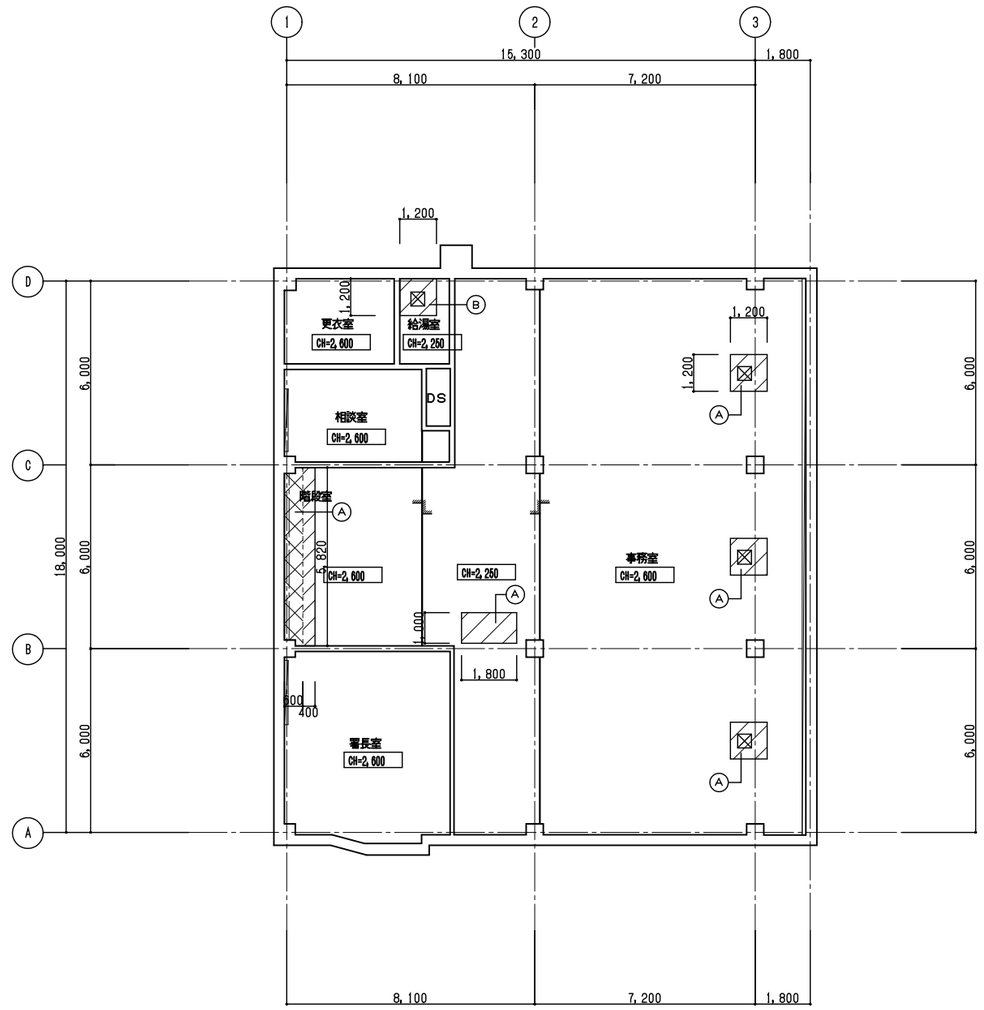

2階天井伏図　S＝1／100

凡例											
	仕上のみ撤去・新設	Ⓐ	GB-NC(T) t=9.5 EP(3-01-2)							釧路労働基準監督署18改修（建築その他）工事	
	仕上・下地共撤去・新設	Ⓑ	FK t=9.0 EP(3-01-1)							1・2階天井伏図　S＝1／100	A-21
	縦型ブラインド・ブラインドボックス(3-32-1)	☒	天井点検口450角（新設・開口補強共）							北海道労働局総務部	

共通事項
1. 特記なき建具見込み寸法は木製建具、鋼製建具40mm、鋼製軽量建具36mm、障子、ふすま及び木製窓は30mmとする。又押入のふすまは合板ふすま（市場品程度）とする。
2. 特記なき鋼製建具、鋼製軽量建具、重量シャッターの外部に面する仕上はDP、内部の仕上はEP−Gとする。また、特記なき木製建具の内部の仕上はEP−Gとする。
3. 外部に面する金属製フラッシュ戸（ガラス入共）は断熱材（吹付硬質ウレタンフォーム断熱材充填）入とする。
4. 鋼製建具のうち点検扉は片面フラッシュ戸とする。
5. 特記なきガラリの材質は建具と同材とし板厚は鋼製1.2mm（防火戸1.6mm）、アルミニウム製は1.5mm、ステンレス製は1.0 mmとする。
6. ドアガラリの仕上は建具と同様とし、ふすまは木製塗装なしとする。防火戸のガラリはダンパー付きとする。
7. 外壁取付け用ガラリには四方枠（4−52−7、見込み150mm）を取付ける。
8. 廊下に面する建具の枠は廊下付きとする。
9. O−O−Oは複層ガラス、内側−空気層−外側を表す。
10. 衝突安全表示（セーフティーマーク）は、扉及びスクリーン部分の両面に取付ける。
11. DC・FH・AH及び戸当りの取付けは平面図による、なおDCの取付けは室内側を原則とする。
12. 壁当りとなる開き戸は壁面より逃げ寸法を100mm程度とする。
13. 煙感知器連動装置付き及び階段室に面する建具に取付けるDC、FH、AHはストップなしとする。
14. 排煙窓のクレセント及び操作レバーの位置は床から1,500mm以下の位置とする。
15. 特記無き自動扉の凍害防止装置の適用、センサーの種類は備考による。
16. 自動扉の電源用配管、配線は、スイッチボックス以降自動扉に含む。 スイッチボックスはステンレス製（SUS304）鍵付きとし、スイッチは自動扉（内外）及びヒーター用各々に取付ける。保護装置として漏電遮断機（ELCB2P20A 30mA遮断時間0.1秒）を取付ける。 ガイドレールには外部のみヒーター付きとし、ヒーター線の容量は1φ100V30W/Mサーモスタット付きレール内蔵とし、◇ 印付きとする。 自動扉の制御装置は無目内蔵とし、両引戸は全半開装置付きとする。 安全用光電装置の取付けは、ブース内部側とする。
17. 建具寸法は、有効内法寸法を示す。ただし、扉のH寸法の押え位置は、建築工事標準詳細図（平成17年版）を参照すること。

棟別区分	建具符号		形状記号	箇所数	建具寸法(mm) W	建具寸法(mm) ( )はらんま H	建具枠 枠見込(mm)	建具枠 枠回り記号 枠ーくつずり	がらり 記号	がらり h(mm)	ガラス 記号	ガラス 厚さ(mm)	備考
	既存	AW-1	E-1	1	5,210	1,480	100	-			P-A-LE	3-12-3	
	↓	AW-1'	E-2	2	5,210	1,480	100	-			P-A-LE	3-12-3	
	↓	AW-2	E-4	1	18,160	1,480	100	-			P-A-LE	3-12-3	
	一部撤去	AW-3	D-2	4	1,690	1,480	100	-			P-A-LE	3-12-3	階段室部分2ケ所撤去
	既存	AW-4	D-5	1	1,745 145	1,480	100	-			P-A-LE	3-12-3	
	↓	AW-5	D-6	2	340	770	100	-			P-A-LE	3-12-3	
	↓	AW-5'	D-6	4	340	770	100	-			F-A-LE	4-12-3	
	↓	AW-5''	D-6	1	340	770	100	-			N-A-LE	6.8-12-3	
		-	-					-					
		-	-					-					
	既存	PW-1	D-6	1	320	700	70	-			P	3	
		-	-					-					
		-	-					-					
	既存	SD-1	B-7	1	1,675	2,500	135	-		300	N	6.8	
	↓	SD-2	A-9	1	900	2,100	135	-					
		-	-					-					
		-	-					-					
	既存	SSD-1	D-8	1	4,340	2,575	100	-			P P	3 5	
		-	-					-					
		-	-					-					
		-	-					-					
		-	-					-					
		-	-					-					
		-	-					-					
		-	-					-					
		-	-					-					
		-	-					-					
		-	-					-					
		-	-					-					
		-	-					-					
		-	-					-					
		-	-					-					
		-	-					-					
		-	-					-					
		-	-					-					
		-	-					-					
		-	-					-					
		-	-					-					
		-	-					-					
		-	-					-					
		-	-					-					
		-	-					-					
		-	-					-					
		-	-					-					
		-	-					-					

形状記号

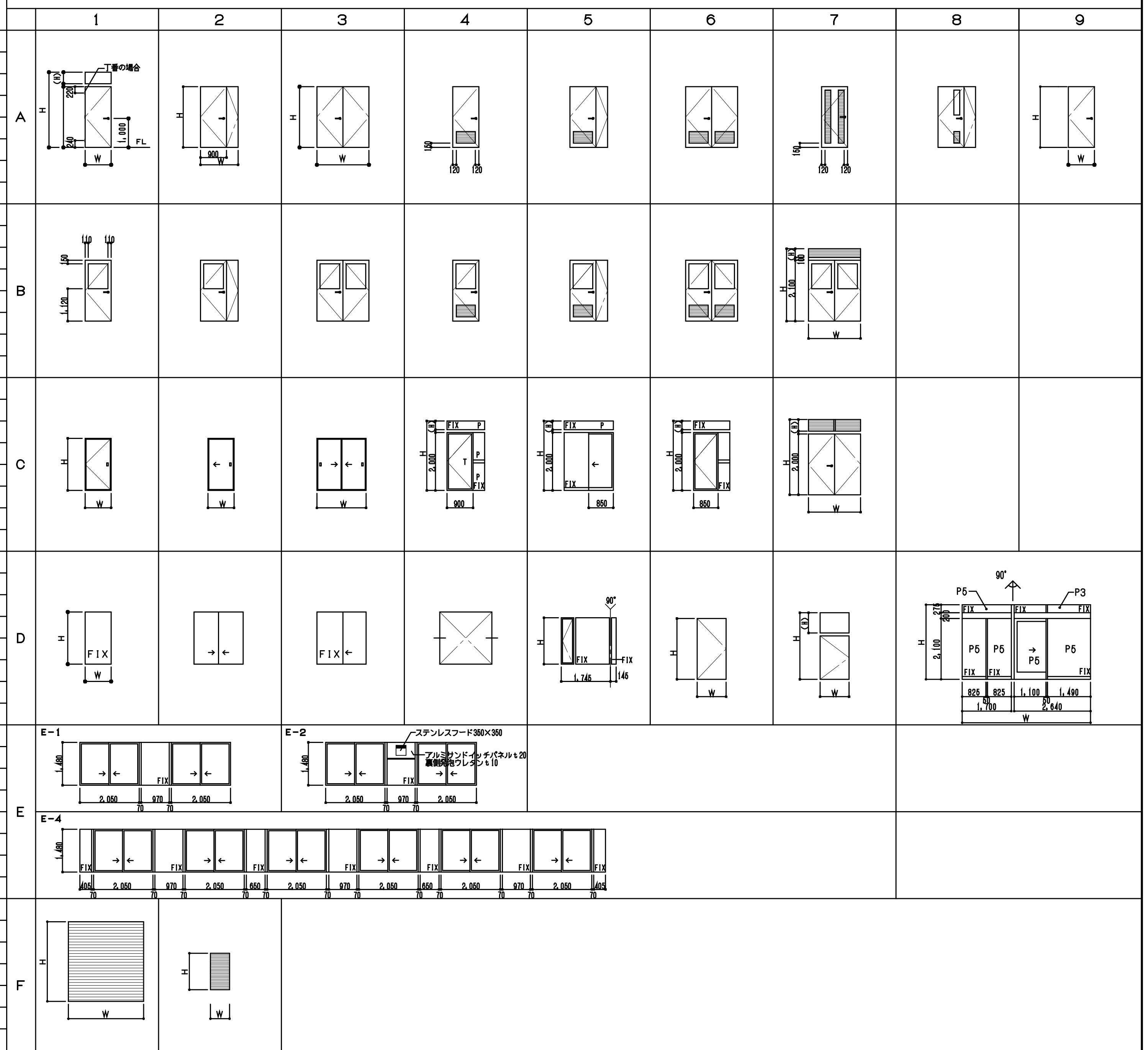

建具符号

種別	アルミニウム製	鋼製	鋼製軽量	ステンレス製	木製
戸	AD	SD	LD	SSD	WD
窓	AW	SW		SSW	WW
がらり	AG	SG		SSG	WG
スクリーン	AF	SF		SSF	WF
紙障子					P
ふすま					H
シャッター	AS	SS	LS		
オーバーヘッドドア	AOD	SOD			
三方枠		S			
自動ドア		TSD	(高耐候性鋼板+テンパライトドア)		

建具金物		ガラスの種別	
ML	モノロック	P	フロート板ガラス
DC	ドアクローザー	F	型板ガラス
AH	ヒンジクローザー	N	網入り型板ガラス
FH	フロアーヒンジ	W	線入り型板ガラス
PH	ピボットヒンジ	NP	網入り板ガラス
LH	ラバトリーヒンジ	WP	線入り板ガラス
BT	ボトムタイト	L	合わせガラス
		T	強化ガラス
		LE	低放射ガラス (Low−E)
		S	普通板ガラス
		A	アクリル板

建具金物

外部	一般扉	T番 シリンダー箱錠（レバーハンドル）
	自由開き扉	FH（縦スプリング型） 本締り錠（片面サムターン）
	自動扉（引戸）	引戸用本締り錠
内部	一般扉	PH、シリンダー箱錠（レバーハンドル）
	自由開き扉	FH（横スプリング型） 本締り錠
	常時開放型防火戸	ヒンジクローザー（ストップなし） 堀込型把手
	点検扉	点検扉用ヒンジ 回転ロックキーハンドル
	湯沸室	PH モノロック（両面空錠）
	浴室・シャワー室	空錠（解錠装置付）、（片面サムターン）
	便所・洗面所	PH 錠なし、 押板、押棒
	肢体不自由者用引戸	駆動制動装置（ストップ付）。表示装置、非常開錠装置
		大型サムターン付引戸錠（ロッド式）、
		引手はステンレス製（L−450）程度

建具略号

略号	名称	略号	名称
㊟標	標準型建具	SD	防音ドアセット
防	防火設備	SS	防音サッシ
特	特定防火設備	耐	耐震ドアセット
煙	煙感連動	DO	断熱ドアセット
断	断熱材充填	DS	断熱サッシ
気	簡易気密ドアセット		
網	網戸付		
自	自動扉		
非	非常開装置付錠		
片	片面合板ふすま		
両	両面ふすま		

建具枠見込寸法

A	枠見込 100以下
B	枠見込 101以上～150以下
C	枠見込 151以上～200以下
D	枠見込 201以上～250以下
E	枠見込 251以上

建具枠廻り詳細

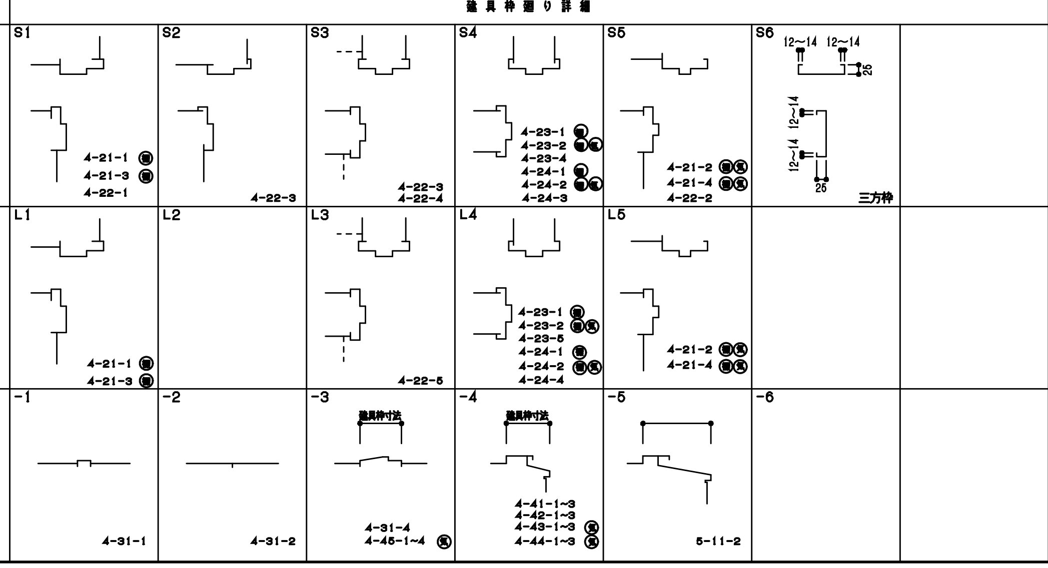

アルミニウム製 窓廻り（ぜん板及び額縁）

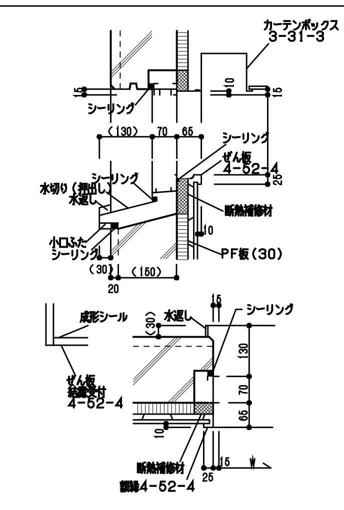

シーリングは標準仕様書 表9.6.1による。

がらり記号（4−01−1）

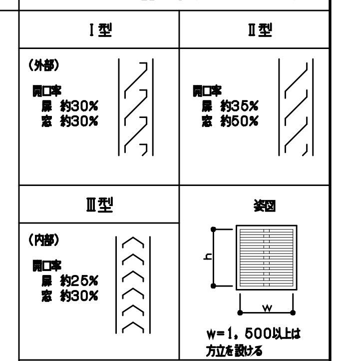

釧路労働基準監督署18改修（建築その他）工事	
建具表	A-22
北海道労働局総務部	

外 部 仕 上

区 分	床	腰	壁・柱・はり	軒天井	屋 根
既存仕上	コンクリート直均し仕上	コンクリート打放し	コンクリート打放し 透湿弾性複層塗材	コンクリート打放し 透湿弾性複層塗材	アスファルト露出防水
改修仕上	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	改質アスファルトシート防水
改修内容					平面：既存防水層の上、新規防水施工 立上り：既存防水層撤去の上、新規防水施工

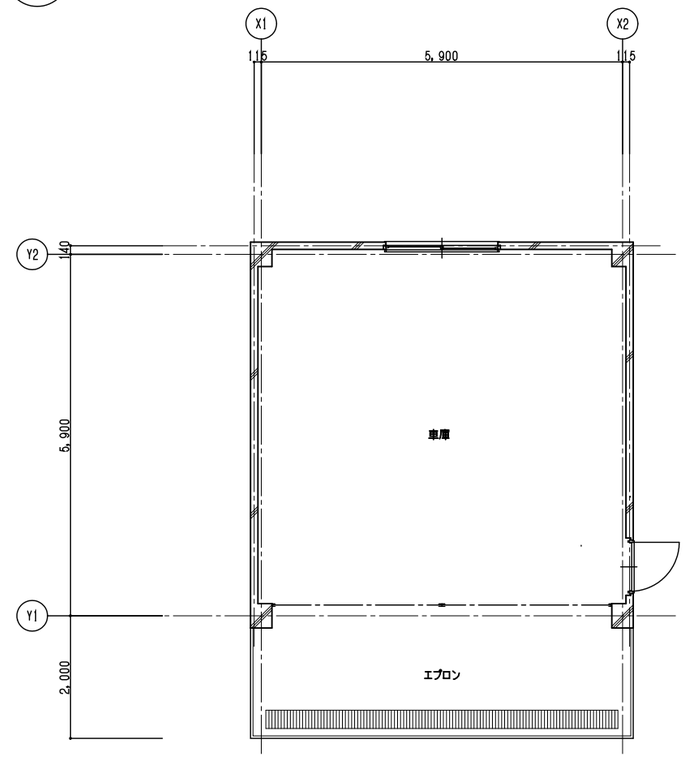

平面図　S＝1／50

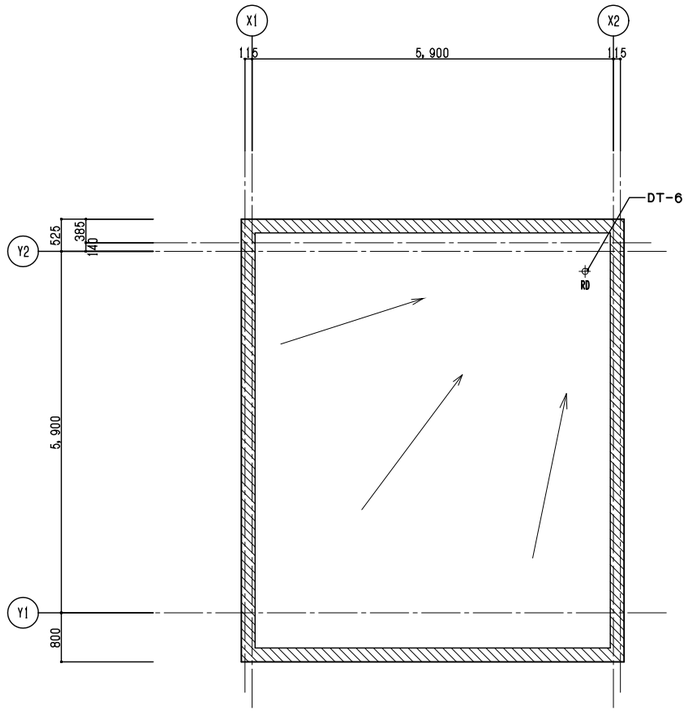

屋根伏図（既存）　S＝1／50

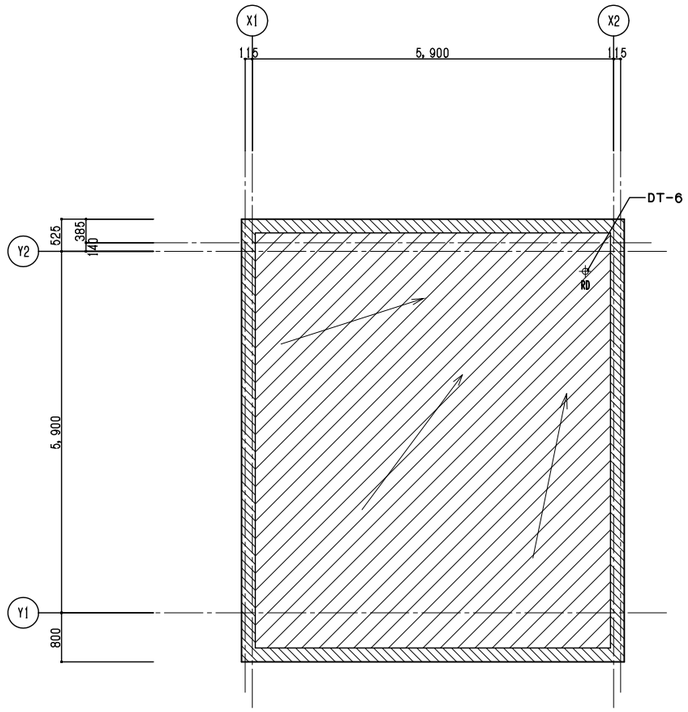

屋根伏図（改修）　S＝1／50

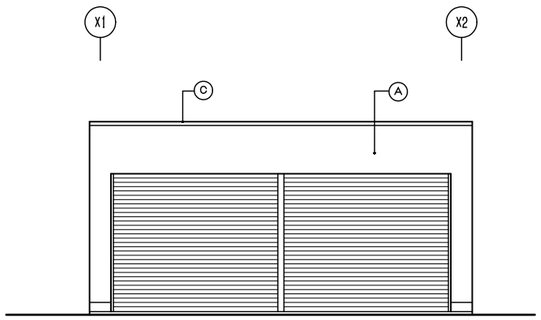

西立面図　S＝1／50

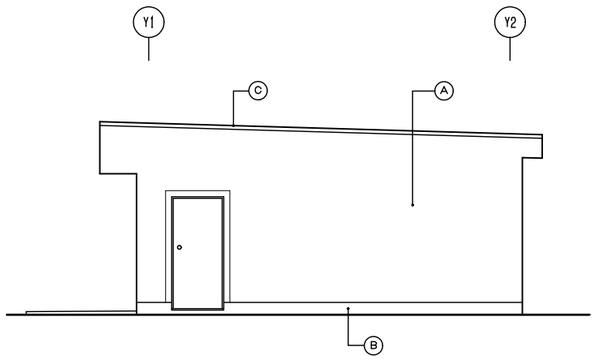

南立面図　S＝1／50

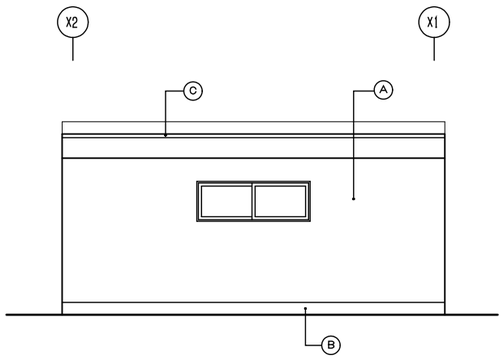

東立面図　S＝1／50

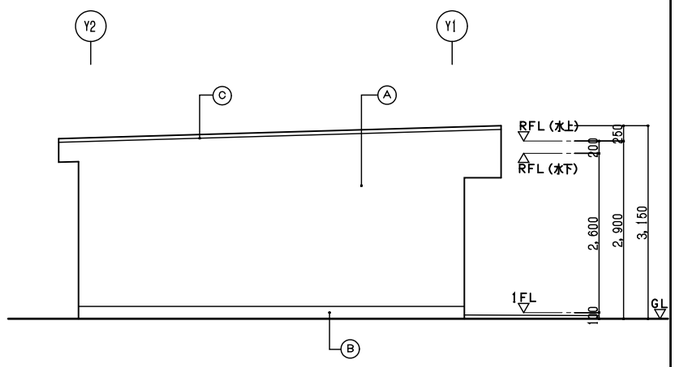

北立面図　S＝1／50

凡例

平面図		立面図		屋根伏図	
	鉄筋コンクリート造	Ⓐ	コンクリート打放し　透湿弾性複層塗材（既存のまま）		屋上防水改修範囲を示す（改質アスファルトシート防水新設）
		Ⓑ	コンクリート打放し（既存のまま）		アルミ製笠木取外し・再取付（DT-5）
		Ⓒ	アルミ製笠木（取外し・再取付）		

釧路労働基準監督署18改修（建築その他）工事

車庫　平面図・立面図・改修仕上表・屋根伏図（既存・改修）　S＝1／50

北海道労働局総務部

A-23

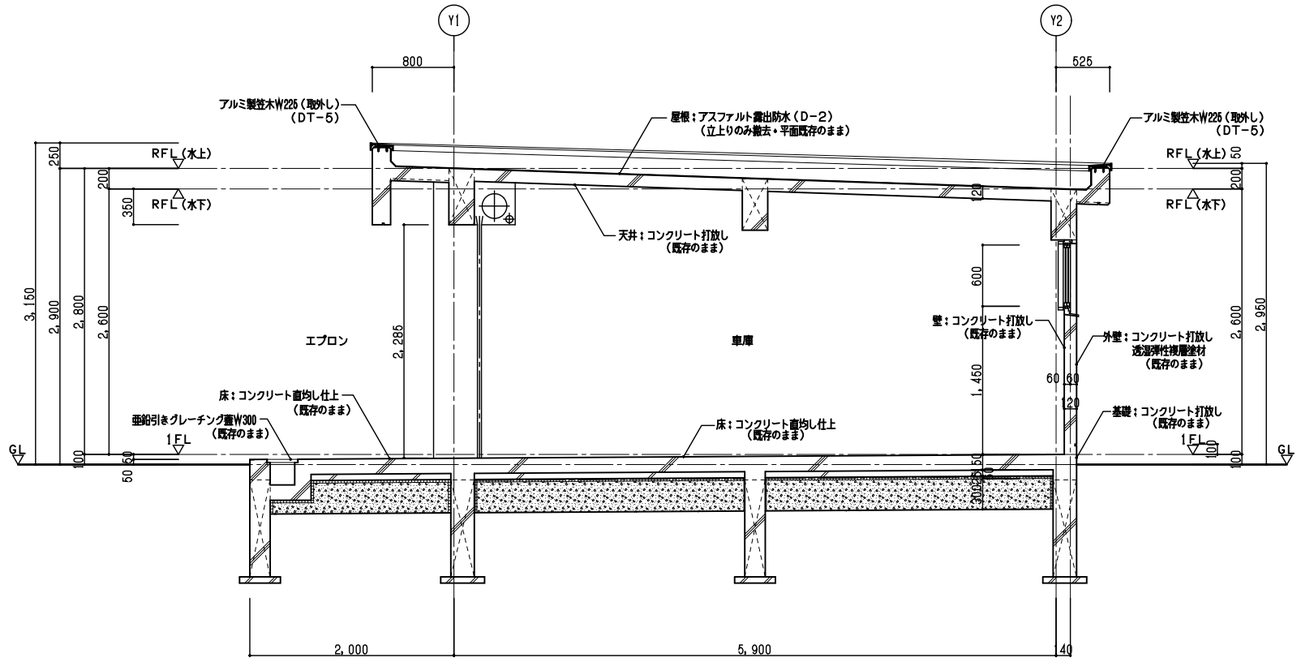

矩計図（既存）　S＝1／30

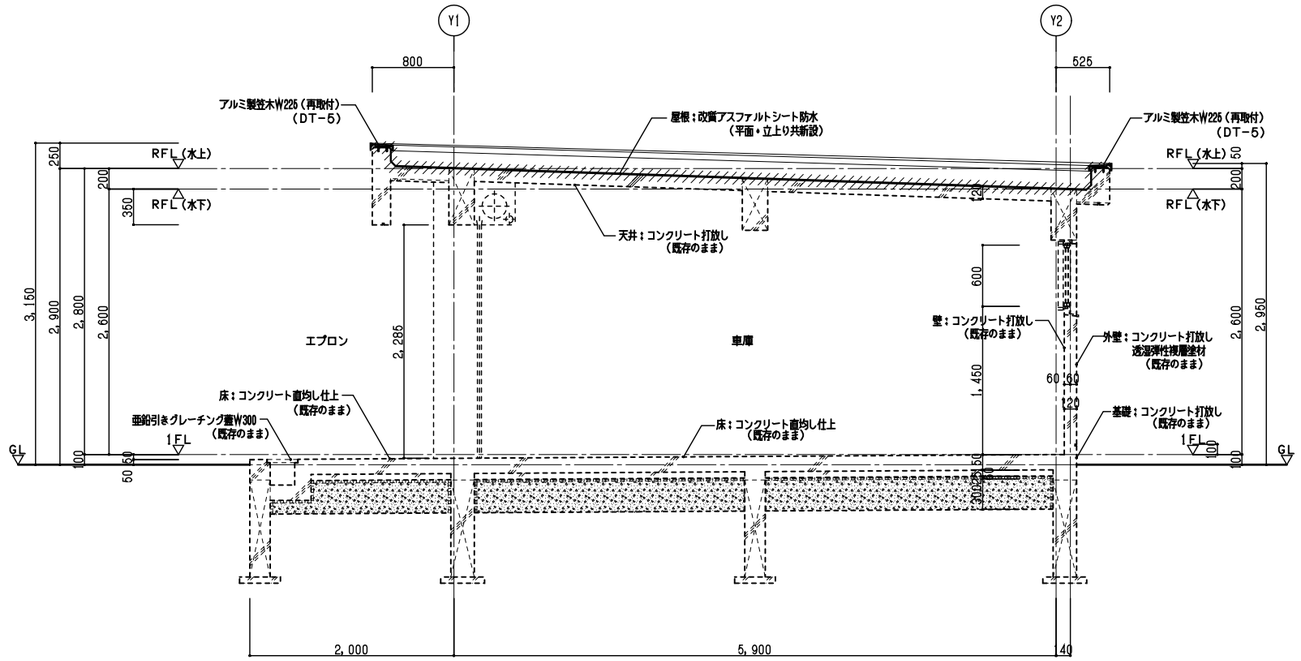

矩計図（改修）　S＝1／30

凡例									
	屋上防水改修範囲を示す（改質アスファルトシート防水新設）								

釧路労働基準監督署１８改修（建築その他）工事

車庫　矩計図（既存・改修）　S＝1／30　A-24

北海道労働局総務部

DT－1　耐震壁改修部詳細図　　S=1:20　S=1:50

既存

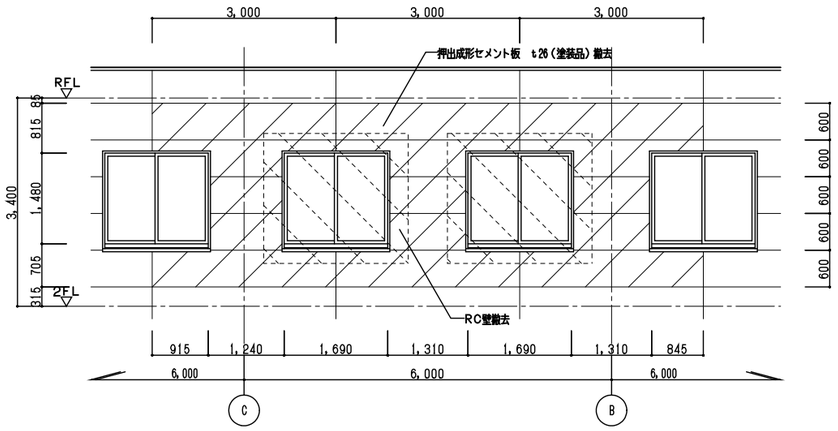

正面図　S＝1／50

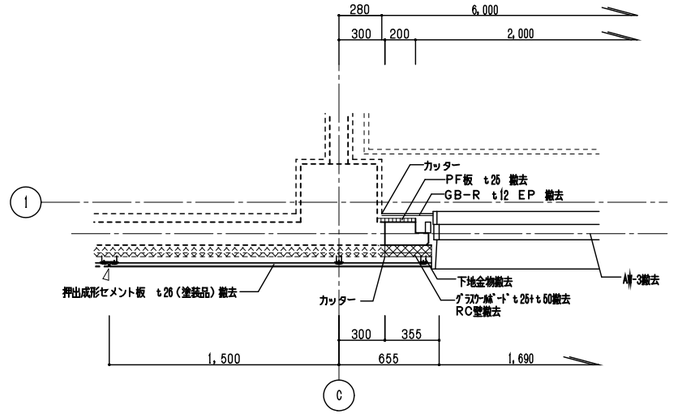

平面詳細図　S＝1／20

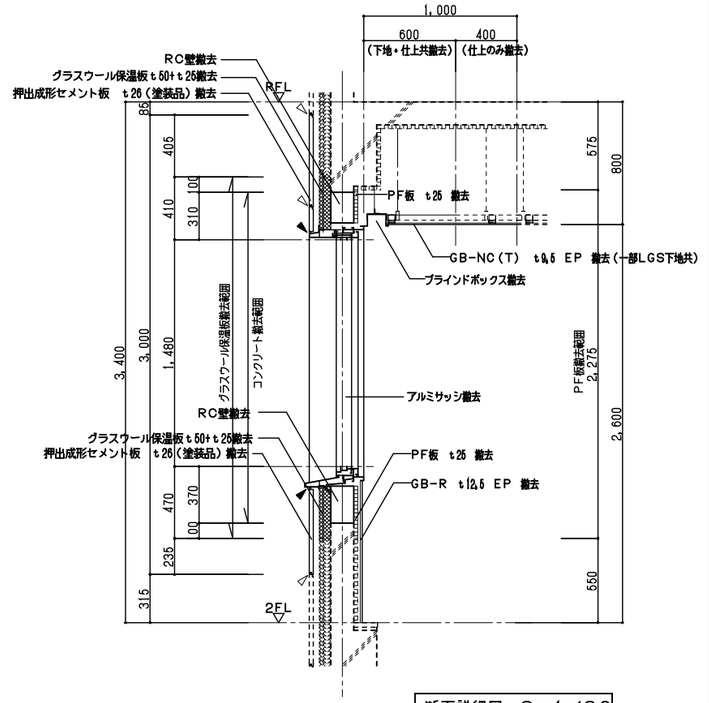

断面詳細図　S＝1／20

改修

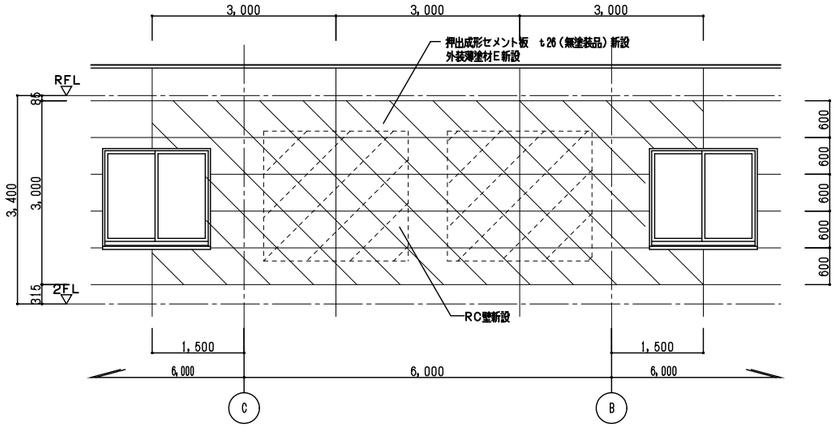

正面図　S＝1／50

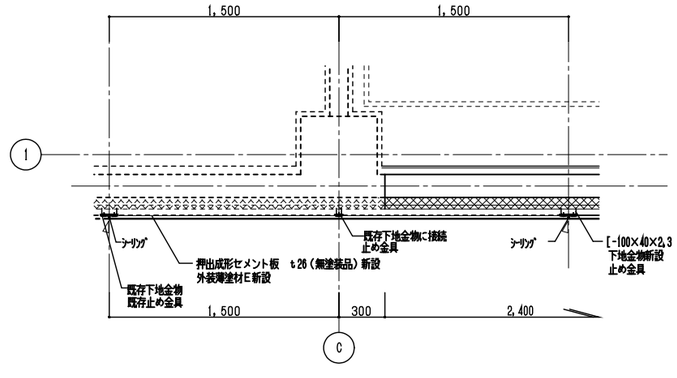

平面詳細図　S＝1／20

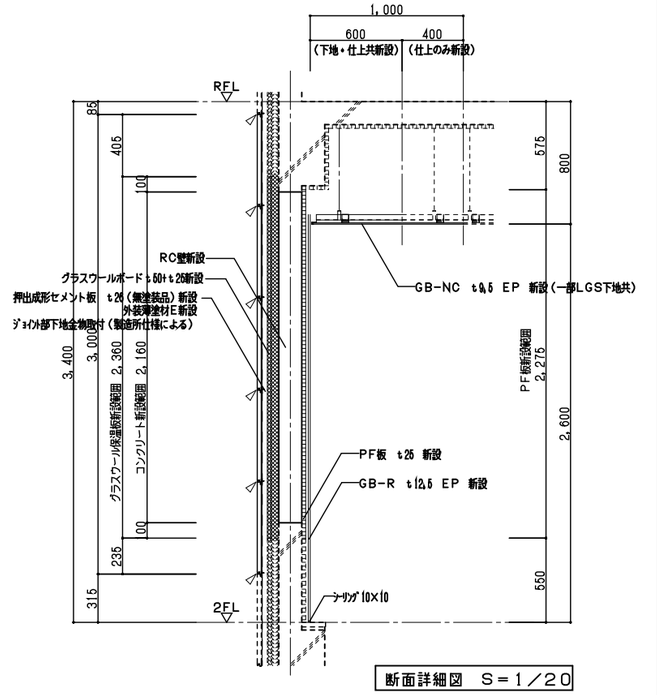

断面詳細図　S＝1／20

凡例										
	躯体撤去部分を示す		仕上撤去部分を示す	◁	シーリング10×10				釧路労働基準監督署18改修（建築その他）工事	
	躯体新設部分を示す		仕上新設部分を示す	◀	シーリング6×10				部分詳細図－1　S＝図示	A-25
									北海道労働局総務部	

DT-2　障笠詳細図　S=1:20

既存

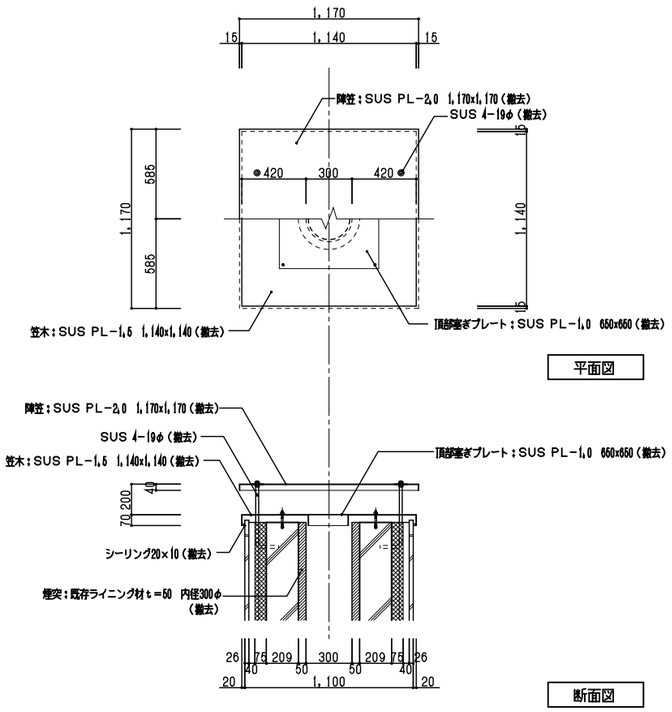

改修

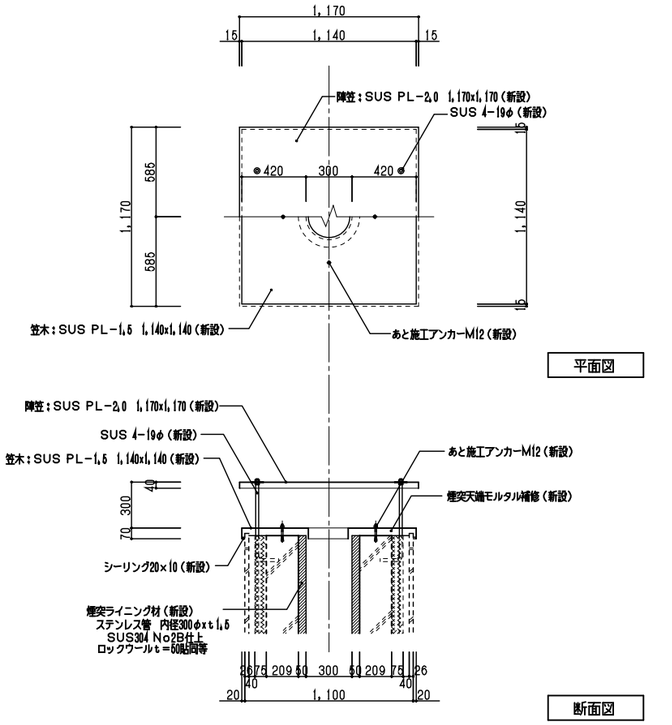

DT-3　灰出口詳細図　S=1:20

既存

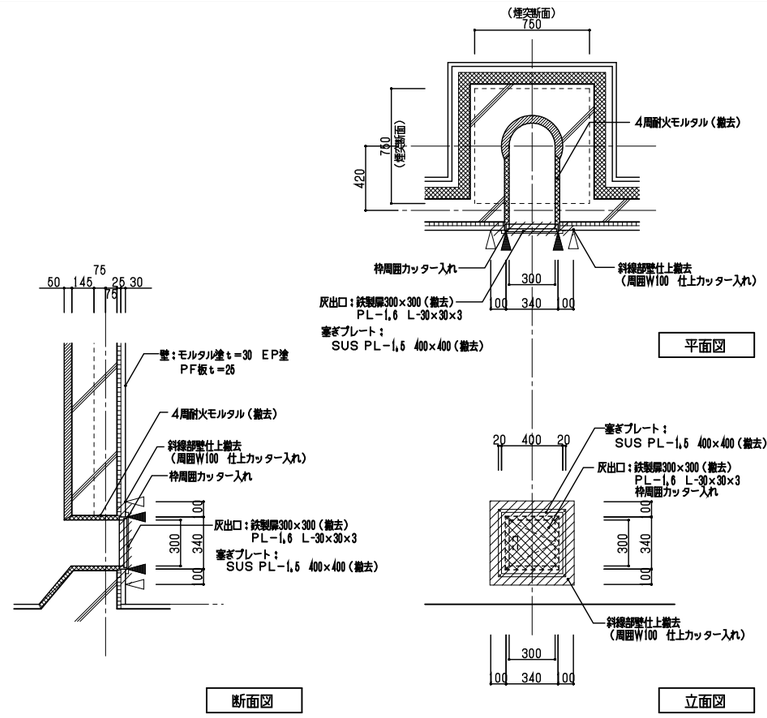

改修

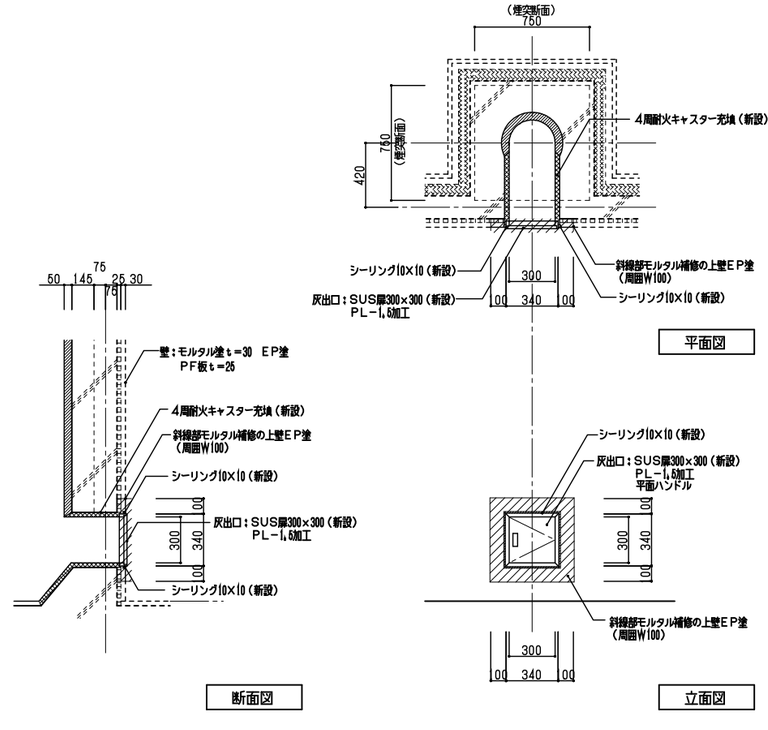

DT-4　タラップ詳細図　S=1:10　S=1:20

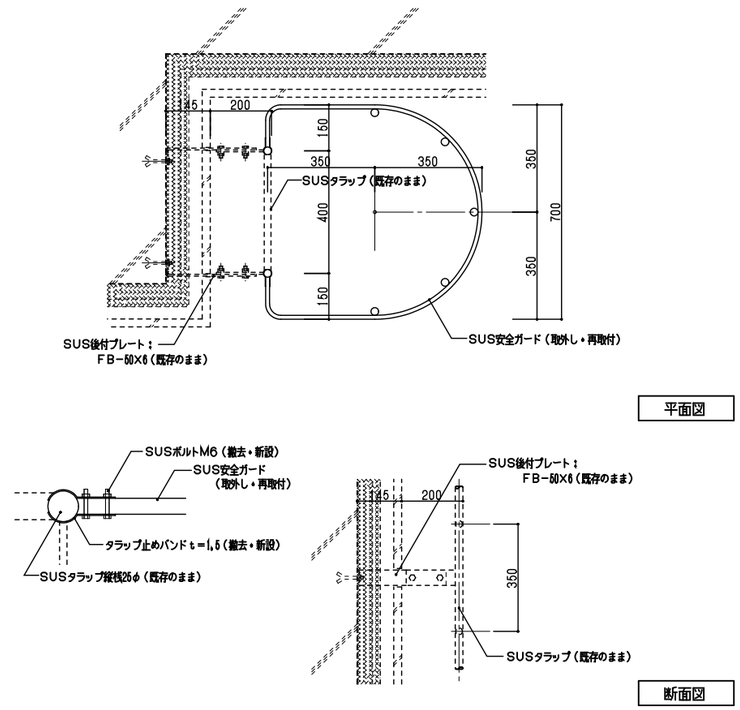

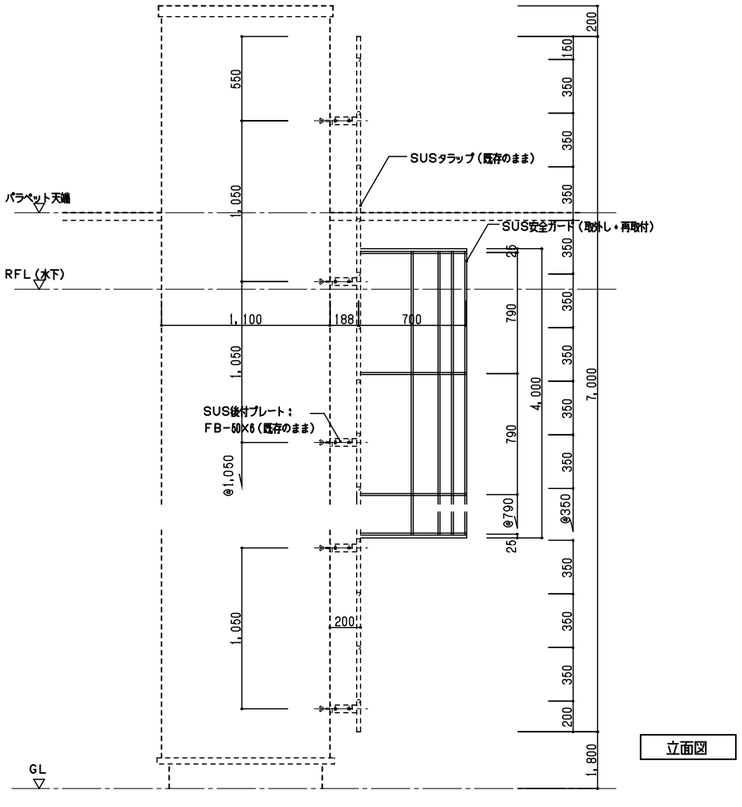

釧路労働基準監督署18改修（建築その他）工事		
部分詳細図-2	S=図示	A-26
北海道労働局総務部		

DT-5　軒先・パラペット廻り詳細図　S=1:10

既存

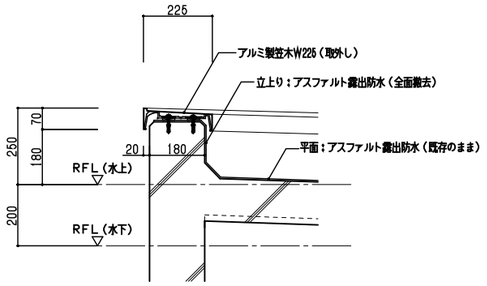

改修

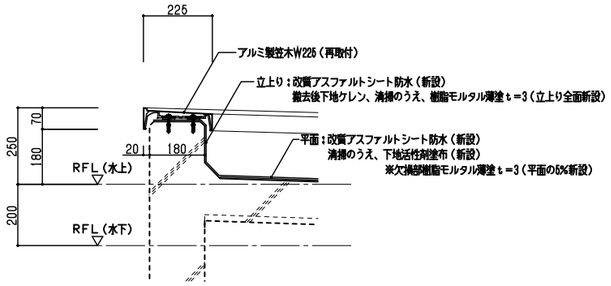

DT-6　ルーフドレン廻り詳細図　S=1:10

既存

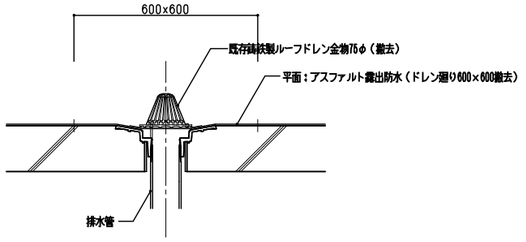

改修

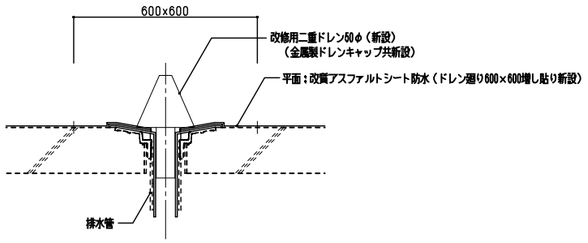

釧路労働基準監督署18改修（建築その他）工事

部分詳細図－3　S＝図示　A-27

北海道労働局総務部

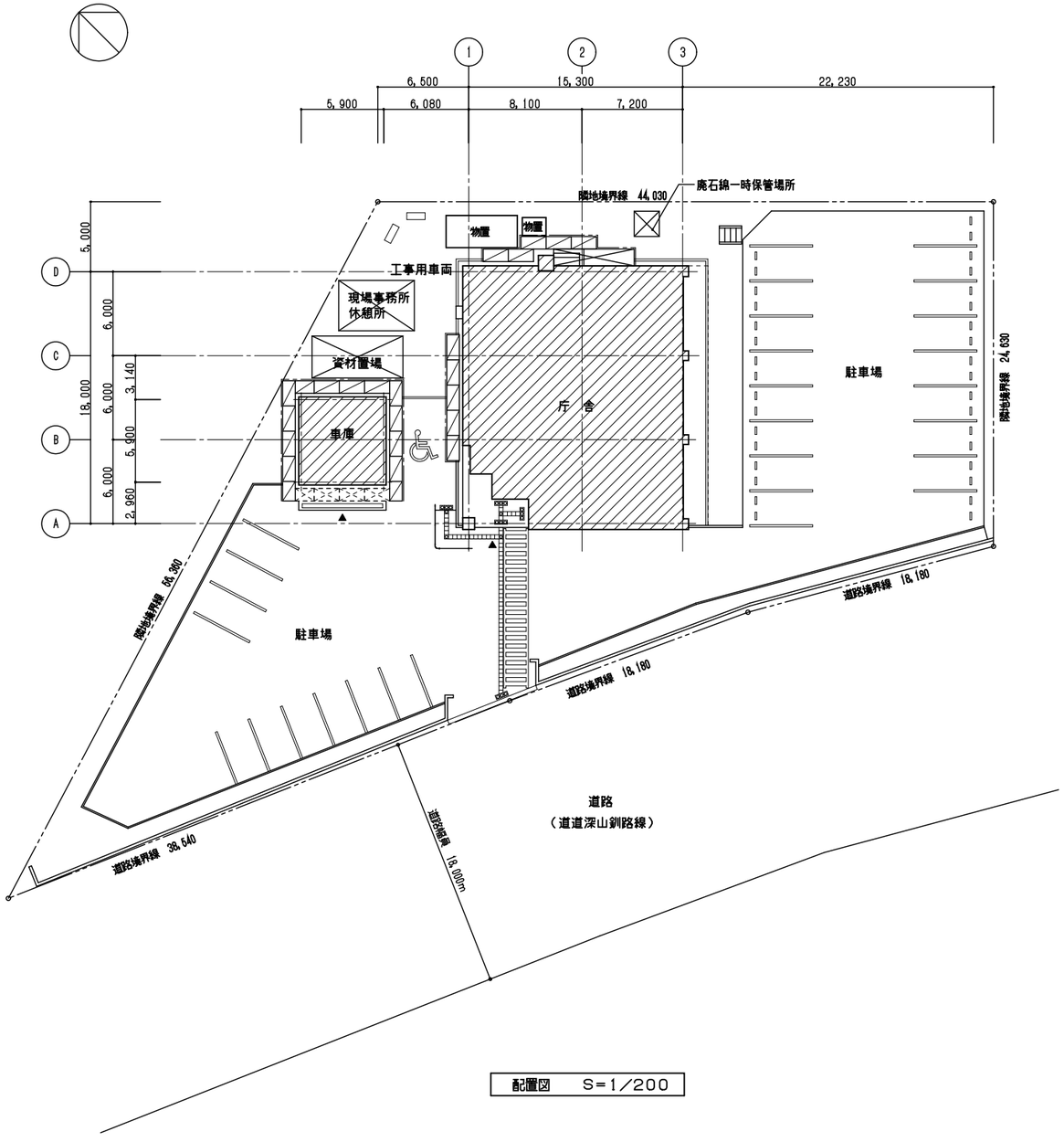

配置図　S＝1／200

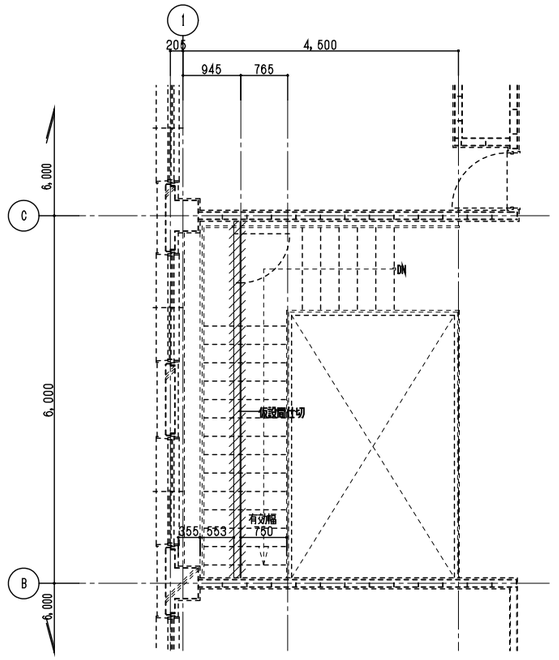

2階仮設間仕切　S＝1／50

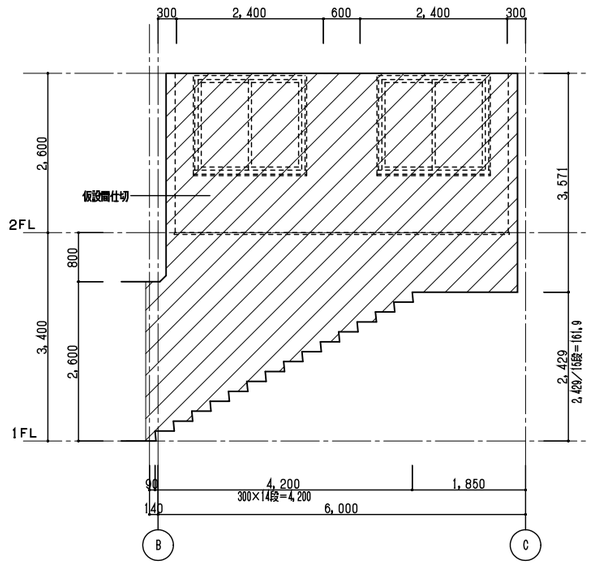

仮設間仕切立面　S＝1／50

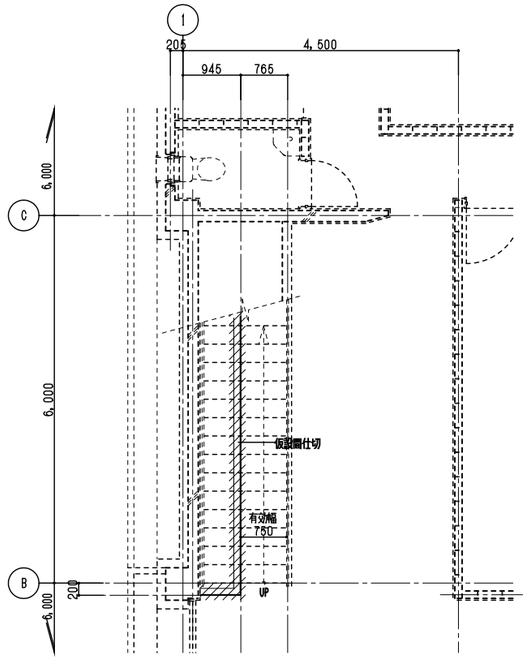

1階仮設間仕切　S＝1／50

凡例											
		仮設間仕切　B種　設置期間　47日		枠組足場900枠（手摺先行）　防災シート張 足場1段目は金網式養生枠H＝1,800						釧路労働基準監督署18改修（建築その他）工事	
		扉　1,800×900		セキュリティーゾーン（更衣室・エアシャワー室・前室）						仮設計画図－1（参考図）　S＝1／50・1／200	A-28
										北海道労働局総務部	

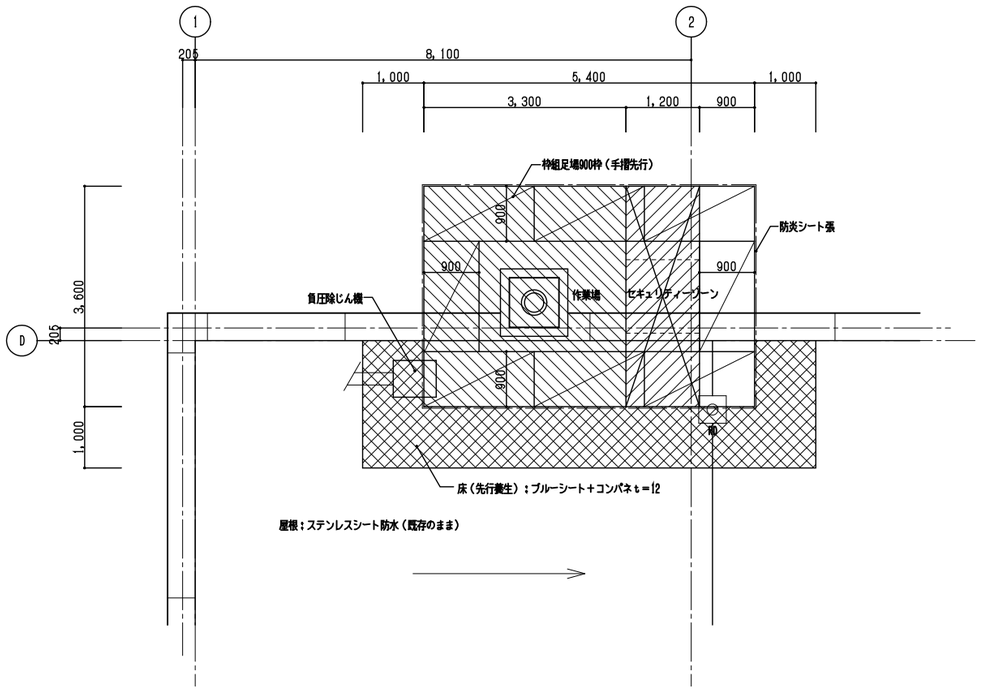

R階仮設計画平面図　S＝1／50

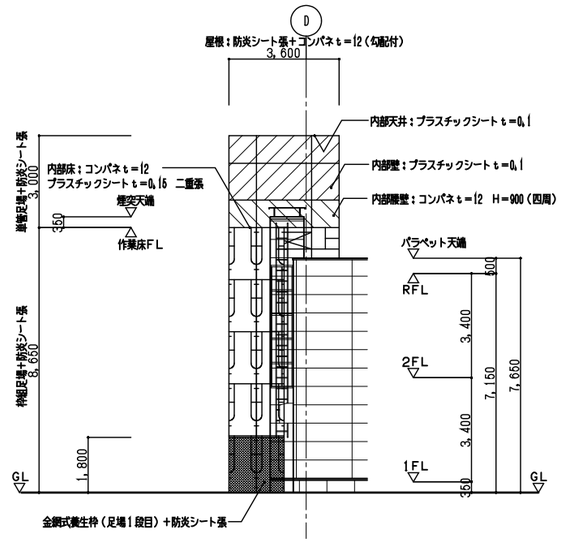

仮設計画北立面図　S＝1／100

煙突アスベスト除去工事の作業方法

■煙突石綿含有断熱材除去（作業レベル２）

煙突断熱材の除去に当たっては、除去作業を行う１４日前までに釧路総合振興局保健環境部地域環境係に「特定粉塵排出等作業実施届出書」を提出しなければならない為、必要な書類を工事監督員に速やかに提出すること。
また、特記仕様書　16章　環境配慮改修工事の内容を確認し、養生方法等については「環境省建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」を参考とし、下記に留意して行うこと。
産廃物の処理及び清掃に関する法律第一二条の二第8項により、事業者は事業場ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならない。
特定粉塵排出等作業実施報告書内の組織図に記載する資格者は元請業者の社員とすること。
併せて「解体等の作業届出」を管轄の労働基準監督署へ提出すること。

1　足場
- 枠組本足場（手すり先行方式）枠幅900とする
- 足場は煙突断熱材撤去及び養生が完了するまで存置とする

2　作業室
- 上部、下部作業室は単管足場とし、屋根はコンパネ張り、作業床はコンパネ敷きとする。
- 作業室内の養生は床をプラスチックシート0.15mm二重張りとし、壁・天井はプラスチックシート0.1mm一重張りとする
- 作業室の撤去は石綿気中濃度測定の値が基準値以下であることを確認してから行う

3　セキュリティーゾーン（前室、シャワー室、更衣室）
- エアシャワー、負圧除塵装置を上部作業室、下部作業室のそれぞれに設置すること
- 作業室から外部への出入の際には、保護衣等に付着した粉じんを外部に持ち出さないよう措置を講じること

4　煙突用断熱材の除去方法
- 乾式カポネーター工法（高圧洗浄含む）、ウオータージェット工法等とする
- 断熱材、ライニング材撤去作業に先立ち石綿飛散抑制剤を塗布すること
- 撤去した断熱材は廃石綿安定化を行い袋詰めし、施工計画で定めた保管場所に一時保管する

5　粉じん濃度測定
除去及び補修作業に関わるアスベスト粉じん濃度測定を行う。

（1）機械室内事前清掃後	1点（機械室内）
（2）除去作業中の作業室内	1点（作業室ごと）
（3）除去作業中のセキュリティ出入口	1点（セキュリティごと）
（4）除去作業中の負圧除塵機排出口	1点（除塵機ごと）
（5）除去作業中の作業室外部付近	1点（作業室ごと）
（6）作業後養生解体前の作業室内	1点（セキュリティごと）

6　保護具
- 呼吸用保護衣：防じんマスク（レベル１対応品）とする。
- 保護衣：保護衣とする。

7　産業廃棄物処理
- 撤去した塗材、養生資材を産業廃棄物収集運搬車に積み込み、荷台をシート等で覆う。
- 撤去した塗材は、飛散性アスベストとして特別管理産業廃棄物処分場に、運搬・処分する。

煙突アスベスト含有断熱材除去要領

1　仮設工事
- 足場（作業室）の養生方法は下図による。
- 設備備品養生は、プラスチックシートt＝0.1とする。
- 床・壁・天井面のプラスチックシートの継ぎ目等はテープ等で目張りする。
- 事前清掃、最終清掃はＨＥＰＡフィルター付真空掃除機で行う。
- セキュリティーゾーン養生　2組

2　機械

負圧除じん機	ＨＥＰＡフィルター付
エアシャワー	ＨＥＰＡフィルター付
真空掃除機	ＨＥＰＡフィルター付
エアレススプレイヤー	
デジタル粉塵計	

3　消耗品

保護服、シューズカバー、ゴム手袋	
防塵マスクフィルター	電動ファン付全面マスク
排気ポリダクト	負圧除塵機排気用
廃棄物処理袋	表示付（黄色）t0.15/大・中、無地（透明）/大・中
負圧除塵装置フィルター	1・2次フィルター
エアシャワーフィルター	1次フィルター

4　薬剤吹付け
- 飛散抑制剤吹付け・塗布
- 飛散防止処理剤吹付　除去面　上下作業場・セキュリティ（床・壁・天井養生面）
- エアレススプレイヤー設置　1台

5　廃棄物処理作業

廃石綿袋詰め	t0.15　二重梱包
廃石綿・廃養生搬出	一時保管場所へ運搬

6　石綿粉塵濃度測定

粉塵濃度測定	作業中・作業後・養生撤去前　10か所 作業前（事前清掃後）　1か所
デジタル粉塵計漏洩測定	設置時（負圧除じん機排出口）　2か所 作業前・作業中 （負圧除じん機排出口・1日1回上下）6か所 事前清掃　設置時　1か所 事前清掃　作業前・作業中　1か所

7　特別管理産業廃棄物等処理

廃石綿・廃養生材搬出	トラック積込
廃石綿運搬	特別管理産業廃棄物運搬車
廃石綿処分	特記仕様書による（飛散性アスベスト）

8　各官庁届出業務

施工計画書作成	各官庁届出
完成報告書作成	工事完了報告書

9　資機材運搬
- 資機材運搬

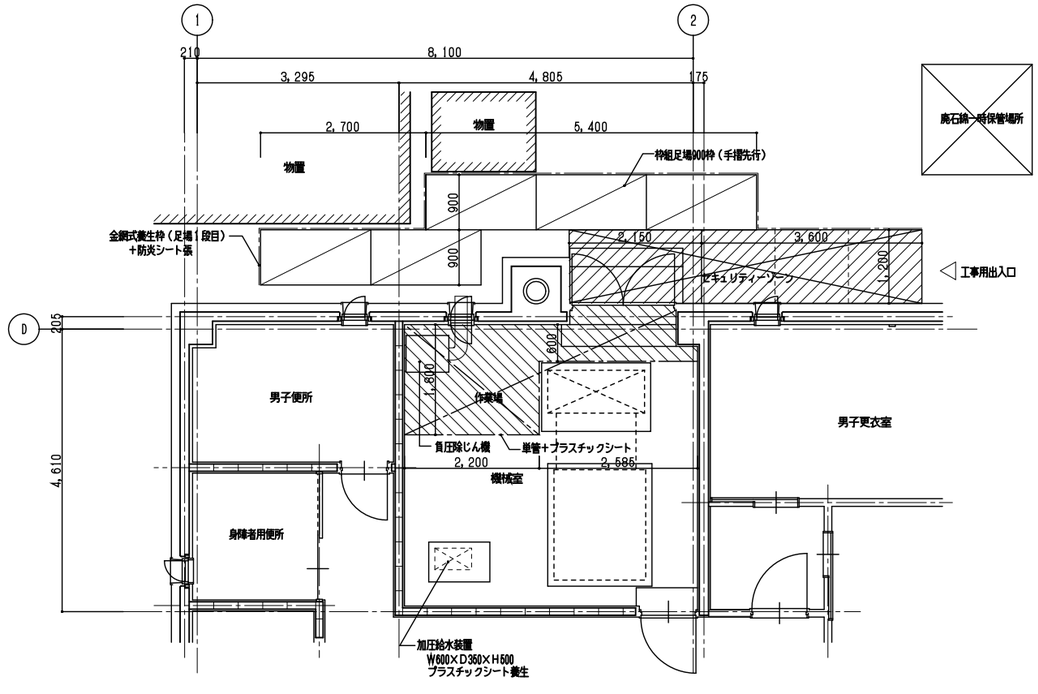

1階仮設計画平面図　S＝1／50

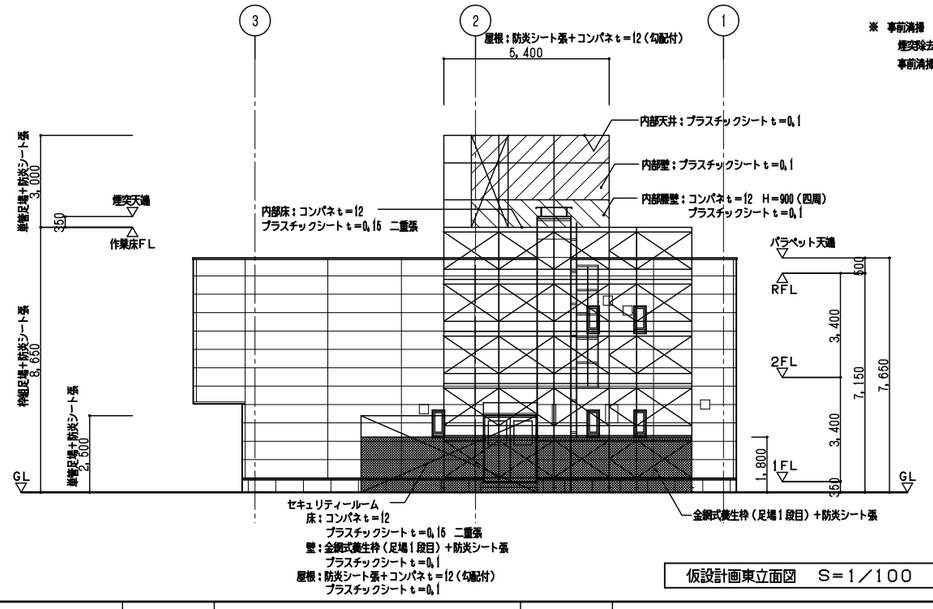

仮設計画東立面図　S＝1／100

※ 事前清掃
煙突除去作業前に、機械室内の清掃を行い、機器類に付着しているアスベスト粉塵を除去すること。
事前清掃に際し機械室内を負圧隔離し、清掃終了後アスベスト粉塵濃度測定を行う。

凡例

枠組足場900枠（手摺先行）　防炎シート張 足場1段目は金網式養生枠H＝1,800		負圧除じん機	
セキュリティーゾーン（更衣室・エアシャワー室・前室） 床：コンパネt＝12＋プラスチックシートt＝0.15　二重張 壁、天井：プラスチックシートt＝0.1 （下部CH＝2,600　上部CH＝3,000）		作業場を示す 床：コンパネt＝12（上部のみ）＋プラスチックシートt＝0.15　二重張 壁、天井：プラスチックシートt＝0.1 （下部CH＝2,600　上部CH＝3,000）	

釧路労働基準監督署１8改修（建築その他）工事

煙突アスベスト・仮設計画図－２（参考図）　S＝図示　A-29

北海道労働局総務部

構造関係共通事項

構 -1 総則

1.1 適用範囲
（1）構造関係共通図(配筋標準図)は鉄筋コンクリート及び鉄骨鉄筋コンクリート造等における鉄筋の加工、組立等の一般的な標準図とする。
（2）構造関係共通図(鉄骨標準図)は鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造等における鉄骨の加工、組立の一般的な標準図とする。
（3）構造関係共通図(配筋標準図、鉄骨標準図)以外については、図面及び監督職員の指示による。

1.2 優先順位
（1）設計図書間で配筋方法等に相違がある場合の優先順位は以下の通りとする。
1．特記仕様書
2．図面 ─ ⓘ. 設計図及び構造関係共通図（構造関係共通事項）
　　　　└ ⓘⓘ. 構造関係共通図（配筋標準図、鉄骨標準図）
3．標準仕様書及び改修標準仕様書

1.3 特記仕様
項目は、番号に ⊙ 印の付いたものを適用する。
特記事項は、⊙ の付いたものを適用する。
⊙ 印の付かない場合は※印の付いたものを適用する。
⊙ 印と ㊟ 印の付いた場合は共に適用する。

1.4 用語の定義
（1）設計図とは、建築構造図のうち特記仕様書、構造関係共通図以外の図面をいう。
（2）異形鉄筋の径(本文、図、表において「D、d」で示す)は、呼び名に用いた数値とする。
（3）長さ、厚さ等の単位は、特記なき限りmmとする。

1.5 記号等
図面で使用する記号等は表1.1～表1.8、図1.1を標準とする。

表1.1　異形鉄筋の断面表示記号

区分＼径	D10	D13	D16	D19	D22	D25	D29	D32
建築	∘	×	∅	○	○	⊙	⊗	◎

表1.2　各階伏図における記号

記号	説明	記号	説明
S※	スラブの配筋種別		杭の位置
◇	スラブ厚さ		試験杭の位置
○	階段の配筋種別		打増しの範囲
DO	土間コンクリート		スラブ開口
	コンクリートブロック壁（CB壁）		ボーリング位置
	梁・スラブの上がり下がりの範囲	（±　　）	FLからの上がり下がり
EW○○ EKW○○ ERW○○	耐力壁の種別		

表1.3　梁貫通孔記号

区分＼径	50	75	100	125	150	175	200	225	250	275	300	325	350	375	400
建　築															

表1.4　スリーブ材質の凡例

管　名	鋼　管	溶融亜鉛めっき鋼版	硬質塩化ビニル管（薄肉管）	つば付き鋼管（黒管）
記号（建築用）	SP（白管）	GA	VU	RS

※建築用以外のスリーブ材質は各工事による。

表1.5　高力ボルト径の記号

区分＼径	M12	M16	M20	M22	M24
高力ボルト（F10T、S10T）	○	φ	⊕		
溶融亜鉛めっき高力ボルト（F8T相当）	／	｜	＋		✳

表1.6　普通ボルト径の記号

区分＼径	M12	M16	M20	M22	M24
普通ボルト	○	φ	⊕		

表1.7　溶接継手及び溶接面の分類別記号

分類			記号
溶接継手	完全溶込み溶接	突合わせ継手	B
		T型継手	T
		かど継手	L
	隅肉溶接		F
	部分溶込み溶接		P
	フレア溶接		FL
溶接面	片面溶接		1
	両面溶接		2

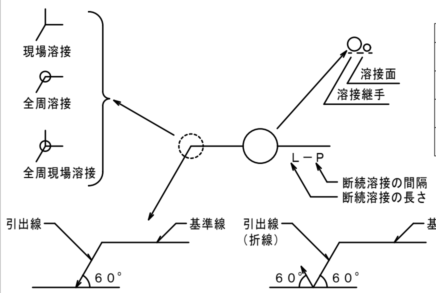

表1.8　溶接の補助記号

区　分	補助記号
現場溶接	｜
全周溶接	○
全周現場溶接	
断続溶接の長さ及び間隔	L－P

※特記無き限り、完全溶込溶接の溶接方法・溶接面は適切な溶接方法等による。

図1.1　溶接記号の記載例

項　目	特　記　事　項

構 -2 建物概要等

1. 建物概要等

建物概要

		備考
工事名称	釧路労働基準監督署耐震改修１５建築その他工事	
工事場所	北海道釧路市柏木町２番１２号	
延べ面積	（　587.17　）m²	
建築面積	（　295.73　）m²	
階数	地上（ 2 ）階 地下（　）階 塔屋（　）階	階数に算入しない階 ⊙無し ・有り（　）
高さ関係	高さ（ 7.65 ）m 軒高（ 7.15 ）m	
工事種別	・新築 ・増築 ・改築 ・移転 ・大規模の修繕 ・大規模の模様替 ⊙耐震改修	

構造概要

		備考
構造種別	地上（ 1 ）階～（ 2 ）階（ RC ）造 / （　）階～（　）階（　）造　地下（　）階～（　）階（　）造 / （　）階～（　）階（　）造	
架構形式	X方向（ 耐震壁付きラーメン ）構造 Y方向（ 耐震壁付きラーメン ）構造	
耐震構造方式	⊙耐震構造 ・制振構造 ・免震構造(免震層の位置 ・基礎下免震 ・中間階免震（　）階	
基礎方式	・直接基礎(・独立 ・連続 ・べた ・　） ⊙杭基礎(・場所打ちコンクリート杭 ⊙既製コンクリート杭 ・耐震構造 鋼管杭 ・　）	適用箇所は図示による（　）
耐震安全性の分類	・Ⅰ類(1.5) ・Ⅱ類(1.25) ⊙Ⅲ類(1.0)	

2. 構造設計条件等

計算方法

	X方向	Y方向	備　考
許容応力度計算（令第82条各号＋令第82条の4）【ルート１】			X方向、Y方向の適用する計算法に○を記載する
許容応力度等計算【ルート２】			
保有水平耐力計算【ルート３】	○	○	
限界耐力計算			
その他の計算法（　）			
特別な検証法(時刻歴応答解析による)			
大臣認定(認定番号　）			
指定性能評価機関名（　）			
評価 ・高層評価 ・免震評価 ・その他			
（評価番号　）			

外力等

				備考
地震力	設計用一次固有周期	（ 0.143 ）秒		
	地震地域係数(Z)	Z=⊙1.0 ・0.9 ・0.8 ・0.7		
	地盤の種別	第（ 2 ）種地盤 Tc=(0.60)秒		
	標準せん断力係数	X方向	Y方向	
	一次設計	C0 =（ 0.2 ）	C0 =（ 0.2 ）	
	二次設計	C0 =（ 1.0 ）	C0 =（ 1.0 ）	
風圧力(施行令第87条)	地表面粗度区分	基準風速(V0)	速度圧(q)	風圧力を考慮しない
	・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ	（　）m/s		
風圧力(施行令第82条の4)	地表面粗度区分	基準風速(V0)	平均速度圧(q)	風圧力を考慮しない
	・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ	（　）m/s		
積雪荷重	区域	・多雪区域 ⊙多雪区域以外		
	設計垂直積雪量	（ 100 ）cm		
	単位荷重	（ 30 ）N/m²/cm		
	垂直積雪量の低減	・低減する ⊙低減しない		

3. 地盤調査資料

調査報告書
・当該敷地の既往調査報告書のみによる
・当該敷地の既往調査報告書及び今回工事に含まれる地盤調査報告書による
　※工事着手前に当該敷地内で（　）図に示す地盤調査を行う
調査内容(既往調査内容含む)
・サウンディング
　※標準貫入試験
　・スウェーデン式サウンディング試験
　・オランダ式二重管コーン貫入試験
　・
・土質試験
　・物理的性質試験
　（・土粒子密度試験 ・含水比試験 ・粒度試験 ・液性限界、塑性限界試験
　　・細粒分含有率試験 ・湿潤密度試験 ・　）
　・力学的性質試験
　（・一軸圧縮試験 ・圧密試験 ・直接せん断試験 ・三軸圧縮試験
　　・振動三軸試験 ・中空ねじりせん断試験 ・　）
・現場透水試験
・孔内水平載荷試験
・弾性波速度検層
・常時微動測定
・平板載荷試験
・

4. 液状化対策

・有り
　範囲・工法・仕様・計測・試験等
　※図示による（　）
・無し

構 -3 あらかじめの検討

1. 軽微な変更への対応（あらかじめの検討）

施工の関係上やむを得ず発生する可能性の高い変更等(位置の変更)
施工誤差を考慮して構造耐力上支障がない検討が行われている部分（変更に係る部材及び当該部材に接する部材以外に応力度の変更がない場合であって、変更に係る部材及び当該部材に接する部材が令第82条各号に規定する構造計算によって確かめられる安全性を有するものに限る）

・くいの芯ずれを考慮した検討
　許容誤差（　）
　あらかじめの検討範囲
　※図示による（　）
・小ばりの位置の変更を見込んだ大ばり等の検討
　位置の変動寸法（　）
　あらかじめの検討範囲
　※図示による（　）
・大きさの変更を見込んだスラブ等の検討(屋根床版含む)
　許容される大きさ、荷重の条件（　）
　あらかじめの検討範囲
　※図示による（　）
・はり貫通孔の大きさと位置の変更を見込んだ検討
　大きさに変動寸法（　）
　位置の変動寸法（　）
　あらかじめの検討範囲
　※図示による（　）
・壁開口の位置の変更を見込んだ検討
　開口の移動範囲（　）
　　ただし構造計算及びモデル化において耐力壁の剛性・耐力が変わらず、荷重が増加しない移動範囲に限る
　あらかじめの検討範囲
　※図示による（　）
・スラブの開口及び段差の変更を見込んだ検討
　開口の移動範囲（　）
　　ただし構造計算及びモデル化においてスラブの断面及び配筋、開口補強が変わらず、荷重が増加しない範囲に限る
　あらかじめの検討範囲
　※図示による（　）
・間柱の位置の変更を見込んだ検討
　位置の変動寸法（　）
　あらかじめの検討範囲
　※図示による（　）

構 -4 施工方法等計画書関連等

1. コンクリートの単位水量測定

(1)単位水量の測定は、150m³に1回以上及び荷下し時に品質の異常が認められた時に実施する。
(2)単位水量の上限値は、標準仕様書6.3.2(2)(iii)による。
(3)単位水量の管理目標値は次の通りとして、施工する。
1)測定した単位水量が、配合計画書の設計値(以下、「設計値」という。)±15kg/m³の範囲にある場合はそのまま打設する。
2)測定した単位水量が設計値±15を超え±20kg/m³の範囲にある場合は、その運搬車の生コンは打設してよいが、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示する。その後、設計値±15kg/m³以内に安定するまで、運搬車の３台毎に１回、単位水量の測定を行う。
3)測定した単位水量が設計値±20kg/m³を超える場合は、その運搬車は打込まずに持ち帰らせるとともに、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示する。その後、単位水量が設計値±20kg/m³以内になるまで全運搬車の測定を行い、更に設計値±15kg/m³以内に安定するまで、運搬車の３台毎に１回、単位水量の測定を行う。
4)3)の不合格生コンを確実に持ち帰ったことを確認する。
(4)単位水量管理についての記録を書面(配合計画書、製造管理記録、打込み時の外気温、コンクリート温度等)と写真により提出する。
(5)単位水量の測定方法は、高周波誘電加熱乾燥法(電子レンジ法)、エアメータ法又は静電容量測定法による。また、試験機関は該当コンクリート製造所以外の機関とする。

平成30年度版　2018.7.

構造関係共通図１

（工事名）釧路労働基準監督署１８改修（建築その他）工事		S-01
構造関係共通図（構造関係共通事項）	平成30年度版	
北 海 道 労 働 局 総 務 部		

構造関係共通図(配筋標準図)

1.1 鉄筋の加工

鉄筋の折曲げ内法直径及びその使用箇所は、表1.1を標準とする。

表1.1　鉄筋の折曲げ内法直径

折曲げ角度	折曲げ図（余長）	折曲げ内法直径(D)		
		SD295A SD295B,SD345		SD390
		D16以下	D19～D38	D19～D38
180°	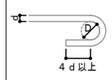			
135°	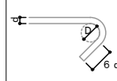			
90°	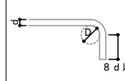	3d以上	4d以上	5d以上
135°及び90°（幅止め筋）	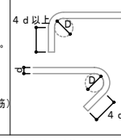			

1．片持ちスラブ先端、壁筋の自由端側の先端で90°フックまたは135°フックを用いる場合は、余長は４ｄ以上とする。
2．９０°未満の折曲げの内法直径は特記による。

2.1 異形鉄筋の末端部

次の部分に使用する異形鉄筋の末端部にはフックを付ける。
（１）柱及び梁（基礎梁を除く）の出隅部

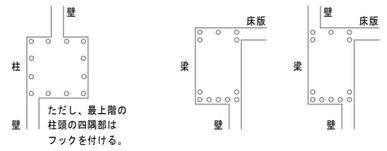

図2.1 末端部にフックを必要とする出隅部の鉄筋（ ● 印）

（２）煙突の鉄筋（壁の一部となる場合を含む）
（３）杭基礎のベース筋
（４）帯筋、あばら筋及び幅止め筋

3.1 継手及び定着

（ａ）鉄筋の重ね継手
（１）径が異なる鉄筋の重ね継手の長さは、細い鉄筋の径による。
（２）鉄筋の重ね継手の長さは、表3.1による。

表3.1　鉄筋の重ね継手の長さ

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度 Fc（N/mm²）	L1（フックなし）	L1h（フックあり）
SD295A SD295B	18	45d	35d
	21	40d	30d
	24，27	35d	25d
	30，33，36	35d	25d
SD345	18	50d	35d
	21	45d	30d
	24，27	40d	30d
	30，33，36	35d	25d
SD390	21	50d	35d
	24，27	45d	35d
	30，33，36	40d	30d

（注）１．L1，L1h：フックなし重ね継手の長さ及びフックあり重ね継手の長さ。
２．フックありの場合のL1hは、図3.1に示すようにフック部分Q を含まない。
３．軽量コンクリートの場合は、表の値に５ｄを加えたものとする。

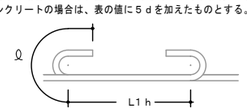

図3.1　フックありの場合の重ね継手の長さ

（３）鉄筋の重ね継手の長さは、フックありなしにかかわらず４０ｄ以上（軽量骨材を使用する場合は５０ｄ以上）と表3.1の重ね継手の長さのうち大きい値とする。

（４）隣り合う継手の位置は、表3.2による。
ただし、壁の場合及びスラブ筋でＤ１６以下の場合は除く。

表3.2　隣り合う継手の位置

重ね継手	フックありの場合	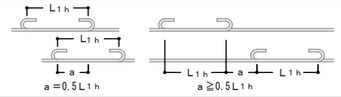	
	フックなしの場合	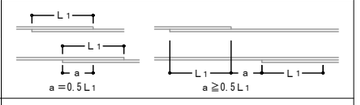	
溶接継手	圧接継手	－	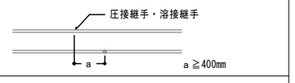
機械式継手	－		

（ｂ）鉄筋の定着
（１）鉄筋の定着の長さは、表3.3及び図3.2による。

表3.3　鉄筋の定着の長さ

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度 Fc（N/mm²）	直線定着の長さ L1	直線定着の長さ L2	直線定着の長さ L3 小梁	直線定着の長さ L3 スラブ	フックあり定着の長さ L1h	フックあり定着の長さ L2h	フックあり定着の長さ L3h 小梁	フックあり定着の長さ L3h スラブ
SD295A SD295B	18	45d	40d	20d	10d かつ 150mm 以上	35d	30d	10d	－
	21	40d	35d			30d	25d		
	24，27	35d	30d			25d	20d		
	30，33，36	35d	30d			25d	20d		
SD345	18	50d	40d			35d	30d		
	21	45d	35d			30d	25d		
	24，27	40d	35d			30d	25d		
	30，33，36	35d	30d			25d	20d		
SD390	21	50d	40d			35d	30d		
	24，27	45d	40d			35d	30d		
	30，33，36	40d	35d			30d	25d		

（注）１．L1，L1h：２．以外の直線定着の長さ及びフックあり定着の長さ。
２．L2，L2h：割裂破壊のおそれのない箇所への直線定着の長さ及びフックあり定着の長さ。
３．L3　：小梁及びスラブの下端筋の直線定着の長さ。ただし、基礎耐圧スラブ及びこれを受ける小梁は除く。
４．L3h：小梁の下端筋のフックあり定着の長さ。
５．フックあり定着の場合は、図3.2に示すようにフック部分 Q を含まない。また、中間部での折曲げは行わない。
６．軽量コンクリートの場合は、表の値に５ｄを加えたものとする。

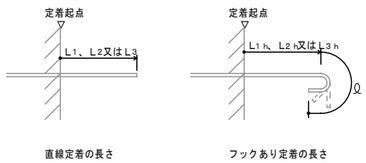

直線定着の長さ　　フックあり定着の長さ

図3.2　直線定着の長さ及びフックあり定着の長さ

（２）梁主筋の柱内折曲げ定着又は小梁及びスラブの上端筋の梁内折曲げ定着の方法は、図3.3により、次の(ⅰ)、(ⅱ)及び(ⅲ)をすべて満足するものとする。
（ⅰ）　全長は表3.3に示す直線定着の長さ以上
（ⅱ）　余長は８ｄ以上
（ⅲ）　仕口面から鉄筋外面までの投影定着長さは表3.4に示す長さとする。ただし、梁主筋の柱内定着においては、原則として、柱せいの3/4倍以上とする。

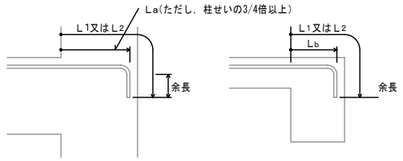

梁主筋の柱内折曲げ定着の投影定着長さ　　小梁及びスラブの上端筋の梁内折曲げ定着の投影定着長さ

図3.3　折曲げ定着の方法

表3.4　鉄筋の投影定着の長さ

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度 Fc（N/mm²）	La	Lb
SD295A SD295B	18	20d	15d
	21	15d	15d
	24，27	15d	15d
	30，33，36	15d	15d
SD345	18	20d	20d
	21	20d	20d
	24，27	20d	15d
	30，33，36	15d	15d
SD390	21	20d	20d
	24，27	20d	20d
	30，33，36	20d	15d

（注）１．Ｌａ：梁主筋の柱内折曲げ定着の投影定着長さ。
（基礎梁、片持ち梁及び片持ちスラブを含む。）
２．Ｌｂ：小梁及びスラブの上端筋の梁内折曲げ定着の投影定着長さ。
（片持ち小梁及び片持ちスラブを除く。）
３．軽量コンクリートの場合は、表の値に５ｄを加えたものとする。

（３）溶接金網の継手及び定着は、図3.4による。
なお、Ｌ２及びＬ３は表3.3の（注）による。

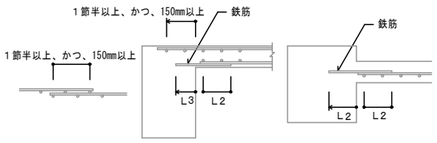

重ね継手　　定着（スラブの場合）　　定着（壁の場合）

図3.4　溶接金網の継手及び定着

（４）スパイラル筋の継手及び定着は、図3.5による

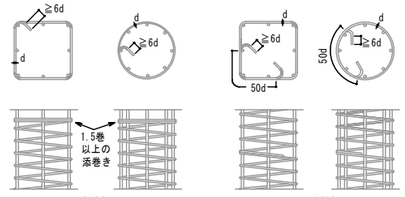

末端部
（柱頭又は柱脚部）　　中間部
（重ね継手）

図3.5　スパイラル筋の継手及び定着

4.1 最小かぶり厚さ

（ａ）鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さは、表4.1による。
ただし、柱及び梁の主筋にＤ２９以上を使用する場合は、主筋のかぶり厚さを径の1.5倍以上確保するように最小かぶり厚さを定める。

表4.1　鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さ（単位：mm）

構造部分の種別				最小かぶり厚さ
土に接しない部分	スラブ、耐力壁以外の壁		仕上げあり	20
			仕上げなし	30
	柱，梁，耐力壁	屋内	仕上げあり	30
			仕上げなし	30
		屋外	仕上げあり	30
			仕上げなし	40
	擁壁，耐圧スラブ			40
土に接する部分	柱，梁，スラブ，壁			＊40
	基礎，擁壁，耐圧スラブ			＊60
煙突等高熱を受ける部分				60

（注）１．＊印のかぶり厚さは、普通コンクリートに適用し、軽量コンクリートの場合は特記による。
２．「仕上げあり」とは、モルタル塗り等の仕上げのあるものとし、鉄筋の耐久性上有効でない仕上げ（仕上塗材、塗装等）のものを除く。
３．スラブ、梁、基礎及び擁壁で、直接土に接する部分のかぶり厚さには、捨コンクリートの厚さを含まない。
４．杭基礎の場合のかぶり厚さは、杭天端からとする。
５．塩害を受けるおそれのある部分等、耐久性上不利な箇所は、特記による。

（ｂ）柱、梁等の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、最小かぶり厚さに１０mmを加えた数値を標準とする。

（ｃ）鉄筋組立後のかぶり厚さは、最小かぶり厚さ以上とする。

（ｄ）鉄筋相互のあきは図4.1により、次の値のうち最大のもの以上とする。
（１）粗骨材の最大寸法の1.25倍
（２）２５mm
（３）隣り合う鉄筋の平均径（呼び名の数値）の1.5倍

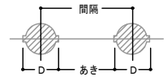

Dは、鉄筋の最大外径

図4.1　鉄筋相互のあき

（ｅ）鉄骨鉄筋コンクリート造の場合、主筋と平行する鉄骨とのあきは、(d)による。

（ｆ）貫通孔に接する鉄筋のかぶり厚さは、(c)による。

5.1 基礎梁

（ａ）一般事項
（１）梁筋は、連続端で柱に接する梁筋が同数の時は柱をまたいで引き通すものとし、鉄筋の本数が異なる場合には、図5.1のように反対側の梁に定着する。外端部や隅部では、折り曲げて定着する。
（２）梁筋を柱内に定着する場合は、7.1(b)(4)による。

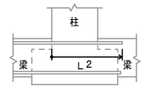

図5.1　梁筋の基礎梁内への定着

（ｂ）独立基礎で基礎梁にスラブが付かない場合の主筋の継手、定着及び余長は、図5.2による。

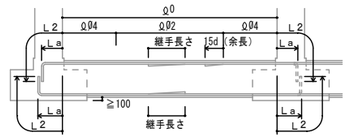

（注）１．図示のない事項は、7.1による。
２．═══ 印は、継手及び余長位置を示す。
３．破線は、柱内定着の場合を示す。
４．梁主筋ののみ込み長さ（柱せいの3/4倍以上）

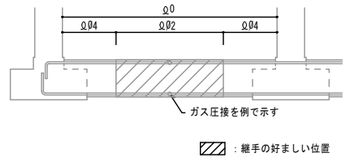

：継手の好ましい位置

図5.2　主筋の継手、定着及び余長（その１）

（ｃ）独立基礎で基礎梁にスラブが付く場合の主筋の継手、定着及び余長は、図5.3による。
ただし、耐圧スラブが付く場合は、（d）による。

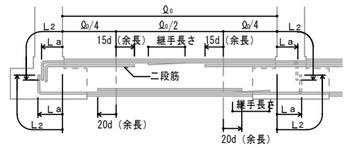

（注）１．図示のない事項は、7.1による。
２．═══ 印は、継手及び余長位置を示す。
３．破線は、柱内定着の場合を示す。
４．梁主筋ののみ込み長さ（柱せいの3/4倍以上）

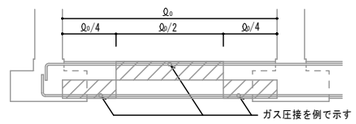

：継手の好ましい位置

図5.3　主筋の継手、定着及び余長（その２）

（ｄ）連続基礎及びべた基礎の場合の主筋の継手、定着及び余長は、図5.4による。

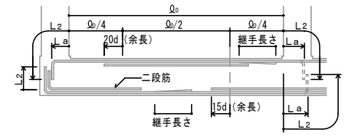

（注）１．図示のない事項は、7.1による。
═══ 印は、継手及び余長位置を示す。
３．破線は、柱内定着の場合を示す。
４．梁主筋ののみ込み長さ（柱せいの3/4倍以上）

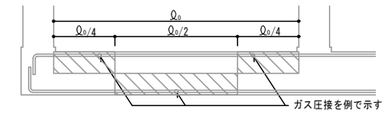

：継手の好ましい位置

図5.4　主筋の継手、定着及び余長（その３）

5.2 基礎梁のあばら筋等

（ａ）一般事項
（１）あばら筋の径および間隔は、構造図による。
（２）あばら筋組立の形及びフックの位置は、7.2(b)による。
ただし、梁の上下端にスラブが付く場合で、かつ、梁せいが1.5m以上の場合は、図5.5によることができる。

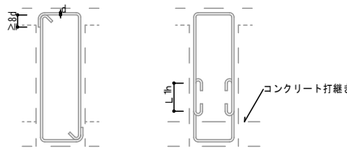

図5.5　あばら筋組立の形及びフックの位置

（ｂ）腹筋及び幅止め筋は、7.2による。ただし、梁せいが1.5m以上の場合は構造図による。

（ｃ）あばら筋の割付けは、7.2(c)による。

6.1 柱

（ａ）一般事項
（１）継手中心位置は、梁上端から500mm以上、1,500mm以下、かつ、3ho/4（hoは柱の内法高さ）以下とする。
（２）継手、定着及び余長は、図6.1による。
ただし、柱頭定着長さL2が確保できない場合は、構造図による。

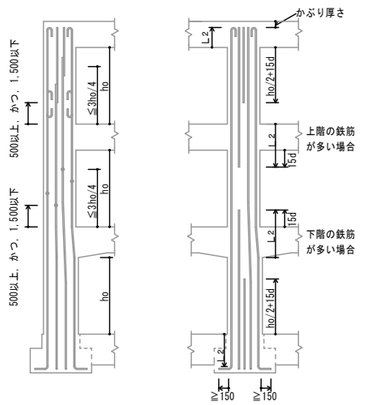

継手　　定着

（注）１．柱の四隅にある主筋で、重ね継手の場合及び最上階の柱頭にある場合には、フックを付ける。
２．隣り合う継手の位置は、表3.2［隣り合う継手の位置］による。
３．継手及び定着は、すべての階に適用できる。

図6.1　柱主筋の継手、定着及び余長

（b）柱打増し部
（1）打増し部分に、壁、梁及びスラブ等がとりつく場合は、壁、梁及びスラブ筋等の定着長さには、打増し部分を含まない。
（2）土に接する柱周囲の打増しは図6.2による。

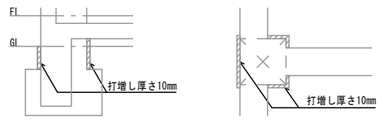

図6.2　柱打増し部

6.2　帯筋

（a）帯筋の種類及び間隔は、構造図による。

（b）帯筋組立の形は図6.3により、適用は構造図による。
（1）H形の135°曲げのフックが困難な場合は、W－I形とする。
（2）溶接する場合の溶接長さLは、両面フレア溶接の場合は5d以上、片面フレア溶接の場合は10d以上とする。
（3）SP形において、柱頭及び柱脚の端部は1.5巻以上の添巻き行う。

①H形

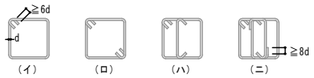

②W－I形

注）溶接は、鉄筋の組立前に行う。

⑤SP形（スパイラル筋）　⑥丸形

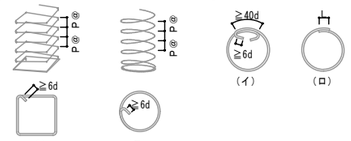

図6.3　帯筋組立の形

（c）フック及び継手の位置は交互とする。

（d）帯筋の割付けは図6.4とし、それ以外の場合は構造図による。

一般の場合

（注）1．図示のない事項については、一般の場合に同じ。
2．柱に取り付く梁に段差がある場合、帯筋の間隔を1.5P1@または1.5P2@とする範囲は、その柱に取り付くすべての梁を考慮して適用する。
なお、P1@　、P2@は、特記された帯筋の間隔を示す。

図6.4　帯筋の割付け

7.1　大梁

（a）一般事項
（1）梁の上がり下がりは FLを基準とした寸法値とする。
（2）地中梁下の砂利地業厚及び捨てコンクリート地業厚は構造図による。
（3）打増し部分に、スラブ、壁、梁筋等が取り付く場合は、スラブ、壁、梁筋等の定着長さには、打増し部分を含まない。

（b）大梁主筋の継手及び定着の一般事項
（1）継手中心位置は、次による。
上端筋：中央 $\ell_o/2$以内
下端筋：柱面より梁せい（D）以上離し、$\ell_o/4$を加えた範囲以内
（2）継手中央部の位置、定着長さ及び余長は図7.3及び図7.4による。
（3）梁筋は、連続端で柱に接する梁筋が同数の時は柱をまたいで引き通すものとし、鉄筋の本数が異なる場合には、図7.1のように反対側の梁に定着する。外端部や隅部では、折り曲げて定着する。

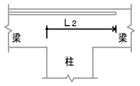

図7.1　梁主筋の梁内定着

（4）梁主筋を柱内に折り曲げて定着する場合は次による。
なお、定着の方法は3.1(b)(2)による。
上端筋：曲げ降ろす
下端筋（一般）：原則、曲げ上げる。
下端筋（ハンチ付き）：原則、曲げ上げる。
（5）梁にハンチをつける場合、その傾斜は構造図による。
（6）段違い梁は、図7.2による。

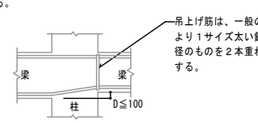

図7.2　段違い梁

（c）ハンチのない場合の重ね継手、定着及び余長は、図7.3による。

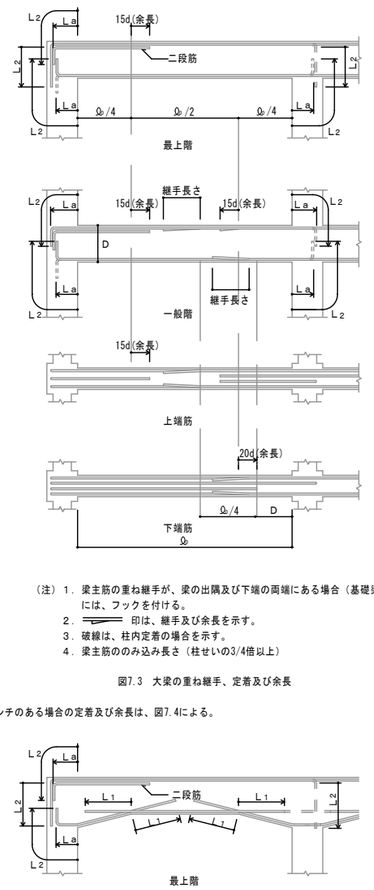

（注）1．梁主筋の重ね継手が、梁の出隅及び下端の両端にある場合（基礎梁を除く）には、フックを付ける。
2．＝＝＝ 印は、継手及び余長を示す。
3．破線は、柱内定着の場合を示す。
4．梁主筋ののみ込み長さ（柱せいの3/4倍以上）

図7.3　大梁の重ね継手、定着及び余長

（d）ハンチのある場合の定着及び余長は、図7.4による。

最上階

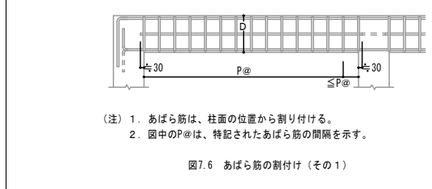

（注）1．梁主筋の重ね継手が、梁の出隅及び下端の両端にある場合（基礎梁を除く）には、フックを付ける。
2．＝＝＝ 印は、継手及び余長を示す。
3．梁内定着の端部下端筋が接近するときは、＝＝＝ のように引き通すことができる。
4．破線は、柱内定着を示す。
5．梁主筋ののみ込み長さ（柱せいの3/4倍以上）

図7.4　ハンチのある大梁の定着及び余長

7.2　あばら筋等

（a）あばら筋、腹筋及び幅止め筋の一般事項
（1）あばら筋の種類、径及び間隔は、構造図による。
（2）腹筋に継手を設ける場合の継手長さは、150mm程度とし、定着長さは図7.6による。
ただし、腹筋を計算上考慮している場合の継手長さ、定着長さは構造図による。
（3）幅止め筋及び受け用幅止め筋は、D10-1,000@程度とする。

（b）あばら筋組立の形及びフックの位置
（1）形は、図7.5（イ）とする。
ただし、L形梁の場合は、（ロ）または（ハ）、T形梁の場合は（ロ）～（ニ）とすることができる。
（2）フックの位置
i．（イ）の場合は交互とする。
ii．（ロ）の場合　L形ではスラブの付く側、T形では交互とする。
iii．（ハ）の場合は床版の付く側を90°折曲げとする。

図7.5　あばら筋組立の形

（c）あばら筋の割付け
（1）間隔が一様でハンチのない場合は、図7.6による。

（注）1．あばら筋は、柱面の位置から割り付ける。
2．図中のP@は、特記されたあばら筋の間隔を示す。

図7.6　あばら筋の割付け（その1）

（2）間隔が一様でハンチのある場合は、図7.7による。

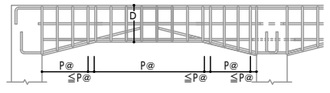

（注）1．あばら筋は、柱面の位置から割り付ける。
2．図中のP@は、特記されたあばら筋の間隔を示す。

図7.7　あばら筋の割付け（その2）

（3）梁の端部で間隔の異なる場合は、図7.8による。

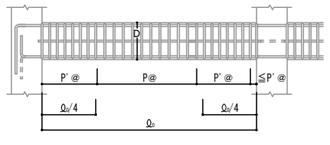

（注）1．あばら筋は、柱面の位置から割り付ける。
2．図中のP@、P'@は、特記されたあばら筋の間隔を示す。

図7.8　あばら筋の割付け（その3）

（d）腹筋及び幅止め筋
（1）一般の梁は、図7.9による。

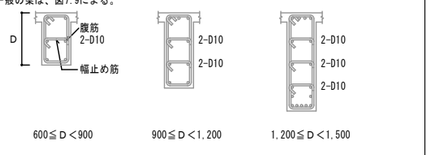

図7.9　腹筋および幅止め筋

7.3　小梁

（a）小梁主筋の継手、定着及び余長
（1）連続小梁の場合は、図7.10による。

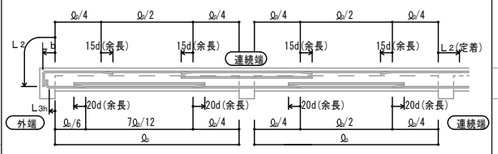

（注）1．図示のない事項は、5.1及び7.1に準ずる。
2．＝＝＝ 印は、余長位置を示す。

図7.10　小梁主筋の継手、定着及び余長（その1）

（b）単独小梁の場合は、図7.11による。

直交する梁へ斜めに定着する場合

（注）1．図示のない事項は、5.1及び7.1に準ずる。
2．＝＝＝ 印は、余長位置を示す。

図7.11　小梁主筋の継手、定着及び余長（その2）

（c）あばら筋は、7.2による。

7.4　片持梁

（a）片持梁主筋の定着及び余長
（1）先端に小梁のない場合は、図7.12による。

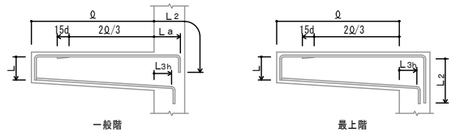

（注）1．図示のない事項は、7.1による。
2．＝＝＝ 印は、余長位置を示す。
3．先端の折曲げの長さLは、梁せいからかぶり厚さを除いた長さとする。

図7.12　片持梁主筋の定着及び余長

（2）先端に小梁がある場合は、図7.13による。

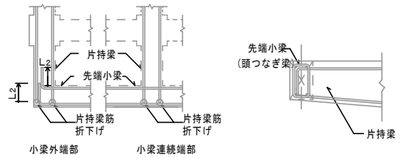

（注）1．図示のない場合は、（1）による。
2．先端小梁終端部の主筋は、片持梁内に水平定着する。
3．先端小梁の連続端は、片持梁の先端を貫通する通し筋としてよい。

図7.13　片持梁主筋の定着

（b）あばら筋は、7.2による。

8.1　壁

（a）一般事項
（1）壁配筋の重ね継手及び定着の長さは、重ね継手長さをL1 、定着長さをL2 とする。
（2）幅止め筋は、縦横ともD10-1,000@程度とする。
（3）EW○○、EKW○○、ERW○○の配筋はWW○○、KW○○、RW○○に同じで、かぶり厚さ、定着長さ及び継手長さは、3.1、4.1による。
（4）打増し部分に、壁及びスラブ等が取り付く場合は、壁及びスラブ筋等の定着長さには打ち増し部分は含まない。

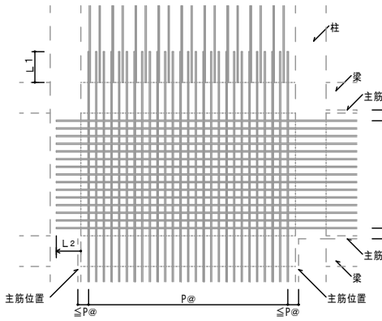

（注）図中のP@は、特記された壁筋の間隔を示す。

図8.1　壁の配筋

（b）壁の配筋は表8.1により、種別は構造図による。

表8.1　壁の配筋

種別	縦筋及び横筋	断面図　(mm)
W12	D10-200@シングル	120
W15A	D10-150@シングル	150
W15B	D10-100@シングル	
W18A	D10-200@ダブル	180
W18B	D10-150@ダブル	
W20A	D10-200@ダブル	200
W20B	D10-150@ダブル	

（注）壁筋の配筋順序は、規定しない。

（c）片持スラブ形階段を受ける壁の配筋は表8.2により、種別は構造図による。

表8.2　片持スラブ形階段を受ける壁の配筋

種別	縦筋及び横筋		断面図　(mm)	階段の配筋種別(表10.1)
KW1	縦筋	D13-200@ダブル	180	KA1
	横筋	D10-200@ダブル		KA3
KW2	縦筋	D13-150@ダブル	200	KA2
	横筋	D10-200@ダブル		KA4

（注）縦筋は、横筋の外側に配筋する。

（ｄ）壁の交差部及び端部の配筋は、図8.2による。

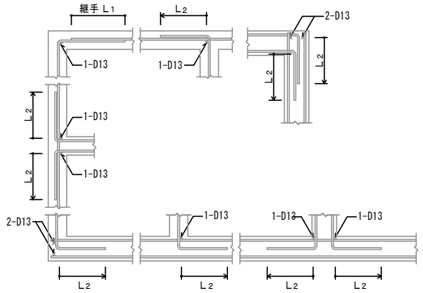

交差部（水平断面）

端部（垂直及び水平断面）　　外壁の端部（垂直及び水平断面）

図8.2　壁の交差部及び端部の配筋

8.2　壁の補強

（ａ）壁開口部の補強

（１）耐震壁を除く壁開口部の補強筋は、Ａ形は表8.3、Ｂ形は表8.4とし、適用は構造図による。
なお、耐震壁の補強筋は、構造図による。

表8.3　壁開口部補強筋（Ａ形）

壁の種別	補強筋	
	縦横	斜め
W12，W15	1-D13	1-D13
W18，W20	2-D13	2-D13

表8.4　壁開口部補強筋（Ｂ形）

壁の種別	補強筋	
	縦横	斜め
W12，W15	2-D13	1-D13
W18，W20	4-D13	2-D13

（２）壁開口部補強の定着長さは、図8.3による。

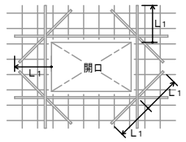

図8.3　壁開口部補強筋の定着長さ

（ｂ）コンセントボックス等を壁に埋め込む場合の補強は、構造図による。

9.1　スラブ

（１）スラブ及び土間コンクリートの上がり下がりは、FLを基準とした寸法値とする。
（２）土間スラブ下の砂利地業厚及び捨てコンクリート厚は構造図による。
（３）土間コンクリート補強筋(DO) の配筋及びコンクリート厚さは構造図による。
（４）スラブの配筋（Ｓ形配筋）は表9.1及び図9.1により、配筋種別及びスラブ厚さは、構造図による。

表9.1　Ｓ形配筋

配筋種別	短辺方向（主筋）全域	長辺方向（配力筋）全域
Ｓ１	D13-100@	D13-100@
Ｓ２	同　上	D13-150@
Ｓ３	同　上	D10,D13-150@
Ｓ４	D13-150@	D13-150@
Ｓ５	同　上	D10,D13-150@
Ｓ６	同　上	D10-150@
Ｓ７	D10,D13-150@	D10,D13-150@

配筋種別	短辺方向（主筋）全域	長辺方向（配力筋）全域
Ｓ８	D10,D13-150@	D10-150@
Ｓ９	同　上	D10-200@
Ｓ10	D10,D13-200@	D10,D13-200@
Ｓ11	同　上	D10-200@
Ｓ12	同　上	D10-250@
Ｓ13	D10-200@	D10-200@
Ｓ14	同　上	D10-250@

（注）上端筋，下端筋とも同一配筋とする。

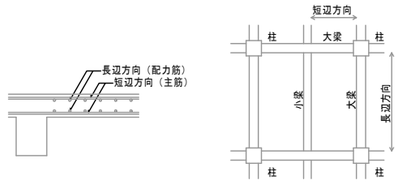

図9.1　スラブの配筋

（５）配筋の割付けは、中央から行い、端部は定められた間隔以下とする。
（６）鉄筋の重ね継手長さは、Ｌ１とする。
（７）定着長さ及び受け筋は、図9.2による。
ただし、引き通すことができない場合は、図9.3により梁内に定着する。

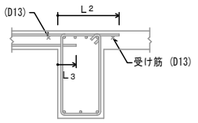

図9.2　スラブ筋の定着長さ及び受け筋（その１）

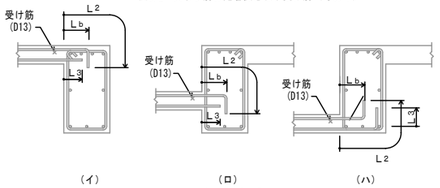

一般スラブの場合

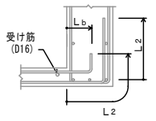

耐圧スラブの場合

図9.3　スラブ筋の定着長さ及び受け筋（その２）

9.2　片持スラブ

片持スラブの配筋は、次による。
（１）片持スラブの配筋（ＣＳ形配筋）は、表9.2並びに図9.4及び図9.5により、配筋種別及び
スラブ厚さは、構造図による。

表9.2　ＣＳ形配筋

配筋種別		主筋
CS1	上	D13-100@
	下	D13-200@
CS2	上	D13-150@
	下	D13-300@
CS3	上	D10,D13-150@
	下	D10,D13-300@
CS4	上	D10,D13-200@
	下	D10-200@

配筋種別		主筋
CS5	上	D10-200@
	下	D10-400@
CS6	上	D10,D13-200@
	下	——
CS7	上	D10-200@
	下	——

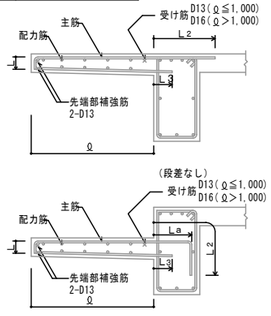

（段差あり）

（注）１．先端の折り曲げ長さＬは、スラブ厚さよりかぶり厚さを除いた長さとする。

図9.4　片持スラブの配筋（ＣＳ１からＣＳ５）

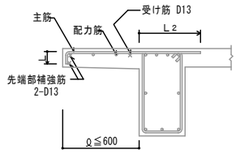

（段差なし）

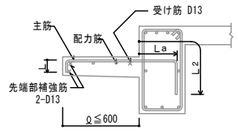

（段差あり）

（注）１．先端の折り曲げ長さＬは、スラブ厚さよりかぶり厚さを除いた長さとする。

図9.5　片持スラブの配筋（ＣＳ６及びＣＳ７）

（２）先端に壁が付く場合の配筋は、図9.6による。

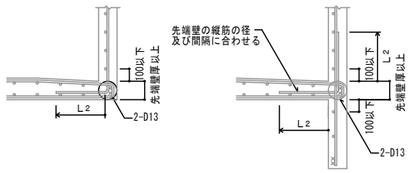

垂れ壁のない場合　　垂れ壁のある場合

図9.6　先端に壁が付く場合の配筋

（３）出隅部
（ⅰ）補強の配筋は構造図により、配筋方法は、図9.7による。
（ⅱ）出隅受け部分（図9.7の斜線部分）の補強筋は構造図による。

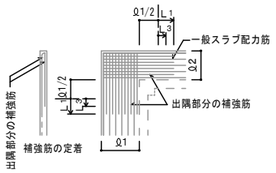

(注)Q1 ≧ Q2とする

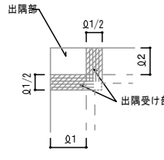

(注)1. Q1 ≧ Q2とする
2. 出隅受け部配筋は柱
又は梁にＬ1定着する。

出隅部分補強配筋　　出隅受け部配筋

図9.7　片持ちスラブ出隅部の補強配筋

9.3　スラブ等の補強

（ａ）スラブ開口部の補強
スラブ開口部の補強は、特記による。
（ⅰ）スラブ開口の最大径が700mm以下の場合は、図9.8により開口によって切られる鉄筋と同量の鉄筋で周囲を補強し、隅角部に斜め方向に2-D13（ Q= 2L１）シングルを上下筋の内側に配筋する。

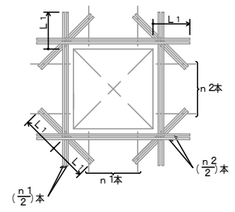

図9.8　スラブ開口部の補強配筋

（ⅱ）スラブ開口の最大径が両方向の配筋間隔以下で、鉄筋を緩やかに曲げることにより、開口部を避けて配筋できる場合は、補強を省略することができる。

（ｂ）屋根スラブの補強
屋根スラブの出隅及び入隅部分には、図9.9により、補強筋を上端筋の下側に配置する。

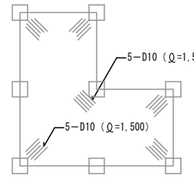

図9.9　出隅及び入隅部の補強配筋

（ｃ）土間スラブの打継ぎ補強
基礎梁とスラブを一体打ちとしないで、打継ぎを設ける場合の補強は図9.10による。
ただし、土間スラブとは、土に接するスラブでＳ形の配筋によるものをいう。

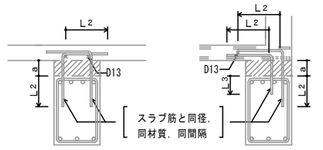

（注）ａ≦300の場合

図9.10　打継ぎ補強配筋

（ｄ）土間コンクリートの補強
土間コンクリートの補強筋は、構造図による。なお、基礎梁との接合部は、図9.11による。

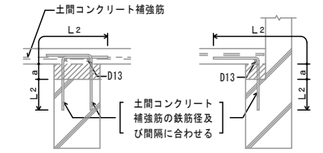

（注）ａ≦300の場合

図9.11　土間コンクリートと基礎梁との接合部配筋

10.1　片持スラブ形階段

片持スラブ形階段の配筋は、表10.1及び図10.1により、寸法及び配筋種別は、構造図による。

表10.1　片持スラブ形階段の配筋

配筋種別	KA1	KA2
配筋図	D13 D13 D10-300@ D10-300@ t	2-D13 D13 D10-300@ D10-300@ t
配筋種別	KA3	KA4
配筋図	D10-300@ t t D13 D13	D10-300@ t t D13 2-D13

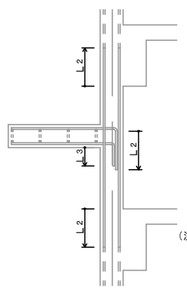

（注）１．壁配筋は、8.1（ｃ）による。
２．階段主筋は、壁の中心線を越えてから縦に下ろす。
３．スラブ配力筋の継手及び定着の長さは、表3.3
［鉄筋の定着の長さ］のＬ３とする。

図10.1　片持スラブ形階段配筋の定着

10.2　ニ辺固定スラブ形階段

ニ辺固定スラブ形階段の配筋は表10.2並びに図10.2及び図10.3により、寸法及び配筋種別は、構造図による。

表10.2　ニ辺固定スラブ形配筋

配筋種別	上端筋、下端筋とも（全域）
KB1	D13-200@
KB2	D13-150@
KB3	D13-100@
KB4	D13,D16-150@
KB5	D16-150@
KB6	D16-125@
KB7	D16-100@

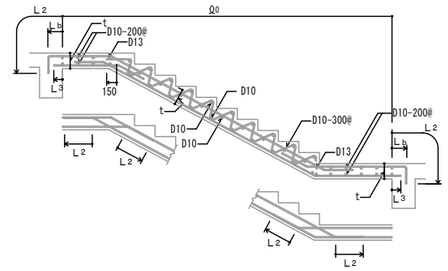

図10.2　ニ辺固定スラブ形階段配筋（その１）

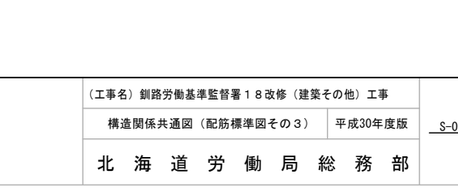

（注）下図の場合にもニ辺固定スラブ形階段配筋を準用する。

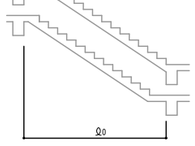

図10.3　ニ辺固定スラブ形階段配筋（その２）

耐震改修共通事項（案）

「特記仕様書」、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成28年版」及び図面に特記のない事項は下記による。

1．鉄筋の断面表示は、下記による。

記　号	・	×	∅	⌓	○	⊙	⊗	◎
異形鉄筋	D10	D13	D16	D19	D22	D25	D29	D32

2．各階伏図における記号は下表による。

記　号	説　　明	記　号	説　　明
	スラブの配筋種別		杭の位置
	スラブ厚さ		試験杭の位置
	階段の配筋種別		打増しの範囲
SO	土間コンクリート		スラブ開口
	ＣＢ壁（コンクリートブロック壁）		ボーリング位置
	梁・スラブの上がり下がりの範囲	（±　）	ＦＬからの上がり下がり

コンクリート及びグラウト材圧入要領図

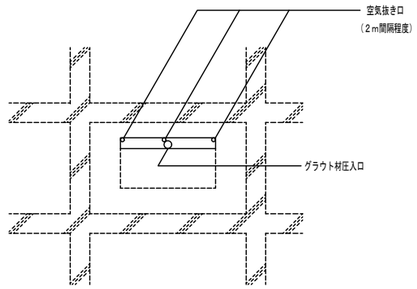

共通事項

（1）による普通コンクリート施工後、（2）によりグラウト材を圧入する

開口閉塞用

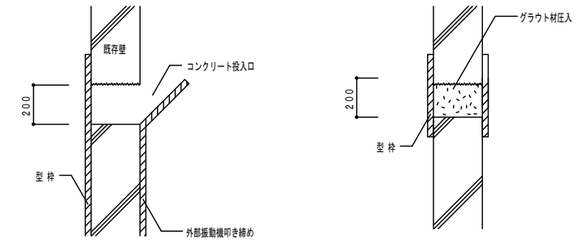

（1）普通コンクリート打設要領　　（2）グラウト材圧入要領

打増し壁用

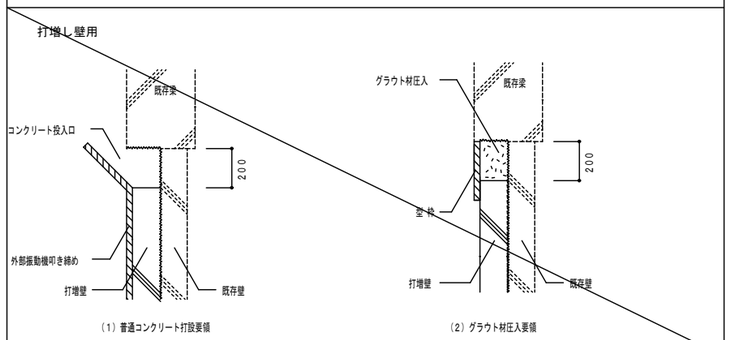

（1）普通コンクリート打設要領　　（2）グラウト材圧入要領

あと施工アンカー（接着系）

壁一般部

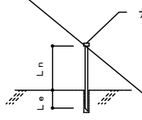

◎は図示による。

径	Le≧12da	Ln≧20da	確認強度（KN）
・D13	120以上	200以上	
・D16	192以上	320以上	
・D19	228以上	380以上	
・D22	264以上	440以上	
・D25	300以上	500以上	

壁開口補強筋用

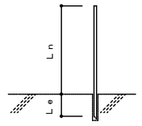

◎は図示による。

径	Le≧12da	Ln≧40da	確認強度（KN）
・D13	120以上	520以上	
・D16	192以上	640以上	
・D19	228以上	760以上	
・D22	264以上	880以上	
・D25	250以上	1000以上	

シアコネクター

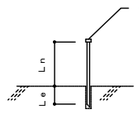

◎500（タテ・ヨコ）

径	Le≧7da	Ln≧8da	確認強度（KN）
・D10	70以上	80以上	

打ち増し壁

壁既存開口閉塞部

◎は図示による。

径	Le≧7da	Ln≧20da	確認強度（KN）
・D10	70以上	200以上	
・D16	112以上	320以上	
・D19	133以上	380以上	
・D22	154以上	440以上	
・D25	175以上	500以上	

打ち増し壁　開口補強筋用

◎は図示による。

径	Le≧10da	Ln≧40da	確認強度（KN）
・D13	130以上	520以上	
・D16	160以上	640以上	
・D19	190以上	760以上	
・D22	220以上	880以上	
・D25	250以上	1000以上	

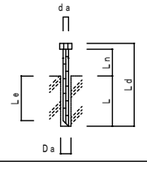

L　：コンクリート穿孔深さ、または接着系アンカーの埋め込み長さ（mm）
Le：アンカーの有効埋め込み長さ（mm）
Ld：アンカー筋の全長（mm）
Ln：増設部への有効定着長さ（mm）
da：アンカー軸部の直径、接着系アンカーではアンカー筋の呼び名（mm）
Da：既存コンクリート躯体への穿孔径（mm）

フレア溶接を行う場合の溶接長さ

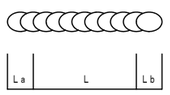

鉄筋又は軽量形鋼にフレア溶接を行う場合は下記による。
有効溶接長さ（L）は、ビードの始点（La）及びクレーター（Lb）を除いた部分の長さとする。

L：片面フレア溶接の場合　10d
　両面フレア溶接の場合　5d
La及びLb=1S（鉄筋については1d）以上
d：異形鉄筋の呼び名に用いた数値
S：溶接のサイズ

土間コンクリート、土間スラブ下地業

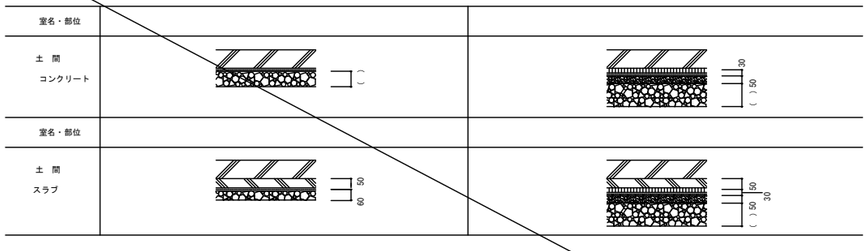

床下防湿層は厚さ0．15mmとし、重ねは250mm以上とする。

スラブ下の床下防湿は、支障がなければ捨コンクリート上端としてもよい。

凡例
- 床下防湿層
- 捨コンクリート
- 断熱材　厚30
- 砂地業
- 砂利地業

（工事名）釧路労働基準監督署１８改修（建築その他）工事

耐震改修共通事項（１）

北　海　道　労　働　局　総　務　部

S-05

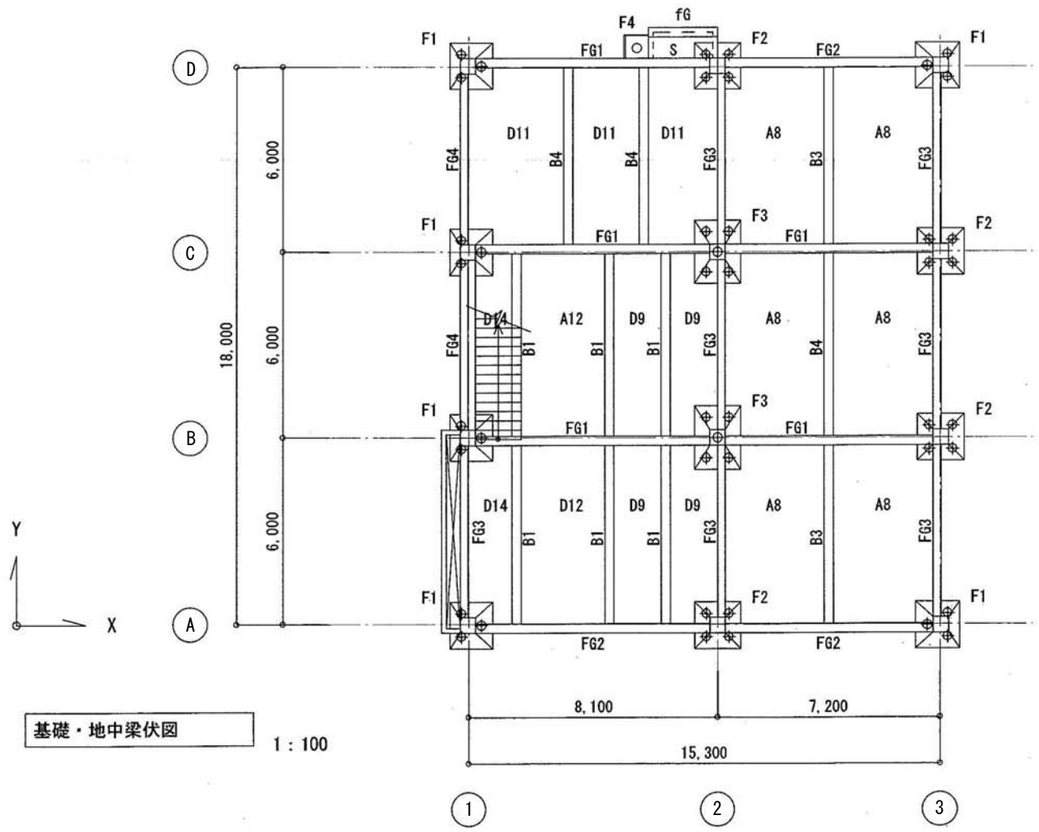

基礎・地中梁伏図

1：100

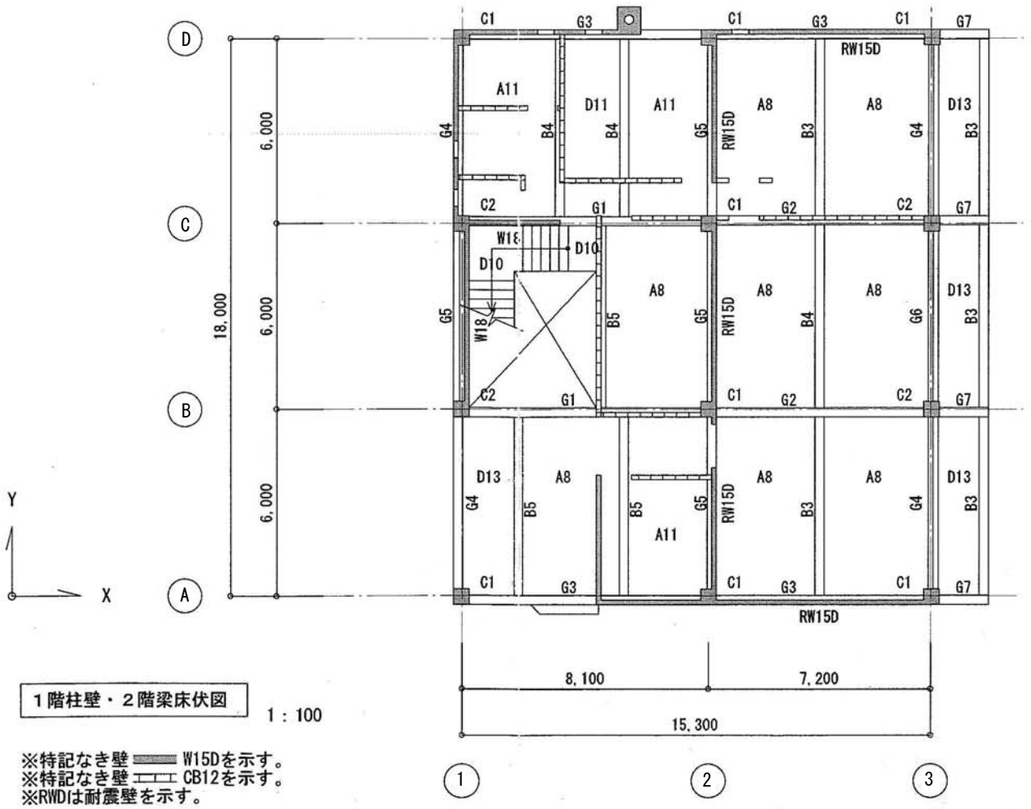

1階柱壁・2階梁床伏図

1：100

※特記なき壁 ▬▬ W15Dを示す。
※特記なき壁 ┬┬┬ CB12を示す。
※RWDは耐震壁を示す。

（工事名）釧路労働基準監督署１８改修（建築その他）工事	
基礎・地中梁伏図、1階柱壁・2階梁床伏図（改修前） S:1/100	S-06
北 海 道 労 働 局 総 務 部	

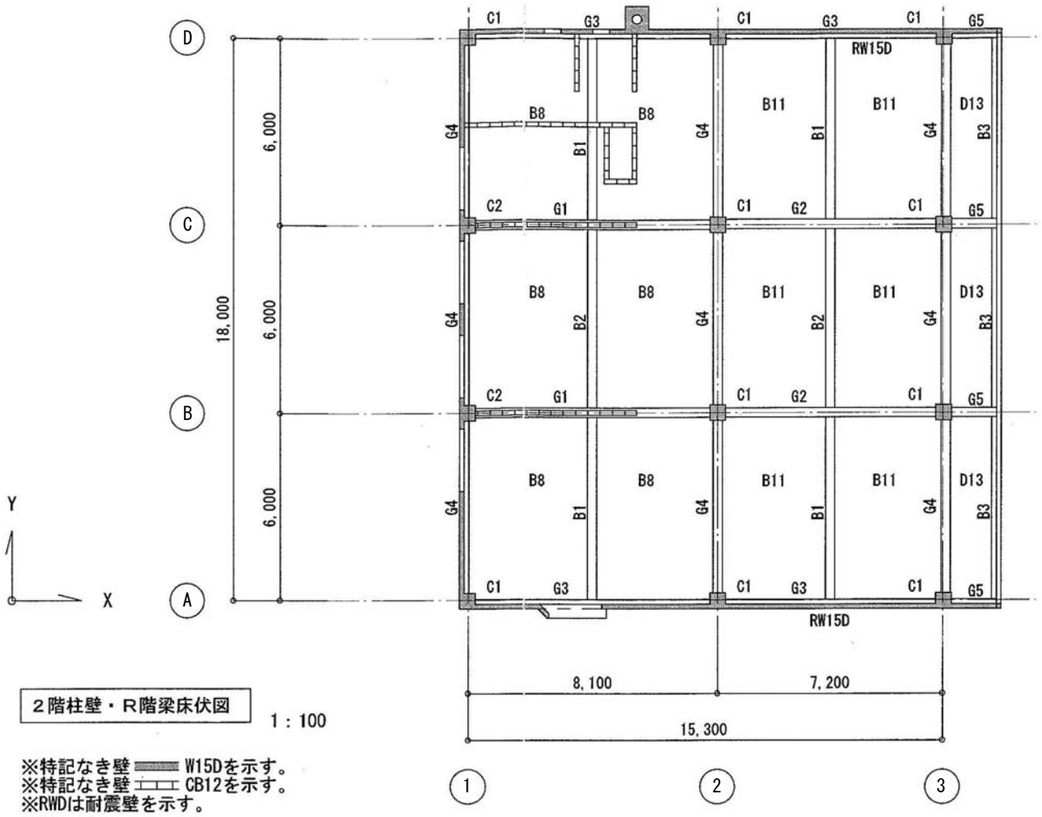

２階柱壁・Ｒ階梁床伏図　1：100

※特記なき壁 ═══ W15Dを示す。
※特記なき壁 ┬┬┬ CB12を示す。
※RWDは耐震壁を示す。

（工事名）釧路労働基準監督署１８改修（建築その他）工事

２階柱壁・Ｒ階梁床伏図（改修前）　S:1/100

北 海 道 労 働 局 総 務 部

S-07

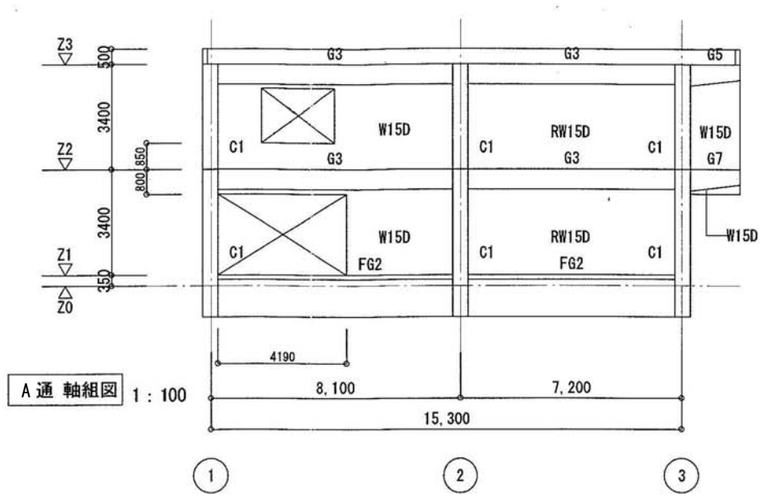

A通 軸組図 1：100

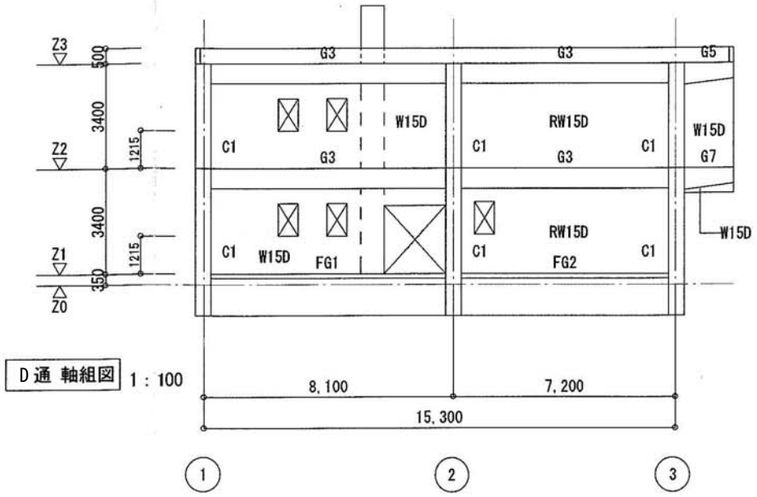

D通 軸組図 1：100

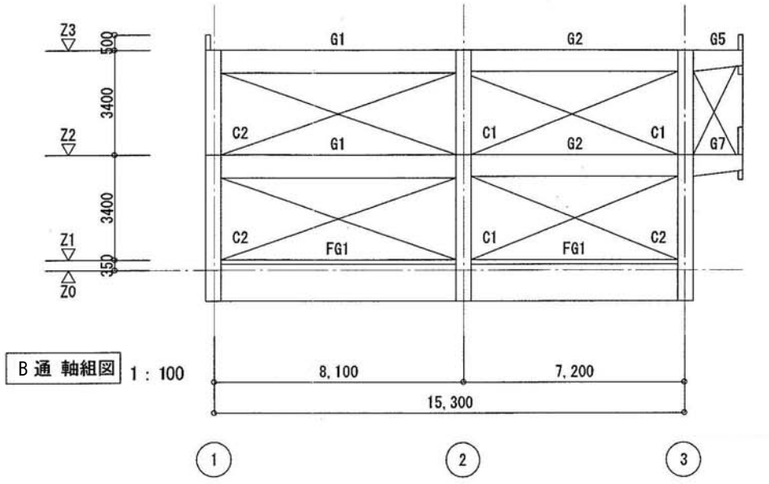

B通 軸組図 1：100

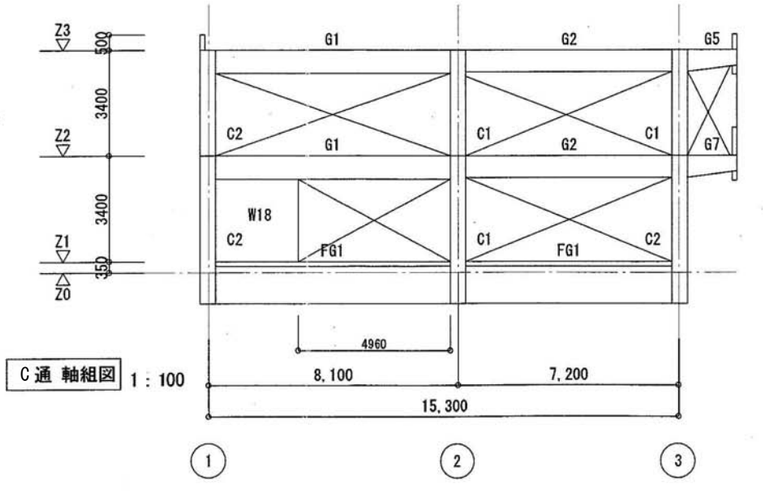

C通 軸組図 1：100

（工事名）釧路労働基準監督署１８改修（建築その他）工事

Y通り軸組図（改修前） S:1/100

北 海 道 労 働 局 総 務 部

S-08

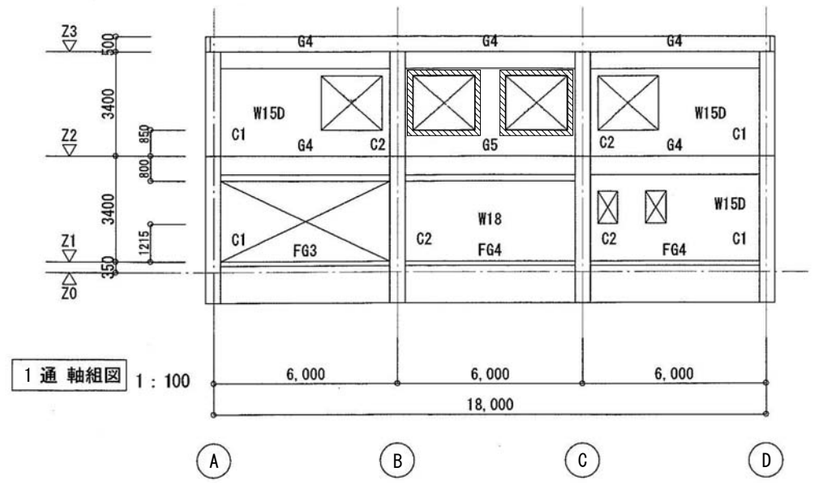

1通 軸組図 1：100

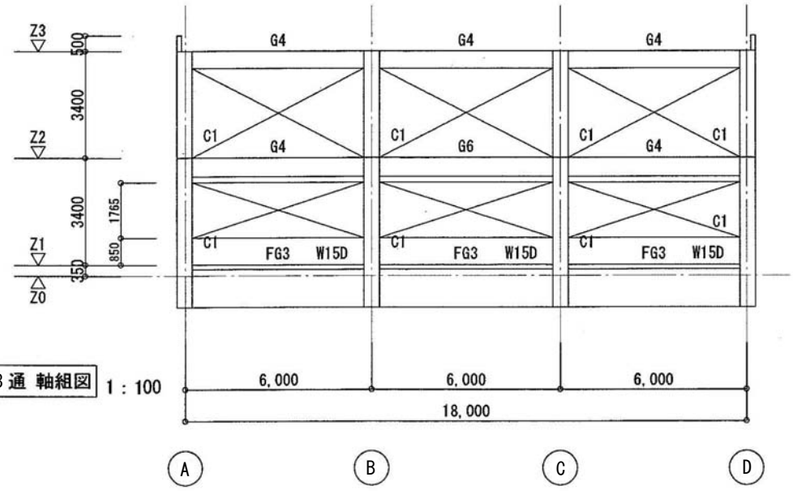

3通 軸組図 1：100

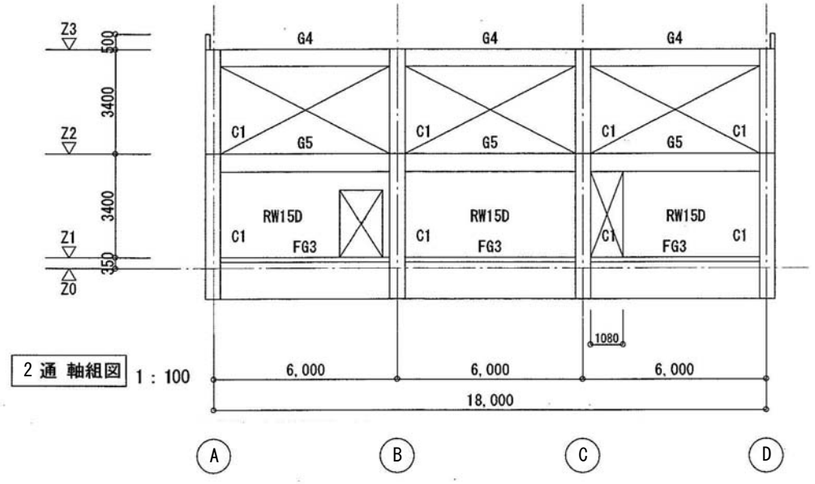

2通 軸組図 1：100

凡例

1. ▨ は、既存鉄筋を残し、斫り出しとする。

（工事名）釧路労働基準監督署１８改修（建築その他）工事

X通り軸組図（改修前） S:1/100

北 海 道 労 働 局 総 務 部

S-09

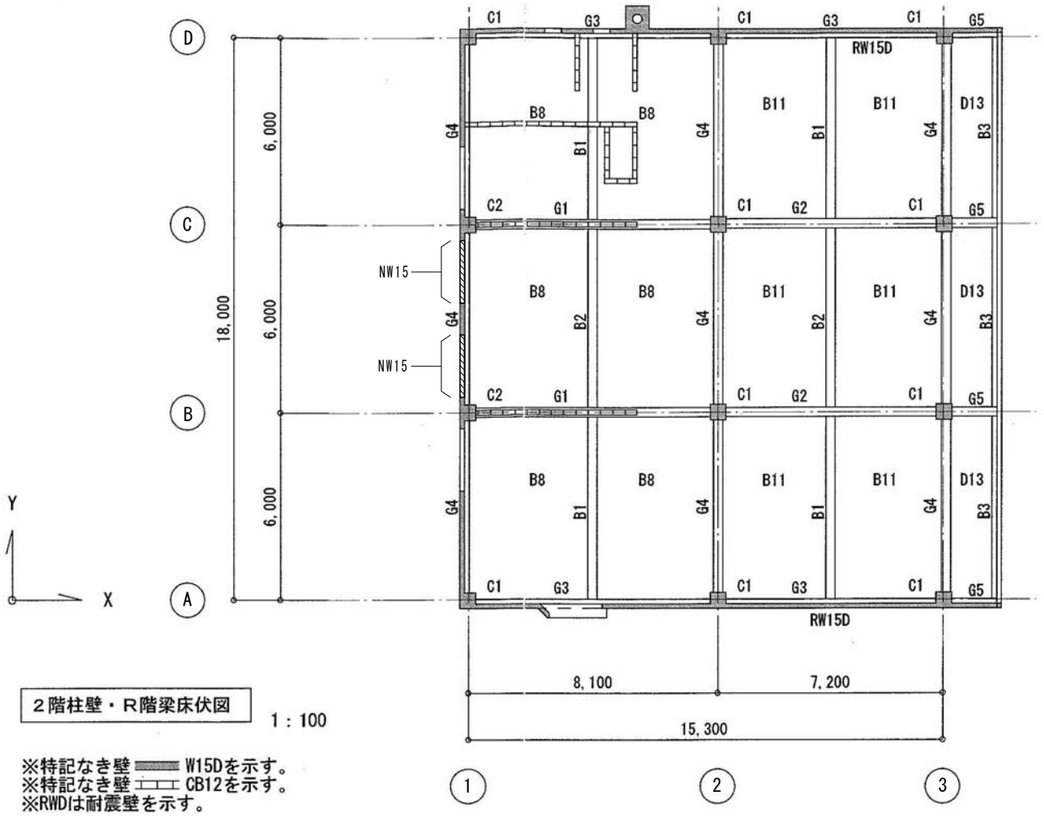

2階柱壁・R階梁床伏図　1：100

※特記なき壁 ▬▬ W15Dを示す。
※特記なき壁 ┬┬┬ CB12を示す。
※RWDは耐震壁を示す。

凡例

1. ▨ は、開口塞ぎ壁を示す。

（工事名）釧路労働基準監督署１８改修（建築その他）工事

２階柱壁・Ｒ階梁床伏図（改修後）　S:1/100

北 海 道 労 働 局 総 務 部

S-10

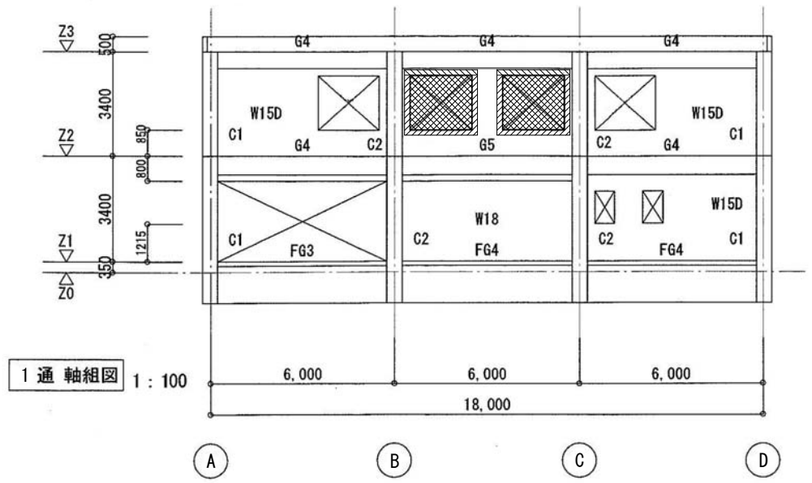

1通 軸組図 1：100

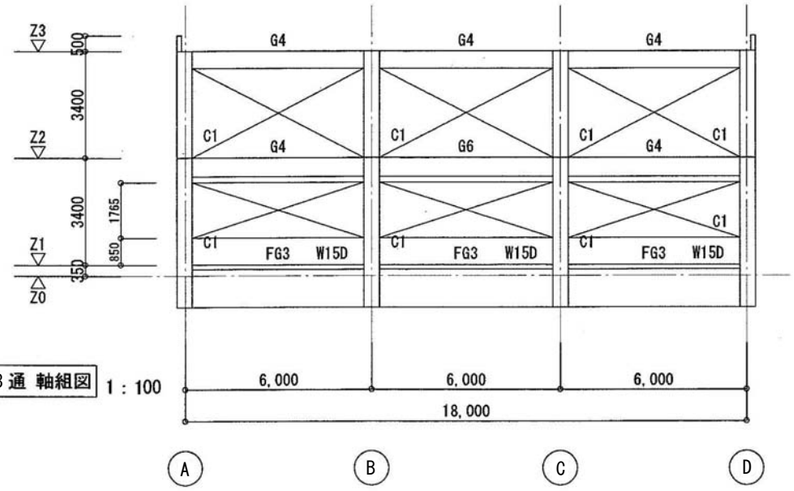

3通 軸組図 1：100

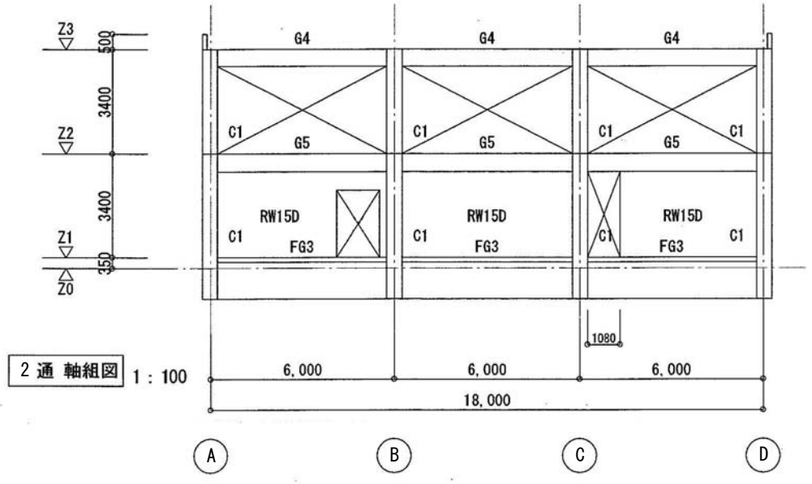

2通 軸組図 1：100

凡例

1. ▨ は、開口閉塞範囲　（グラウト圧入）
▨ は、開口周囲補強範囲（コンクリート打設）
▨ は、開口閉塞範囲　（コンクリート打設）

（工事名）釧路労働基準監督署１８改修（建築その他）工事

X通り軸組図（改修後）　S:1/100

北 海 道 労 働 局 総 務 部

S-11

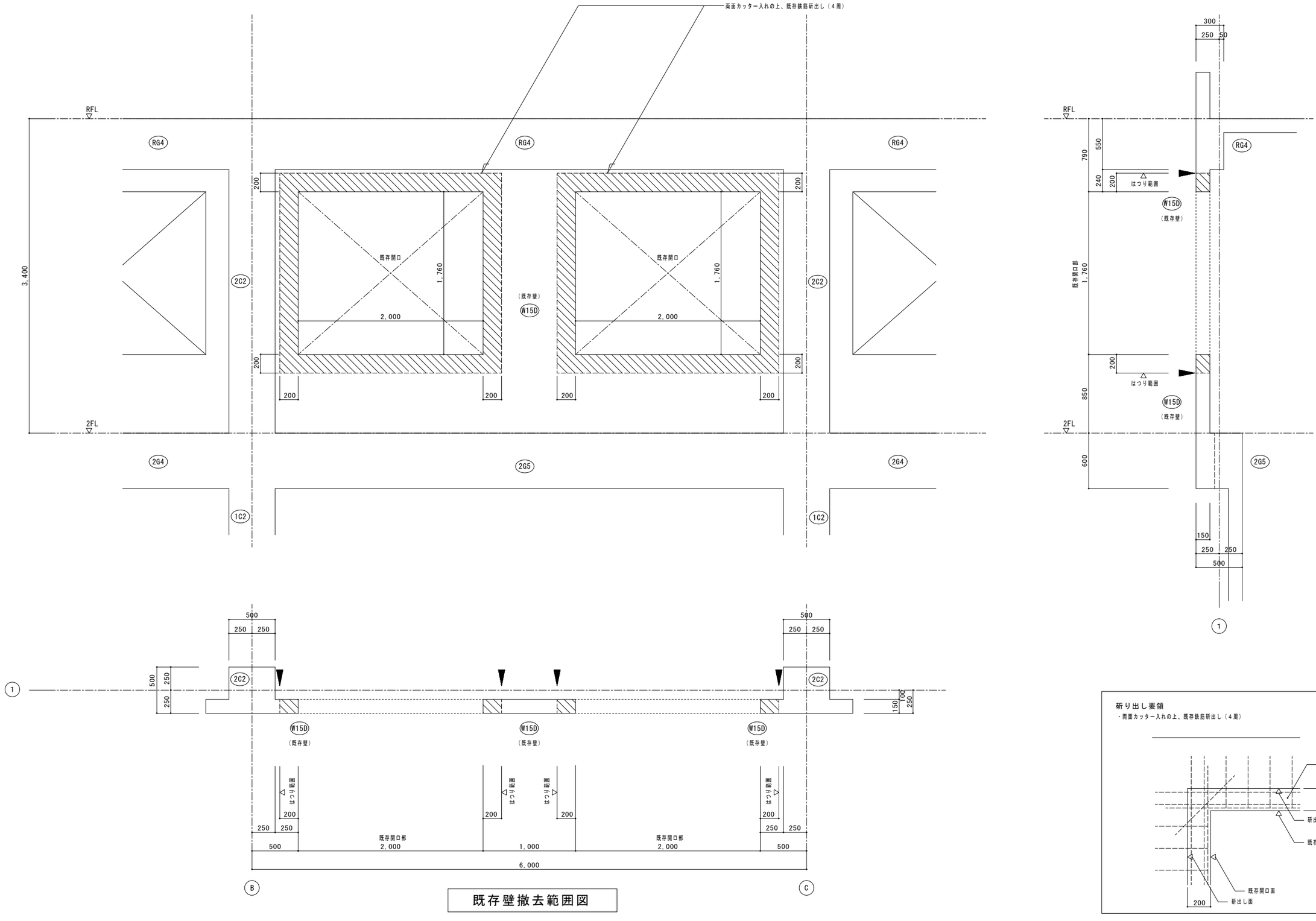

既存壁撤去範囲図

斫り出し要領

・両面カッター入れの上、既存鉄筋斫出し（４周）

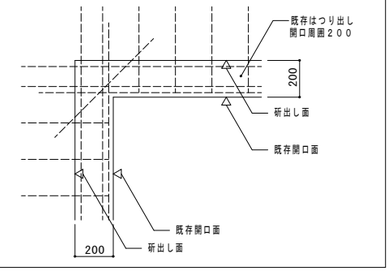

凡例

1 ▨ は既存鉄筋を残し、斫り出しとする。

2 ◣ 両面カッター入れ位置。

3 既存開口補強は撤去（縦・横・斜め筋）。

（工事名）釧路労働基準監督署１８改修（建築その他）工事

既存壁撤去範囲図　S：1/20

S-12

北 海 道 労 働 局 総 務 部

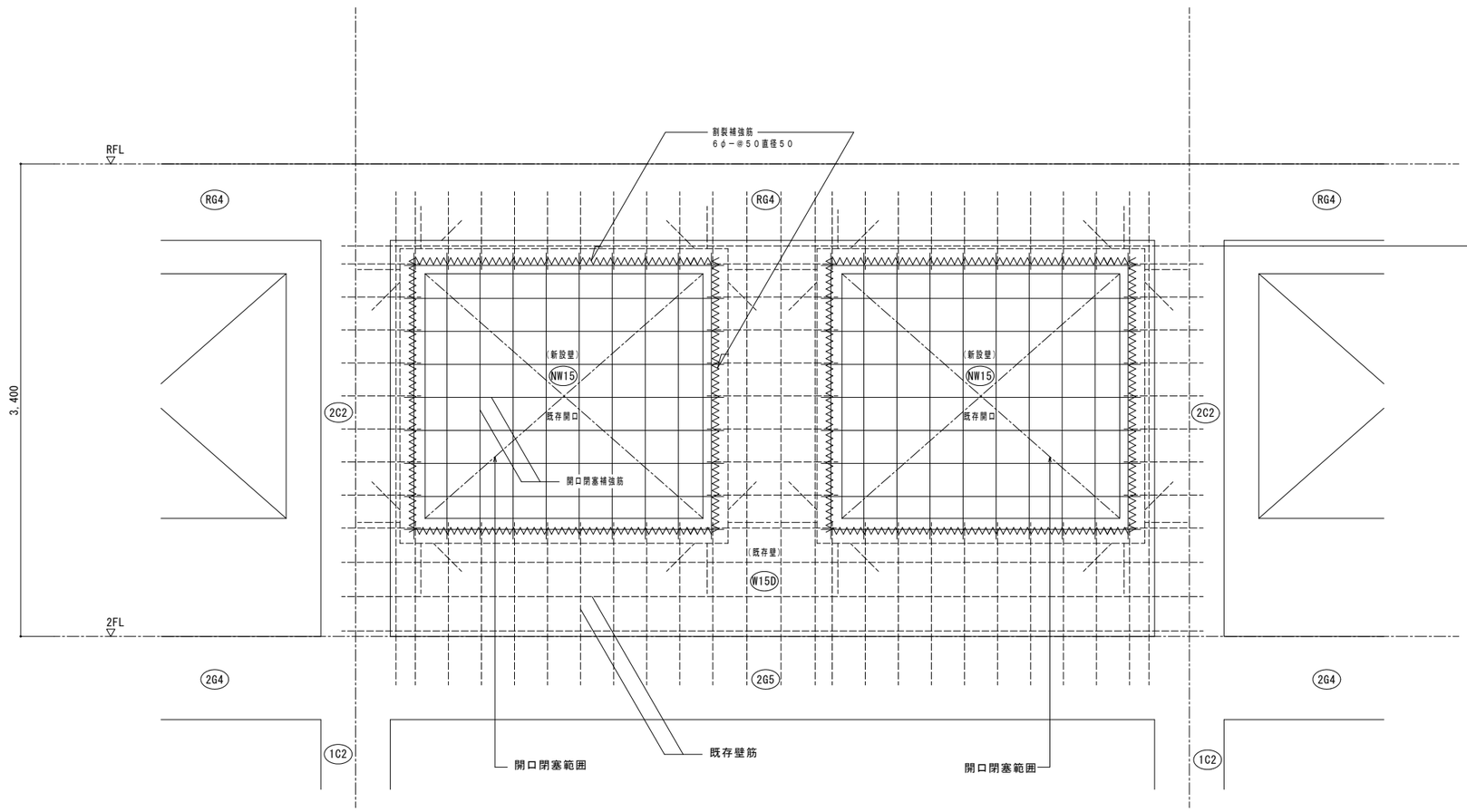

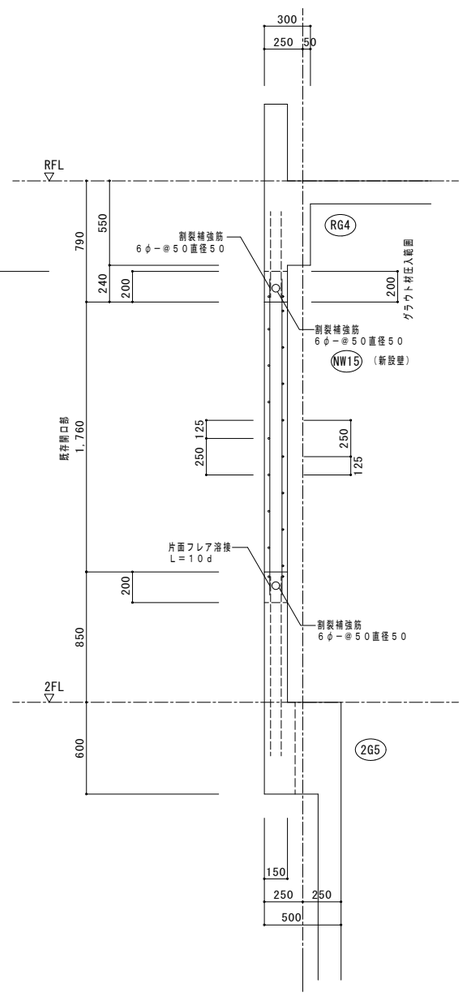

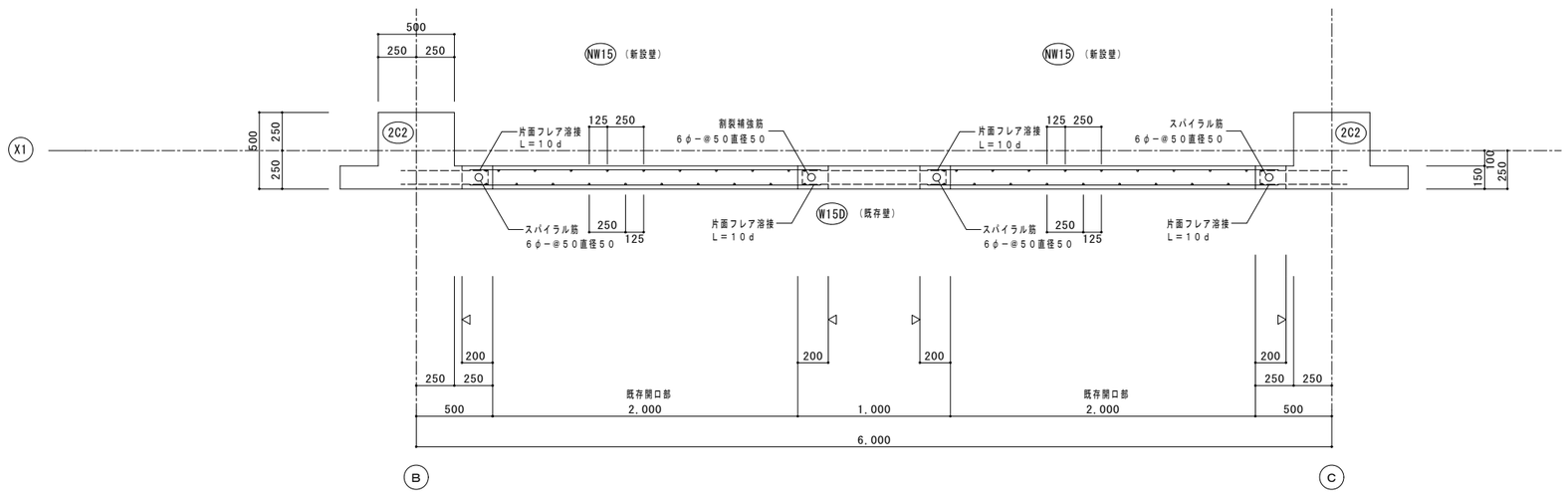

開口閉塞リスト

新設	閉塞壁符号	NW15
	壁厚	150
	縦筋	D10@250 ダブルチドリ
	横筋	D10@250 ダブルチドリ
	幅止め筋	D10@1000
	割裂防止筋	スパイラル筋6φ－@50直径50
	圧入モルタル	30N／mm2
	備考	
既存	既存壁符号	W15D
	壁厚	150
	縦筋	φ9@250 ダブルチドリ
	横筋	φ9@250 ダブルチドリ
	開口補強 縦筋	2－φ13
	開口補強 横筋	2－φ13
	開口補強 斜め筋	1－φ13
	備考	

開口閉塞要領

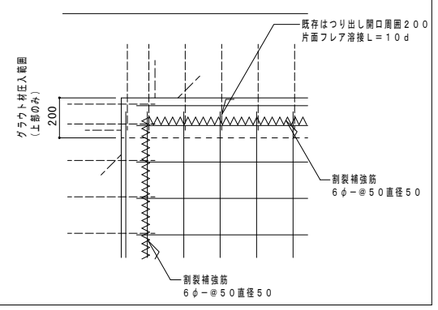

凡例

（工事名）釧路労働基準監督署１８改修（建築その他）工事

開口閉塞改修詳細図 S:1/20

北海道労働局総務部

S-13

釧路労働基準監督署１８改修（建築その他）工事　仕様書
（電気設備）

Ⅰ　工事概要

1．工事場所　　釧路市柏木町２－12

2．建物概要

建物名称	構造	階数	建築基準法による延べ面積（m²）	消防法施行令別表第一の区分	備考
庁舎	RC造	2階建	587．13	15項	改修

3．工事種目（⊙印の付いたものを対象工事種目とする。）

建物別及び屋外 ＼ 工事種目	工事種別					
	庁舎					屋外
⊙ 電灯設備	改修一式					
・ 動力設備						
・ 電熱設備						
・ 雷保護設備						
・ 受変電設備						
・ 静止形電源設備						
・ 発電設備						
・ 構内情報通信網設備						
・ 構内交換設備						
・ 情報表示設備						
・ 映像・音響設備						
・ 拡声設備						
・ 誘導支援設備						
・ テレビ共同受信設備						
・ テレビ電波障害防除設備						
・ 監視カメラ設備						
・ 駐車場管制設備						
・ 防犯・入退室管理設備						
・ 火災報知設備						
・ 中央監視制御設備						
・ 構内配電線路						
・ 構内通信線路						

4．指定部分　⊙ 無
・ 有　下記の部分については平成　年　月　日までに行なうこととする。
（対象部分：　　　　　　　　　　　）

Ⅱ　工事仕様

1．共通仕様

1）図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて下記による。
（改修工事は※印による。）
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の
公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成２８年版）（以下「標準仕様書」という。）
※公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成２８年版）（以下「改修標準仕様書」という。）
国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修の
公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（平成２８年版）（以下「標準図」という。）

2）機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。
なお、機械設備工事の工事仕様書は（M－OO）図、建築工事の工事仕様書は（A－OO）図による。

2．特記仕様

1）項目は、番号にO印の付いたものを適用する。
2）特記事項のうち選択する事項は、O印の付いたものを適用する。
なお、⊙印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。

項目	特記事項
① 機材等	1）本工事に使用する機材等は設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、製造業者等が記載されている場合に同等品を使用する場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。 2）表―6に示す機材等の製造業者等は次の（1）から（7）すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価された事を示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。 （1）品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 （2）生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。 （3）安定的な供給が可能であること。 （4）法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。 （5）製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 （6）販売、保守等の営業体制が整えられていること。 （7）システムとして機能するものにあっては、システムの構築能力があり、現場での施工体制が整えられていること。

3）化学物質を放散させる機材等
本工事の建物内部に使用する機材等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の（1）から（5）を満たすものとする。
（1）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
（2）保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
（3）接着剤はフタル酸ジ－n－ブチル及びフタル酸ジ－2－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
（4）塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
（5）上記（1）、（3）及び（4）の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。

なお、ホルムアルデヒドを放散させないものとは放散量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの放散量が極めて少ないものとは放散量が第三種のものをいい、原則として規制対象外のものを使用する。ただし、該当する材料がない場合は、第三種のものを使用する。

「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。

ホルムアルデヒドの放散量	該当する機材等
規制対象外	① JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ② 建築基準法施行令第２０条の７第４項による国土交通大臣認定品 ③ 下記表示のあるJAS規格品 a．非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b．接着剤等不使用 c．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 d．ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 e．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 f．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用
第三種	① JIS及びJASのF☆☆☆規格品 ② 建築基準法施行令第２０条の７第４項による国土交通大臣認定品 ③ 旧JISのEo規格品 ④ 旧JASのFco規格品

項目	特記事項
2 室内空気中の化学物質の濃度測定	室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの濃度を測定し、監督職員に報告する。 測定はパッシブ型採取機器により行う。 測定時期　・ 工事着工前　・ 施工終了時 測定対象室　・ 図示 測定箇所数　・ 図示
③ 電気保安技術者	電気保安技術者を適用する。
④ 電気工事士	最大電力５００kW以上の場合においても、第一種電気工事士により施工を行う。
⑤ 工事用電力、水、その他	工事に必要な工事用電力、水及び諸手続き等の費用は、請負者の負担とする。
6 工事用仮設物	構内につくることが（・ できる。（・ 図示）　・ できない。）
7 監督職員事務所等	※ 設けない。 ・ 設ける。（規模及び仕上げの程度、並びに設置する備品等の種類及び数量は現場説明書による） （・ 構内に新設する。　・ 既存建物の一部を使用する。）
⑧ 足場及びさん橋類	⊙ 関係請負者が定置したものは、無償で使用できる。 ⊙ 設置する場合は改修標準仕様書によるほか、次による。 内部足場種別（※脚立、足場板等　・ ローリングタワー　） 外部足場種別（・ A種　・ B種　※C種　・ D種　） 枠組足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省平成１５年4月）」により、設置については同ガイドラインに基づく働きやすい安心感のある足場とし、二段手すりと幅木の機能を有する部材があらかじめ備えられた手すり先行専用足場型とするか、または改善措置機材を用いて手すり先行専用足場型と同等の機能を確保する。
9 仮設間仕切等	仮設間仕切種別（・ A種　・ B種　※C種）
10 施工調査	※改修標準仕様書による。 ・ 次の事前調査を行う。 調査項目（・　　・　　） 調査範囲（・ 図示による。・　　） 調査方法（・ 図示による。・　　）
⑪ 養生	※改修標準仕様書による。 固定された備品、机及びロッカー等の移動（・ 行う。（図示による。）・ 行わない。）
⑫ 発生材の処理	・ 引渡しを要するもの （・ 金属類　・　　・　　） ⊙ 再生資源化を図るもの （⊙ 蛍光管　・ 水銀灯　・ 白熱灯　） 受入れ施設名：（株）鈴木商会 所在地：釧路市星が浦南3丁目2－9 （・ アスファルト混合物　・ プラスチック類　⊙ 金属類 受入れ施設名：（株）鈴木商会 所在地：釧路市星が浦南3丁目2－9　　距離：8.5km （・ コンクリート塊　） 受入れ施設名： 所在地：　　距離：　km ・ 産業廃棄物 （・ プラスチック類　・ ガラス及び陶器類　・　　） 受入れ施設名： 所在地：　　距離：　km ・ 特別管理産業廃棄物 （・　　・　　・　　） 受入れ施設名： 所在地：　　距離：　km ・ 引渡しを要するもの、蛍光管以外は、場外搬出適切処理とし、搬出及び処理費用を（・ 含む。　・ 別途とする。（建築工事）） ※ 受入施設は計量装置を有する施設とし、上記以外とする場合は監督職員と協議を行う。
13 建設発生土の処理	・ 構外搬出適切処理　距離（　）km ・ 構内指定場所に敷き均し ・ 構内指定場所にたい積 ・ 構外指定場所に処分（搬出調書等を提出する） 受入施設名　（　　） 受入場所及び距離（　　（　）km） 受入時間帯　（　時　分 ～　時　分 ） 仮置場所　（　　）
14 砂利地業	※再生クラッシャラン　・ 切込み砂利及び砕石
⑮ 工事写真	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の営繕工事電子納品要領（案）（平成１４年１１月改訂版）による。
⑯ 完成図	原図、製本及びデータ等の提出部数は表―7「完成図等一覧表」による。 ・ 既存完成図（CADデータ）の修正を行う。
⑰ 耐震施工	設備機器の固定は、次に示す事項を除き、すべて「建築設備耐震設計・施工指針２００５年版」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修）による。 1）設計用水平地震力 機器の重量［kN］に設計用標準水平震度を乗じたものとする。 なお、特記なき場合、設計用標準水平震度は、次による。

設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	・ 特定の施設		⊙ 一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、屋上及び塔屋	機器	２．０	１．５	１．５	１．０
	防振支持の機器	２．０	２．０	２．０	１．５
	水槽類	２．０	１．５	１．５	１．０
中間階	機器	１．５	１．０	１．０	０．６
	防振支持の機器	１．５	１．５	１．５	１．０
	水槽類	１．５	１．０	１．０	０．６
地下及び１階	機器	１．０	０．６	０．６	０．４
	防振支持の機器	１．０	１．０	１．０	０．６
	水槽類	１．５	１．０	１．０	０．６

重要機器
（・ 配電盤　・ 発電装置（防災用）　・ 直流電源装置
・ 交流無停電電源装置　・ 交換機　・ 自動火災報知受信機
・ 中央監視装置　・　　・　　）
上層階の定義は、次による。
2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、１０～１２階建の場合は上層3階、１３階建以上の場合は上層4階とする。
2）設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の１／２とし、水平地震力と同時に働くものとする。

項目	特記事項
18 はつり及び穴開け	非破壊検査等による埋設物の事前調査を行う。検査方法及び範囲については監督職員との協議による。ただし、検査費は別途とする。
⑲ 電線本数及び管路等	分電盤、制御盤及び端子盤等の2次側以降の配線経路、電線太さ、電線本数及び管径等は、監督職員の承諾を受けて変更しても差しつかえない。
20 フラッシプレート	フラッシプレートは、図面に特記なき場合（　金属製※ステンレス及び新金属も含む。ただし、防水形は除く。）・ 樹脂製　）とする。
21 フロアプレート	1）電線管用 ・ 水平高低調節付き（空転防止リング付き）　・ 銅合金製　・ アルミ合金製 2）二重床用 ・ 銅合金製　・ アルミ合金製　・ 樹脂製
㉒ 再使用機器	照明器具の管球は（※再使用する。　・新品に取替える。）
23 金属製露出配管	・ 屋外の露出配管は、塗装を行う。 ・ 次の露出配管は、塗装（調合ペイント２回塗り）を行う。 （・ 車庫　・　　・　　・　　）
24 蛍光灯安定器及びランプ	蛍光灯器具の安定器の回路方式は、図面に特記なき場合、表－1「蛍光灯器具の安定器の種類」による。
25 ローテンションアウトレット	・ 一般用　　個（材質は、フロアプレートに準ずる。）
26 二重床内の固定	二重床内ケーブルジョイントボックス ※ 床面に固定しない　・ 床面に固定
27 電話機への配線	電話機１台につき次のものを見込み配線する。 ・ TIEF0．65-2C（・ 20m　・　m） ・ BTIEE0．4-2P（・ 20m　・　m） ・ ワイヤプロテクタ１．５m
28 フロアコンセント	・ 回転形又は上下動形　・ 二重床用　・ 外部固定形　・ 内部固定形 ・ OAタップ
29 サイン計画	・ 身障者プレート（白地に青文字・アクリル樹脂透明板・１５０×１５０×５t（mm）シルクスクリーン印刷） ・ 緊急呼出プレート（黒地に白文字・アクリル樹脂板・１００×５０×２t（mm）シルクスクリーン印刷） 記述内容は 「気分の悪い方は　このボタンを　押してください」とする。 ・ 人感センサー表示プレート（白地に黒文字・アクリル樹脂板・７０×３０×２t（mm） 記述内容は 「照明はセンサーにより自動点滅しています」とする。
㉚ 機器取付け高さ	機器の取付け高さは、図面に特記なき場合、表－２「機器標準取付け高さ」による。
31 接地極	接地極は、表－３「接地極一覧表」による。
32 接地極の埋設深さ	接地極上端の埋設深さは次による ・ 0.9m以上　・ 1.2m以上
㉝ 他工事との工事区分	工事区分は、図面に特記なき場合、表－４「工事区分表」による。
34 室名表示	室名に（　）を付けたものは、天井のない部屋（スラブ天井）を示す。
35 柱上機器	避雷器、高圧カットアウト及びがいし等（・ 密閉形　・ 耐塩形　・ 重耐塩形）
36 高圧ケーブルの屋外側端末処理	・ 一般用　・ 耐塩用（耐塩がいし形）　・ 重耐塩用
37 高圧ケーブルの端末処理銘板	屋内外ともに処理者銘板を取付ける。（線名、作業日付及び作業者氏名を表示）
38 外灯内開閉器	外灯ポール内に区分開閉器用の引掛防水ゴムコードコネクタを取付ける。
39 標識シート	地中配線には、標識シートを２倍長以上重合せて布設する。
40 ハンドホール内ケーブル支持金物	ケーブル支持金物として亜鉛めっき軽量形鋼４０×２０×１０×1.６t×７００（寸法の単位はmm）を２本以上又は同等の支持材を取付ける。

41 支線

記号	亜鉛めっき鋼より線	支線棒		支線用根かせ	
		太さ［mm］	長さ［mm］	軽石ブロック	埋設深さ
A	22mm²	13	2,500	B	1,500mm以上
B	38mm²	13	2,500	C	1,500mm以上

㊷ 施工条件

指定工種	施工可能時間帯	備考
⊙ 騒音・震動を伴う工種 天井全面改修を行う室	閉庁時 8:30～18:00 平日 17:30～20:00	
⊙ 上記以外	平日 8:30～17:00	

執務者　⊙ 有　・ 無
・ 工事車両の駐車場（※敷地内　・ 図示）
・ 資材置き場（※敷地内　・ 図示）
⊙ 停電を伴う作業は通常勤務時間外とし、詳細は監督職員と協議する。

項目	特記事項
43 仮設備	・ 受変電設備（　／　）図による。　・ 発電設備（　／　）図による。
44 電線類	使用する電線類は、次に示す記号及び規格による。

名称	記号	規格
EM-UTP	UTP	JCS 5503「耐燃性ポリオレフィンシースLAN用非シールドツイストペアケーブル」
EM-FP-C	FP	JCS 4506「低圧耐火ケーブル」
EM-HP	HP	JCS 4512「小勢力回路用耐熱電線」
EM-OCT	OCT	JCS 3501「600V耐燃性ポリオレフィンキャブタイヤケーブル」

項目	特記事項
45 EM電線類の図示表現	図中において、EM（環境配慮型）電線類の表示は次による。 EM-IE電線は「EM-IE」を省略する。 EMケーブルは「EM-」を省略する。
46 コンセントの表示	発電機回路に接続されるコンセントは、原則として赤色とする。
47 インバータ装置の規約効率	三相可変速運転用インバータ装置の規約効率は、次の数値以上とする。

電動機出力（KW）	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37	45
インバータ効率（%）	85.0	87.0	88.5	89.5	90.0	90.5	91.0	91.5	92.0	92.5	93.0	93.5	94.0	94.5

備考）（1）電動機の供給電圧は200V又は400Vとする。
（2）インバータ効率は、100%負荷時の値とする。

釧路労働基準監督署１８改修（建築その他）工事	
仕様書（その１）	E-01
北海道労働局総務部	

電気設備工事共通図

Ⅰ．図示記号（１）

次の図示記号は、標準図の図示記号を読み替えるものとする。

記号	名称	記号	名称
――――	１．６×２（16）	F₄	EEF１．６－２C×２
―///―	１．６×３（16）	F₆	EEF１．６－２C＋２．０－３C
―////―	１．６×４（16）	⋮	⋮
⋮	⋮	2F₄	EEF２．０－２C×２
―//⁄―E	１．６×２＋（接地）１．６×１（16）	2F₆	EEF２．０－２C＋２．０－３C
―///⁄―E	１．６×３＋（接地）１．６×１（16）	⋮	⋮
―////⁄―E	１．６×４＋（接地）１．６×１（16）	F₂E	EEF１．６－３C〔うち１心は接地線〕
⋮	⋮	F₃E	EEF１．６－２C×２〔うち１心は接地線〕
―//―C	２．０×２＋（接地）１．６×１（16）	⋮	⋮
―////―C	２．０×４＋（接地）１．６×１（22）	2F₂E	EEF２．０－３C〔うち１心は接地線〕
―//////―C	２．０×６＋（接地）１．６×１（22）	2F₃E	EEF２．０－２C×２〔うち１心は接地線〕
⋮	⋮	⋮	⋮
―C―	空　（16）		

１）ケーブル配線でEを付したものは、接地線としてケーブル心線を１心追加する。

ＥＭ（環境配慮型）電線類の図示について

１）ＥＭ－ＩＥ電線は、「ＥＭ－ＩＥ」を省略する。

２）ＥＭケーブルは、「ＥＭ-」を省略する。

電線管の図示について

１）図示記号の（１６）、（２２）及び（２８）は、ＰＦ管とし、（１９）、（２５）、（３１）･･･及び（７５）は、ねじ無し電線管とする。

２）図示記号の（Ｇ１６ＨＤＺ）、（Ｇ２２ＨＤＺ）、（Ｇ２８ＨＤＺ）･･･及び（Ｇ５４ＨＤＺ）は、厚鋼電線管に溶融亜鉛めっきを施したものとする。

なお、溶融亜鉛めっき付着量は、３００ｇ／㎡以上とする。

記号	名称	記号	名称
(2,2E…)	床付コンセント（上下動形） （２Ｐ１５Ａ×２、２Ｐ１５Ａ接地極付×２） フロアプレートは水平高低調整付（空転防止リング付）とする。	(J、2J)	床付電話用アウトレット（上下動形） （モジュラ６極４心×１、同左×２） フロアプレートは水平高低調整付（空転防止リング付）とする。
(2,2E…)	床付コンセント（内部固定形） （２Ｐ１５Ａ×２、２Ｐ１５Ａ接地極付×２） フロアプレートは水平高低調整付（空転防止リング付）とする。	⦿J	壁付電話用アウトレット （モジュラ６極４心×１）
(2,2E…)	床付コンセント（外部固定形） （２Ｐ１５Ａ×２、２Ｐ１５Ａ接地極付×２） フロアプレートは水平高低調整付（空転防止リング付）とする。		

Ⅱ．図示記号（２）

次の図示記号を定める。

記号	名称	記号	ケーブル種別・サイズ等
═══	空　（MM２A）	0.9AE	ＡＥ０．９－２Ｃ
═//⁄═E	１．６×２＋（接地）１．６×１（MM２A）	AE	ＡＥ１．２－２Ｃ
═///⁄═E	１．６×３＋（接地）１．６×１（MM２A）	AE3	ＡＥ１．２－３Ｃ
═////⁄═E	１．６×４＋（接地）１．６×１（MM２A）	AE(16)	ＡＥ１．２－２Ｃ（１６）
⋮	⋮		
	既設壁　はつり補修	HP	ＨＰ１．２－２Ｃ
	はり貫通用スリーブ　サイズは傍記よる。	HP3P	ＨＰ１．２－３Ｐ
(19)	突き出し　（19）	HP(16)	ＨＰ１．２－２Ｃ（１６）
――――	二重床内配線	TV	Ｓ－５Ｃ－ＦＢ
		TV7	Ｓ－７Ｃ－ＦＢ
●WP(A)	防滴プレート付スイッチ		
●WP(B)	軟質シリコン樹脂カバー付スイッチ		
●WP(C)	硬質単体プレート付スイッチ		
●SL	熱線式自動スイッチ　１５Ａ（切・自動・連続）		
S ET	扉付コンセント（２Ｐ１５Ａ×１，ＥＴ付）		
OA	ＯＡ用テーブルタップ（マグネット付） （２Ｐ１５Ａ･Ｅ付×４、ケーブル長３ｍ、ケーブル引出しキャップを含む。） ※抜止め形又はその他の口数は傍記による。		
⦿OA	ＯＡ用モジュラコンセント（マグネット付） （６極４心×１、樹脂製ケーブル引出しキャップを含む。） ※その他の口数は傍記による。		
DS	ＤＳスイッチ（別途）		
MD	モータダンパ（別途）		
―(M) （図中の実線丸を示す。）	機器類結線 （配線等と機器類との結線を本工事で行う。）		

Ⅲ．接地極

接地極の規格及び数量は次による。

記号	接地の種類	接地抵抗値	接地極の規格及び数量
$E_{A \cdot B \cdot C \cdot D}$	共同接地	Ω以下	EB（D＝14，L=1，500又はW=40，L=1，200）×3連～ 1組
$E_{A \cdot C \cdot D}$	共同接地	１０Ω以下	EB（D＝14，L=1，500又はW=40，L=1，200）×3連～ 1組
E_A	A種	１０Ω以下	EB（D＝14，L=1，500又はW=40，L=1，200）×3連～ 1組
E_B	B種	Ω以下	EB（D＝14，L=1，500又はW=40，L=1，200）×3連～ 1組
E_C	C種	１０Ω以下	EB（D＝14，L=1，500又はW=40，L=1，200）×3連～ 1組
E_D	D種	１００Ω以下	EB（D＝10，L=1，000又はW=30，L=900）×1
	種	Ω以下	EB（D＝14，L=1，500又はW=40，L=1，200）×3連～ 1組
E_{LH}	高圧避雷用	１０Ω以下	EB（D＝14，L=1，500又はW=40，L=1，200）×3連～ 1組
E_t	交換機用	１０Ω以下	EB（D＝14，L=1，500又はW=40，L=1，200）×3連～ 1組
E_{At}	通信用	１０Ω以下	EB（D＝14，L=1，500又はW=40，L=1，200）×3連～ 1組
E_{Dt}	通信用	１００Ω以下	EB（D＝10，L=1，000又はW=30，L=900）×1
E_{Lt}	電話引込口の保安器	１００Ω以下	EB（D＝10，L=1，000又はW=30，L=900）×1
E_0	測定用	Ω以下	EB（D＝10，L=1，500又はW=30，L=1，200）×3連～ 1組

接地極上端の埋設深さは、０．９ｍ以上とする。

Ⅳ．機器標準取付高さ

機器等の取付高さは、各図に特記なき場合、次による。

名称		測点	取付け高さ〔mm〕
電力共通	積算計器	地上～窓中心	1，800　～　2，000
	引込開閉器	床上～中心	1，800　～　2，200
電灯	分電盤	床上～中心	1，500（上端1，900以下）
	スイッチ　（一般）	床上～中心	1，300
	〃　（多機能トイレ）	床上～中心	1，100
	コンセント　（一般）	床上～中心	300
	〃　（和室）	床上～中心	150
	〃　（台上）	台上～中心	150　～　200
	〃　（土間）	床上～中心	800　～　1，300
	〃　（車椅子用）	床上～中心	500　～　900
	ブラケット　（一般）	床上～中心	2，100　～　2，300
	〃　（踊場）	床上～中心	2，000　～　2，500
	〃　（鏡上）	鏡上端～中心	150
動力	制御盤（壁掛形）	床上～中心	1，500（上端1，900以下）
	開閉器箱	床上～中心	1，500
	制御用スイッチ	床上～中心	1，300
通信共通	壁付アウトレット　（一般）	床上～中心	300
	〃　（和室）	床上～中心	150
構内交換	端子盤（室内）	床上～下端	300
	集合保安器箱	天井下～上端	200
時計	親時計（壁掛形）	床上～中心	1，500（上端1，900以下）
	子時計	床上～中心	2，300
拡声	スピーカ	床上～中心	2，300
	アッテネータ	床上～中心	1，300
表示	情報表示盤	床上～中心	2，300
	壁付発信機及び壁付押ボタン	床上～中心	1，300
	ベル、ブザー及びチャイム	床上～中心	2，300
誘導支援	外部受付用インターホン	標準図による。	
	壁付インターホン	床上～中心	1，300
	壁付呼出ボタン	床上～中心	400　～　800
	同上　プルスイッチ	床上～紐下端	100
テレビ	機器収納箱	天井下～上端	200
共同受信	直列ユニット及びテレビ端子	壁付アウトレットと同じとする。	
火災報知	受信機及び副受信機	床上～操作部	800　～　1，500
	機器収納箱及び発信機	床上～中心	800　～　1，500
	警報ベル	床上～中心	2，300
	表示灯	床上～中心	2，100
	液化石油ガス用検知器	床上～上端	300

釧路労働基準監督署１８改修（建築その他）工事

仕様書（その２）

E-02

北海道労働局総務部

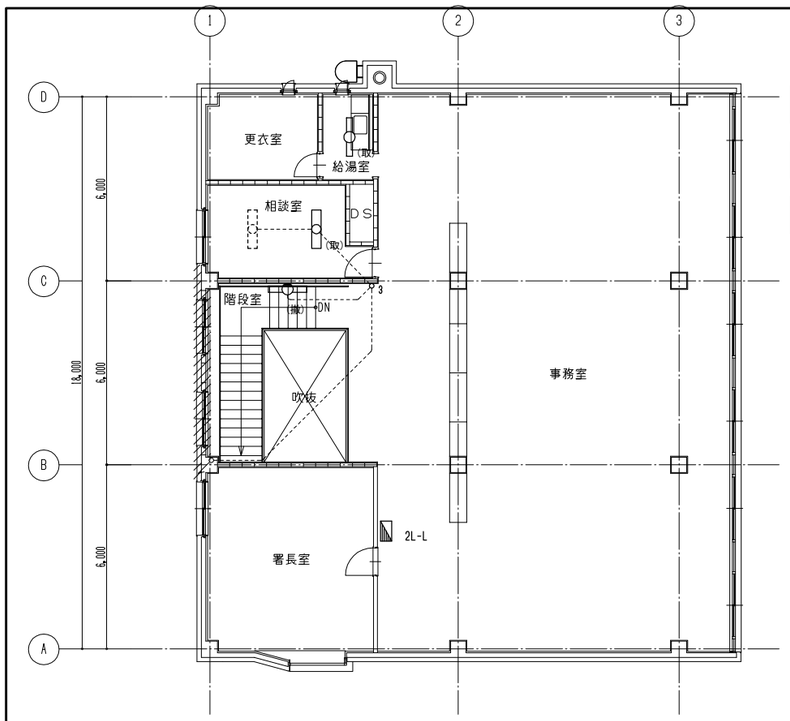

給湯室		
HF32W×1 埋込型(取外し)	～	1台

相談室		
FRS3-402 (取外し)	～	1台

階段		
HF32W×1 反射笠付(撤去)	～	1台

電灯設備 2階配線図(撤去) S=1/100

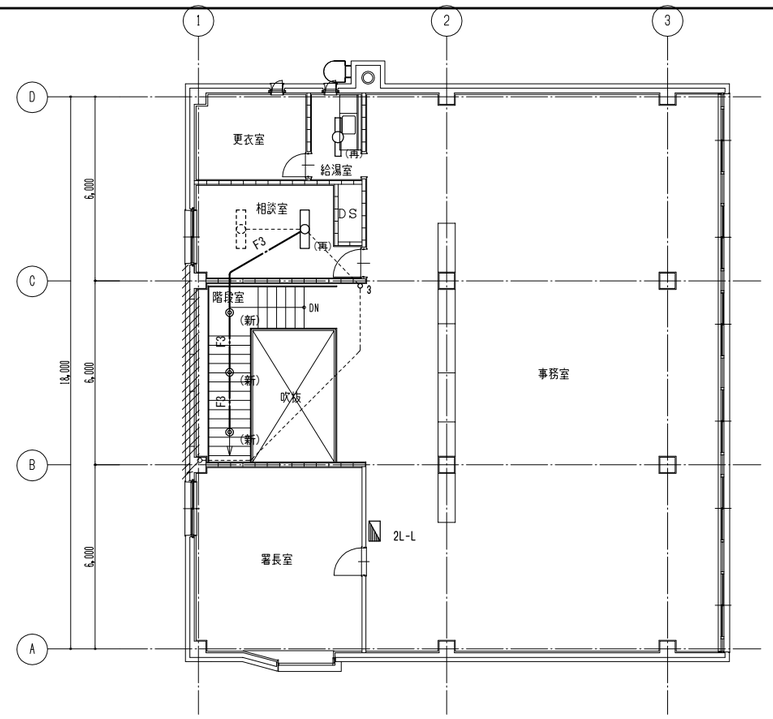

給湯室		
HF32W×1 埋込型(再取付)	～	1台

相談室		
FRS3-402 (再取付)	～	1台

階段		
LRS1-1700LW LE	～	3台

電灯設備 2階配線図(改修) S=1/100

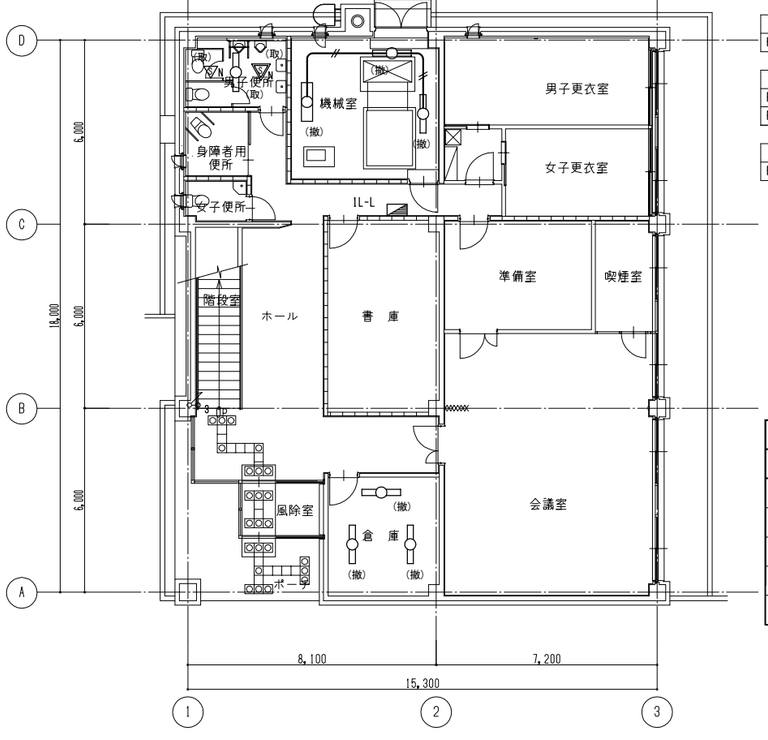

男子便所		
HF32W×1 埋込型(取外し)	～	1台

機械室		
FL40W×1 反射笠付(ﾍﾟｲﾌﾟ吊)(撤去)	～	2台
FL40W×2 反射笠付(ﾍﾟｲﾌﾟ吊)(撤去)	～	1台

倉 庫		
FL40W×1 反射笠付(ﾍﾟｲﾌﾟ吊)(撤去)	～	3台

〈凡例〉 標準図以外は下記による

記 号	名 称	備 考
———	IV1.6× 2 (E19)	電線撤去
▽N	照明制御装置 (DS1-N)	取外し
▽N	照明制御装置 子機	取外し

注記)1.(取)印は、一時取外しを示す。
2.破線は既設を示す。
3.天井隠ぺい配管は電線のみ撤去とする。

電灯設備 1階配線図(撤去) S=1/100

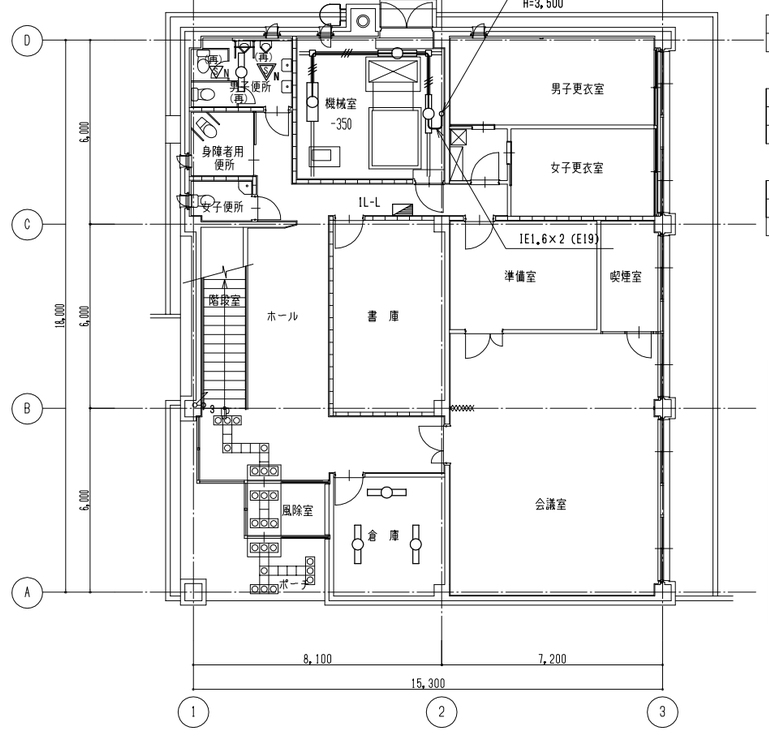

男子便所		
HF32W×1 埋込型(再取付)	～	1台

機械室		
LSS1-4900LW	～	1台
LSS1-2350LW	～	2台

倉 庫		
LSS1-2350LW	～	3台

〈凡例〉 標準図以外は下記による

記 号	名 称	備 考
———	IE1.6× 3 (WM2-A)	新設
———	WM2-A	H=3,000
▽N	照明制御装置 (DS1-N)	再取付
▽N	照明制御装置 子機	再取付

注記)1.(再)印は、再取付を示す。
2.破線は既設を示す。

電灯設備 1階配線図(改修) S=1/100

釧路労働基準監督署１８改修（建築その他）工事	
電灯設備 1・2階平面図 S=1/100	E-03
北 海 道 労 働 局 総 務 部	

釧路労働基準監督署１８改修（建築その他）工事　仕様書

（機械設備の部）

Ⅰ　工事概要

1　工事場所　　釧路市柏木町２－12

2　建物概要

建物名称	構造	階数	建築基準法による延べ面積(㎡)	消防法施行令別表第一の区分	備考
庁舎	RC造	2階建	587.17	15項	既存

3　工事種目（○印の付いたものを適用する。）

工事種目 ＼ 建物別及び屋外	工事種別 庁舎					屋外
⊙空気調和設備	改修	一式	一式	一式	一式	
・暖房設備		一式	一式	一式	一式	
⊙換気設備	改修	一式	一式	一式	一式	
・排煙設備		一式	一式	一式	一式	
・自動制御設備		一式	一式	一式	一式	
・衛生器具設備		一式	一式	一式	一式	
・給水設備		一式	一式	一式	一式	一式
・排水設備		一式	一式	一式	一式	一式
・給湯設備		一式	一式	一式	一式	
・消火設備		一式	一式	一式	一式	一式
・厨房設備		一式	一式	一式	一式	
・ガス設備		一式	一式	一式	一式	一式
・浄化槽設備						一式
・エレベーター設備		一式	一式	一式	一式	一式
・		一式	一式	一式	一式	一式

4　指定部分　・○無

・　有（対象部分：　　）

工期：平成　　年　　月　　日）

5　設備概要（○印の付いたものを適用する。）

方式及び種別	設備概要
空気調和方式等	・空気調和　・ダクト方式（　・中央　・各階ユニット） ・ファンコイルユニット　・ダクト併用方式 ・温風暖房　・パッケージ方式 ・直接暖房　・蒸気暖房　・温水暖房
主要熱源機器	・鋳鉄製ボイラー　・鋼製ボイラー（・立形　・炉筒煙管形） ・真空式温水発生機　・温風暖房機　・チリングユニット　・吸収冷凍機 ・直だき吸収冷温水機　・小形吸収冷温水機ユニット ・パッケージ形空気調和機
排煙設備	・建築基準法　・消防法
自動制御方式	・電気式　・電子式　・デジタル式
給水方式	・上水　・井水 ・水道直結方式 ・高置タンク方式　・受水タンク＋ポンプ直送方式
排水方式	建物内の汚水と雑排水（・分流式　・合流式） ポンプ排水　・有（・汚物　・雑排水　・湧水）　・無 建物外放流先 （１）汚　水　（直放流下水管　・浄化槽 （２）雑排水　（直放流下水管　・浄化槽　・側溝
消火設備の種類	・屋内消火栓設備（・１号　・２号）・スプリンクラー設備・不活性ガス消火設備 ・泡消火設備　・粉末消火設備　・連結送水管設備　・連結散水設備
ガスの種類	・都市ガス（種別：　　発熱量：　　MJ／m3（N）供給事業者名 ・液化石油ガス

Ⅱ　工事仕様

1　共通仕様

1）図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて下記による。

（改修工事は※印による。）

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の

公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成２８年版）（以下、「標準仕様書」という。）

※公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成２８年版）　（以下「改修標準仕様書」という。）

国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修の

公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（平成２８年版）（以下、「標準図」という。）

2）電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。なお、電気設備工事の工事仕様書は（　／　）図、建築工事の工事仕様書は（　／　）図による。

2　特記仕様

1）章は●印の付いたもの、項目は番号に○印の付いたものを適用する。

2）特記事項のうち選択する項目は、○印の付いたものを適用する。ただし、○印のない場合は※印を適用する。

章	項目	特記事項
一般共通事項	①機材等	（１）本工事に使用する機材等のうち表－１に示す設備機材等の製造業者等は、次の１）から７）の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受けるものとする。 １）品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 ２）生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。 ３）安定的な供給が可能であること。 ４）法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ５）製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ６）販売、保守等の営業体制が整えられていること。 ７）システムとして機能するものにあっては、システムの構築能力があり、現場での施工体制が整えられていること。 （２）化学物質を放散させる建築材料等 本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の１）から５）を満たすものとする。 １）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 ２）保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 ３）接着剤はフタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 ４）塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 ５）上記１）、３）及び４）の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 なお、ホルムアルデヒドを放散させないものとは放散量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの放散が極めて少ないものとは放散量が第三種のものをいい、原則として規制対象外のものを使用する。ただし、該当する材料等がない場合は、第三種のものを使用する。 「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。 ホルムアルデヒドの放散量 ／ 該当する建築材料 規制対象外：①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第２０条の７第４項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるJAS規格品 ａ．非ホルムアルデヒド系接着剤使用 ｂ．接着剤等不使用 ｃ．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 ｄ．ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 ｅ．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 ｆ．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 第三種：①JIS及びJASのF☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第２０条の７第３項による国土交通大臣認定品 ③旧JISのＥ☆規格品 ④旧JASのＦｃ☆規格品
	②室内空気中の化学物質の濃度測定	室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの濃度を測定し、監督職員に報告する。 測定はパッシブ型採取機器により行う。 測定時期　・　工事着手前　・　施工終了時 測定対象室　・　図示 測定個所数　・　図示
	③機材の品質・性能証明	設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料のうち、「標準仕様書に定める品質及び性能」を有することの証明となる資料は、監督職員の承諾を受けることにより、外部機関が発行する証明資料の写しとすることができる。
	④電気保安技術者	電気保安技術者 ※適用する 北海道開発局営繕工事事業用電気工作物保安規程 ・適用する
	５技能士の適用	・配管施工（配管工事） ・冷凍空気調和機器施工（チリングユニット、パッケージ形空気調和機の据付及び整備） ・熱絶縁施工（保温工事） ・建築板金（ダクト製作及び取付け）
	６工事用仮設物	構内につくることが　（　・できる　　・できない）
	７監督職員事務所等	・設けない ・設ける（規模及び仕上げの程度、並びに設置する備品等の種類及び数量は現場説明書による。） （　・構内に新設する　・既存建物の一部を使用する）
	⑧施工調査	※改修標準仕様書による ・次の事前調査を行う 調査項目（・石綿含有品　・　　） 調査範囲（・図示による　・撤去範囲　） 調査方法（・図示による　・目視による　）
	⑨工事用電力、水、その他	本工事に必要な工事用電力、水及び諸手続などの費用は、すべて請負者の負担とする。
	10建設発生土の処理	・構内指定場所に敷き均し ・構内指定場所にたい積 ・構外指定場所に処分（搬出調書等を提出する） 受入施設名　（　　） 受入場所及び距離　（　　（　　）km） 受入時間帯　（　時　分～　時　分） 仮置場所　（　　）
	11管周囲の保護及び埋戻し土・盛土	管周囲の保護　※山砂の類（ただし、コンクリート管の周囲は掘削土の良質土） 埋戻し土・盛土　※掘削土の良質土　・山砂の類
	12砂利地業	※再生クラッシャラン　・切込み砂利及び切込み砕石
	⑬発生材の処理等	・引渡を要するもの　（金属類 ただし、保温材は取外す） （　　） ・再生資源化を図るもの　（Ａ－２図による） 種類／受入れ施設／所在地／距離（Km）／有料・無料 ・アスファルト・コンクリート塊 ・コンクリート塊 ・金属類 ・塩ビ管 ⊙産業廃棄物 種類／受入れ施設／所在地／距離（Km）／有料・無料 ⊙保温材　（株）英和サービス　釧路市高山２　（　8.5Km　） ・プラスチック類 ・陶器類 ・特別管理産業廃棄物 種類／受入れ施設／所在地／距離（Km）／有料・無料 ・引渡しを要するもの以外は、場外搬出適切処理とし、搬出及び処理費用を （・含む　・別途とする　・建築工事とする） ※受入施設は計量装置を有する施設とし、上記以外とする場合は監督職員と協議を行う。
	14機材の承諾図	原則として、「機械設備工事機材承諾図様式集」による。
	⑮完成図	原図、製本及びデーター等の提出部数は表－２「完成図等一覧表」による。 ・既存完成図（ＣＡＤデータ）の修正を行う。
	⑯足場・さん橋類	枠組足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省平成２１年４月）」により、設置については同ガイドラインに基づく働きやすい安心感のある足場とし、二段手すりと幅木の機能を有する部材があらかじめ備えられた手すり先行専用足場型とするか、または改善措置機材を用いて手すり先行専用足場型と同等の機能を確保する。 ⊙関係請負者の定置する足場、さん橋の類は、無償で使用できる。 ・本工事で設置する。 内部足場種別 ※（Ａ，Ｂ，Ｃ，Ｄ）　・Ｅ（　　）　・Ｆ（　　） 外部足場種別 ※（Ｃ，Ｄ）　・Ａ（　　）　・Ｂ（　　）　・Ｅ（　　）
	17仮設間仕切り等	仮設間仕切り種別 ・Ａ　・Ｂ　※Ｃ
	⑱養生	既存部分の養生 ※ビニルシートクッション材、合板 固定された備品・机・ロッカー等の移動 ・行う（図示）　・行わない
	19撤去跡の補修及び復旧	壁付け機器、床置き機器、天井付け機器撤去跡 ・取付ボルト孔の補修 ・見掛かり部分はモルタル穴埋め補修を行う ・隠ぺい部分の補修はしない ・壁面天井面の変色等の補修 ・補修を行う（　・ただし、仕上は建築工事とする） ・補修は行わない ・床の補修 ・補修を行う（　・ただし、仕上は建築工事とする） ・補修は行わない
	⑳支持金物等の撤去	ダクト及び配管等の支持金物・吊りボルト等は本工事にて撤去する。
	㉑工事写真	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の営繕工事電子納品要領（案）（平成１４年１１月改訂版）による。
	22容量等の表示	（１）機器類の能力、容量等は、原則として表示された数値以上とする。 （２）電動機出力、燃料消費量、圧力損失は、原則として表示された数値以下とする。
	23多湿箇所の範囲	※厨房（天井内は含まない。）、浴室、シャワー室
	24室名表示	室名に（　）を付けたものは、天井のない部屋（スラブ天井）を示す。
	25電線管	屋内（露出部）　※薄鋼電線管　・同一外径ねじなし電線管 屋内（隠ぺい部）※合成樹脂製可とう電線管（ＰＦ管（単層管）） 地中埋設部　※波付硬質合成樹脂管（ＦＥＰ）　・ポリエチレン被覆電線管 ・厚鋼電線管（防食ビニルテープを施したもの） 可とう電線管　※金属製可とう電線管
	26電線	特記なき電線は、６００Ｖ耐燃性ポリエチレン絶縁電線（ＩＥ／Ｆ）とする。 ただし、自動制御設備は当該設備項目による。
	㉗耐震措置	機器、配管、ダクト等は耐震を考慮し堅固に据え付け、取付け及び支持を行う。 耐震措置の計算及び施工方法は次によるほか、すべて建築設備耐震設計・施工指針（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修２００５年版）による。 （１）機器の据付け及び取付け １）設計用水平地震力は、機器の重量（自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効重量）に、地域係数（＝１．０とする）及び次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。 建築設備機器（水槽類を除く）の設計用標準水平震度 設置場所 ／ 耐震安全性の分類：・特定の施設（重要機器／一般機器）／ ⊙一般の施設（重要機器／一般機器） 上層階、屋上及び塔屋：2.0(2.0)／1.5(2.0)／1.5(2.0)／1.0(1.5) 中間階：1.5(1.5)／1.0(1.5)／1.0(1.5)／0.6(1.0) １階及び地下階：1.0(1.0)／0.6(1.0)／0.6(1.0)／0.4(0.6) （注）（　）内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。 重要機器は、下記に示すものとする。 （鋳鉄製ボイラー） 水槽類の設計用標準水平震度 設置場所 ／ 耐震安全性の分類：・特定の施設（重要水槽／一般水槽）／・一般の施設（重要水槽／一般水槽） 上層階、屋上及び塔屋：2.0／1.5／1.5／1.0 中間階：1.5／1.0／1.0／0.6 １階及び地下階：1.5／1.0／1.0／0.6 重要水槽とは（　　） ２）設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の１／２とした値とする。 ３）１００ｋｇ以下の軽量な機器（重要機器を除く）においても耐震を考慮し、据付け又は取付けを行うものとするが、前記基準の方法によらなくてもよい。 ４）上層階の定義は、次のとおりとする。 （２～６階建の場合は最上階、７～９階建の場合は上層２階 １０～１２階建の場合は上層３階、１３階建以上の場合は上層４階）
	28地中埋設標及び埋設表示用テープ	地中埋設標及び埋設表示用テープは、下記による。 給水配管：・要　・不要／※要　・不要 ガス配管：・要　・不要／※要　・不要 油配管：・要　・不要／※要　・不要 要の場合、地中埋設標は図示する箇所、埋設表示用テープは屋外埋設部分に適用する。
	29塗装	下記の金属電線管は塗装を行う。 ・屋内露出　・屋外露出 下記の露出部分の垂鉛めっき面の塗装は行わない ・配管（・駐車場・　） ・ダクト（・駐車場・　）
	30はつり及び穴開け	口径は、原則として管の外径（保温されるものにあっては保温厚さを含む。）より２０㎜程度大きなものとする。 非破壊検査等による埋設物の調査　・　行う　・　行わない 検査方法及び範囲については監督員との協議による。ただし、検査費は別途とする。
	31あと施工アンカーの確認試験	性能確認試験 ・行わない　・行う（　　） 施工後確認試験 ・行わない　・行う（　　）
	32配管溶接部検査	非破壊検査は　・適用しない ・適用する（適用範囲　　） 検査の種類は（・放射線透過　・浸透探傷又は磁粉探傷）検査とする。 抜取率は（※標準仕様書第２編2.5.16.12　・　　）とする。
	33配管	（１）建物導入部の変位吸収方法は、標準図（建物導入部の変位吸収配管要領）による。 ・（ａ）　・（ｂ）　・（ｃ） （２）異種管接合の場合は、改修標準仕様書第２編２．３．１６による。なお、接合要領は標準図（異種管の接合要領）による。

釧路労働基準監督署１８改修（建築その他）工事	
仕様書（その１）	M-01
北海道労働局総務部	

章	項目	特記事項

● 一般共通事項

㉞ 他工種との取合い

工事内容			機械	建築	電気
機器の基礎	屋内設置		・	⊙	・
	屋上設置(架台、アンカーボルトを除く)		・	⊙	・
	屋外設置(架台、アンカーボルトを除く)		・	⊙	・
	架台、アンカーボルト		⊙	・	・
	特記した基礎		・	⊙	・
はり貫通スリーブ（RC、SRC）	補強を要するもの		⊙	・	・
	補強鉄筋		・	⊙	・
	補強を要しないもの（はりせいの1/10以下かつ150φ未満）		⊙	・	・
床、壁貫通スリーブ	補強を要するもの		⊙	・	・
	補強鉄筋		・	⊙	・
	補強を要しないもの		⊙	・	・
床、壁貫通の型枠	盤、ダクト、消火栓箱、吸込口、吹出口、換気扇、大便器等	相当直径300未満	⊙	・	・
		相当直径300以上	・	⊙	・
	補強鉄筋		・	⊙	・
天井、壁の切り込み及び下地補強			・	⊙	・
天井解体			・	⊙	・
外部取付ガラリ	（ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む）		・	⊙	・
換気扇の取付枠			・	⊙	・
床下水槽のマンホール蓋			・	⊙	・
流し台	（排水トラップ共）		・	⊙	・
湯沸室の排気フード			・	⊙	・
床、天井点検口			・	⊙	・
防油堤			・	⊙	・
電気配管配線	機器付属の制御盤以降の二次側配管配線（接地共）		⊙	・	・
	機器付属の制御盤への電源供給及び信号線の配管配線（接地共）		・	・	⊙
	自動制御盤と動力盤との電源用配管配線（接地共）		・	・	⊙
	自動制御盤と動力盤との信号線の配管配線（接地共）		⊙	・	・
	天井取付けのＦＣＵ、ＦＣＶ、ルームエアコン、全熱交換ユニット及び空気清浄機と操作スイッチとの渡り配管配線	配管	・	・	⊙
		配線	⊙	・	・
	小便器用節水装置の制御盤以降の配管配線		⊙	・	・
	電極棒（保持器共）及びレベルスイッチ		⊙	・	・
	地震感知器、ばい煙濃度計、遠隔油量指示計及び油面制御装置の各２次側配管配線	配管	・	・	⊙
		配線	⊙	・	・

＊ 円形ダクトを除く

３５案内板等
機器等の取扱い方法及び系統を書いた図面呼称Ａ１の図面（　１枚）をプラスチックケースに入れ、監督職員の指示する場所に設置する。
屋外に設置する危険物表示板等の材質はアルミニウム製とする。

36 総合調整
総合調整の項目
・風量調整　・水量調整　・室内外空気の温度の測定
・室内気流及びじんあいの測定　・騒音の測定
・飲料水の水質の測定
総合調整完了後、各調整結果をまとめた測定表を提出する。測定箇所等は監督職員の指示による。

㊲ 施工条件
※山留め　（※無　　有）
（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
施工時間等

指定工種	施工可能時間帯	備考
騒音・振動を伴う工種 天井全面改修を行う室	閉庁時　8:30 ～ 18:00 平　日　17:30 ～ 20:00	
上記以外	平　日　8:30 ～ 17:00	

執務者　・㊒　・無

既設エレベーターの利用
搬入・搬出に既設エレベーターは（　・ 使用できる　・ 使用できない）

工事用車両の駐車場所　・ 図示
資材置き場　・ 図示

● 空気調和・暖房設備

1 設計温湿度条件

	外気条件		室内（調整目標値）							
			一般系統		便所・書庫系統		KSK機械室			
	温度（DB）	湿度（RH）	温度（DB）	湿度（RH）	温度（DB）	湿度（RH）	温度（DB）	湿度（RH）	温度（DB）	湿度（RH）
夏季	29.1 ℃	%	－ ℃	－ %	－ ℃	－ %	27 ℃	－ %	℃	%
冬季	-11.0 ℃	%	19 ℃	－ %	19 ℃	－ %	19 ℃	－ %	℃	%

※便所・書庫系統は１・２Ｆ便所、１・２Ｆ湯沸室、１Ｆ喫煙室、
１・２Ｆ耐火書庫、２Ｆ用紙庫、１Ｆ事務機械室とする。

2 ばい煙濃度計
・設けない　・設ける（電源は、ボイラ及び冷温水機制御盤の２次側より取出す）

3 ばいじん量測定口
設けない　※設ける（直径８０φ以上のフランジ付きとし、短管部を取付ける。）

4 ダクトの種別
※低圧ダクト　・高圧ダクト１

5 ダクトの工法
・アングルフランジ工法
・コーナーボルト工法（・共板フランジ工法　・スライドオンフランジ工法　　　　）

6 風量測定口
図示する箇所に設ける。

7 チャンバー等
（１）内貼りを施すチャンバーの表示寸法は外法を示す。
（２）空気調和機に取付けるサプラインチャンバー、レタンチャンバー及びダクト系で消音貼りしたチャンバーには、点検口を設ける。なお点検口の大きさは図示による。
（３）外壁に面するガラリに直接取付けるチャンバー及びホッパーは雨水の滞留のないように施工する。
（４）シーリングディフューザー形吹出口には、下記の消音チャンバーを設ける。

ネック径が２００φ以下のもの	４００×４００×２５０Ｈ
ネック径が２００φをこえるもの	５００×５００×３００Ｈ

ＧＷ２５ の消音内貼を行う。

（５）線状吹出口には、下記の消音チャンバーを設ける。

ＢＬ－Ｓ，ＢＬ－Ｄ	２００×（長さ＋１００）×３００Ｈ
ＢＬ－Ｔ，ＢＬ－Ｋ	２５０×（長さ＋１００）×３００Ｈ

ＧＷ２５ の消音内貼を行う。

（６）天井付制気口には、（制気口寸法＋１００）×２５０Ｈの制気口ボックスを設ける。なお、消音内貼については特記による。

8 ダンパー
（１）防煙ダンパー　操作方式　瞬時通電式又は電動式（定格入力ＤＣ２４Ｖ、０．７Ａ以下）
　　復帰方式（※　遠隔　・　　　　　）（定格入力ＤＣ２４Ｖ、０．７Ａ以下）
（２）ピストンダンパー　復帰方式（※　遠隔　・　　　　　）

9 定風量ユニット
・メカニカルタイプ　・風速センサータイプ

10 変風量ユニット
・メカニカルタイプ　・風速センサータイプ

11 配管材料
温水管　※配管用炭素鋼管（白管）
冷却水管　※配管用炭素鋼管（白管）
蒸気管（給気）※配管用炭素鋼管（黒管）
・
（還水）※圧力配管用炭素鋼鋼管（黒管）Ｓｃｈ４０
・
油　管（一般）※配管用炭素鋼管（黒管）
・被覆鋼管（塩化ビニル又はポリエチレンで被覆したもの）
（土中）・ポリエチレン外面被覆鋼管
・配管用炭素鋼管（黒管）
・被覆鋼管（塩化ビニル又はポリエチレンで被覆したもの）
冷媒管　※断熱材被覆銅管（保温共機器製造者標準品）

空調用給水管　・水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管（・ＳＧＰ-ＶＡ　・ＳＧＰ-ＶＢ）
・水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管（・ＳＧＰ-ＰＡ　・ＳＧＰ-ＰＢ）
・水道用ステンレス鋼管
・一般配管用ステンレス鋼管
空調用排水管　・配管用炭素鋼管（白管）
（接合には、標準仕様書第２編２．１．２．５によるＭＤジョイントを使用してもよい。）
・排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管
・

膨張管、通気管、空気抜管及び膨張タンクよりボイラーへの補給水管は、配管用炭素鋼管（白管）とする。

油管にポリエチレン外面被覆鋼管を使用する場合は、原則、溶接接合とし、被覆を剥がした部分は防食処置を施す。

ボイラーのバランス管及びバランス管に接続する給水管（補給水側の弁まで）は配管用炭素鋼管（黒管）とする。

12 継手
管材がステンレス鋼管の場合６０Ｓｕ以下はＳＡＳ３２２とする。

ただし、水道事業者の規定がある場合は、それによる。

13 弁類
ＪＩＳの呼び圧力５Ｋとする。ただし、特記部分はＪＩＳの呼び圧力１０Ｋとする。
冷温水及び冷却水の呼び径６５Ａ以上はバタフライ弁とする。
油用の仕切弁、逆止弁はマレアブル鋳鉄弁又は鋳鋼弁とする。
ステンレス管の５０Ａ以下の場合は青銅弁とする。

14 伸縮管継手
鋼管用（・ ベローズ形　・ スリーブ形）

15 防振継手
・ 合成ゴム製　・ ベローズ形

16 温度計
次の位置に取り付ける。なお、温度計はバイメタル式温度計とする。
・ 冷凍機の冷水管（送り、返り）及び冷却水管（送り、返り）
・ 直だき吸収冷温水機の冷温水管（送り、返り）及び冷却水管（送り、返り）
・ ボイラーの温水管（返り）
・ 空気調和機の冷温水管（送り、返り）及び三方弁装置後の冷温水管（返り）
・ 熱交換器の温水管（送り、返り）
・ 冷温水ヘッダー（往）及び冷温水ヘッダーの各返り管
・ 空気調和機（パッケージ形を含む）のサプライチャンバー、レタンダクト、外気取入れダクト及びレタンチャンバー
・ その他図示する箇所

17 圧力計
次の位置に取り付ける。
・ 冷凍機の冷水管（送り、返り）及び冷却水管（送り、返り）
・ 空気調和機の冷温水管（送り、返り）
・ 直だき吸収冷温水機の冷温水管（送り、返り）及び冷却水管（送り、返り）
・ 熱交換器の温水管（送り、返り）
・ その他図示する箇所

18 瞬間流量計及び測定用タッピング
次の位置に取り付ける。なお、瞬間流量計はピトー管方式とし、止水コック付とする。

・ 冷凍機の冷水出口　※固定式　・ 着脱式
・ 冷凍機の冷却水出口　※固定式　・ 着脱式
・ ボイラーの温水出口　※固定式　・ 着脱式
・ 空気調和機の冷温水入口　※固定式　・ 着脱式
・ 冷温水ヘッダーの各送り管　※固定式　・ 着脱式
・ 直だき吸収冷温水機の冷温水出口　※固定式　・ 着脱式
・ 直だき吸収冷温水機の冷却水出口　※固定式　・ 着脱式
着脱形の流量指示部として（・４０Ａ用１個　・１００Ａ用　個
・ ２５０Ａ用　個）は付属とする。

19 油面制御装置
油面制御装置の機能は、右記による。
・ 給油ポンプの起動及び停止
・ 返油ポンプの起動及び停止
・ 満油警報　・ 減油警報　・ 遠隔警報

20 地下オイルタンク
タンク室を（・設けない　・設ける）　コンクリートく体　・別途工事　・本工事
乾燥砂　・別途工事　・本工事
杭は、　・無　・有（ただし、杭は別途工事）
遠隔式油量指示計　※設ける　・設けない

21 消音内貼り
施工する箇所は、図示したダクト及びチャンバー類とする。

22 保温
・「外気取入れ用ダクト」、「外気取入れ用チャンバー」、「　　　排気チャンバー
及び 排気ダクトの外壁より２ｍ」は保温する。
・膨張管及び膨張タンクよりボイラー等への補給水管の保温は、標準仕様書第２編3．1．4の（・冷温水管　・温水管）の項による。
・建物内の空気抜管（空気抜弁まで）の保温は、標準仕様書第２編3．1．4（・冷温水管　・温水管）の項による。
・空気調和機及びファンコイルユニットの排水管の保温は、標準仕様書第２編3．1．5の排水管の項による。
・蒸気還り管の保温は行わない。ただし、屋内露出（居室・廊下）の立管は除く。

23 冷媒管の保温外装（保温化粧ケース）

使用範囲	・ 屋内露出（一般居室、機械室、書庫、倉庫		屋外露出（外壁）	・ 屋外露出（屋上）
材　質	・耐候性を有する樹脂製 ・高耐食溶融亜鉛めっき鋼板製	・耐候性を有する樹脂製 ・高耐食溶融亜鉛めっき鋼板製	・耐候性を有する樹脂製 ・高耐食溶融亜鉛めっき鋼板製	・耐候性を有する樹脂製 ・高耐食溶融亜鉛めっき鋼板製

注）高耐食溶融亜鉛めっき鋼板は高耐食溶融亜鉛－６％アルミニウム－３％マグネシウムめっき鋼板を示す。

24 他の設備項目の適用
給油設備の当該項目を適用する。

25 改修工事の試験
・試験範囲（※新設配管　・既存配管（　　　　）　・システム全体）

26 既設ダクトの再利用
運転再開前の処置
※吹出口にフィルターをはさむ等の塵埃飛散防止対策
※吹出口廻りの居室内壁面及び家具等の防塵対策
・ダクト内清掃

27 冷媒の回収
冷凍機等の撤去に伴う冷媒回収を行なった場合は以下の書類を監督職員に提出する。
（１）「特定製品に係わるフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）」に従った場合
（ア）第一種フロン類回収業者登録通知書の写し
（イ）フロン類回収証明書

（２）「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」に従った場合
（ア）特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）の写し

28 絶縁継手
図示の箇所に取り付ける。

29 空調機用トラップ
形式　※フロート式

● 換気設備

1 ダクトの種別
※低圧ダクト　・高圧ダクト１

2 ダクトの工法
・アングルフランジ工法
・コーナーボルト工法（・共板フランジ工法　・スライドオンフランジ工法　　　　）

3 排気フード
排気フードの補強、支持金物、接合材等はアングルフランジ工法ダクトの当該事項による。
一般湯沸器排気フード　※別途工事　・本工事
厨房用排気フード　※本工事　・別途工事

4 厨房排気ダクトの板厚等
厨房設備の排気ダクト（亜鉛鉄板）はアングルフランジ工法とし、板厚は次による。

矩形ダクト

ダクトの長辺（mm）	板厚（mm）
450以下	0.6以上
450を超え1200以下	0.8以上
1200を超え1800以下	1.0以上
1800を超えるもの	1.2以上

円形ダクト

ダクトの直径（mm）	板厚（mm）
710以下	0.6以上
710を超え1000以下	0.8以上
1000を超え1250以下	1.0以上
1250を超えるもの	1.2以上

5 ダクトの断熱
厨房・湯沸室の排気ダクトで天井内に隠ぺいする箇所は、標準仕様書第２編3.1.5の「排気筒」の項により断熱する。

6 他の設備項目の適用
下記のものは、空気調和・暖房設備の当該項目を適用する。
風量測定口、チャンバー等、ダンパー、定風量ユニット、消音内貼り、保温。

7 既設ダクトの再利用
運転再開前の処置
※吹出口にフィルターをはさむ等の塵埃飛散防止対策
※吹出口廻りの居室内壁面及び家具等の防塵対策
・ダクト内清掃

8 シールする排気ダクトの系統
・厨房系統　・浴室(シャワー室、脱衣室を含む)系統
・

表－１ 「設備機材等」

鋳鉄製ボイラー	マンホールふた・弁楔ふた	
密閉形隔膜式膨張タンク（空調）		
消音ボックス付送風機		
吹出口・吸込口		

表－２ 「完成図等一覧表」

項目	No	名称	提出形式	部数		
				施設管理者	監督職員	計
完成図	①	原図（Ａ１）	ホルダー収納	１部		１部
	②	①の複写図	２つ折背張り製本［注］（１）	２部		２部
	③	①の縮小原図（Ａ３）	バラ　［注］（２）	１部		１部
	④	③の複写図	２つ折背張り製本［注］（１）	２部		２部

［注］（１）：表紙に年度・工事名・工期・請負者名・発注者名を、背張り面に年度・工事名を記載する。

釧路労働基準監督署１８改修（建築その他）工事	
仕様書（その２）	M-02
北海道労働局総務部	

既設機器表

記号	機器名	仕様	系統	数量	備考
FE-1	斜流送風機	1100m3/h ×110pa、 1φ100V 0.15kw、 天吊型	男子便所 排気用	1	

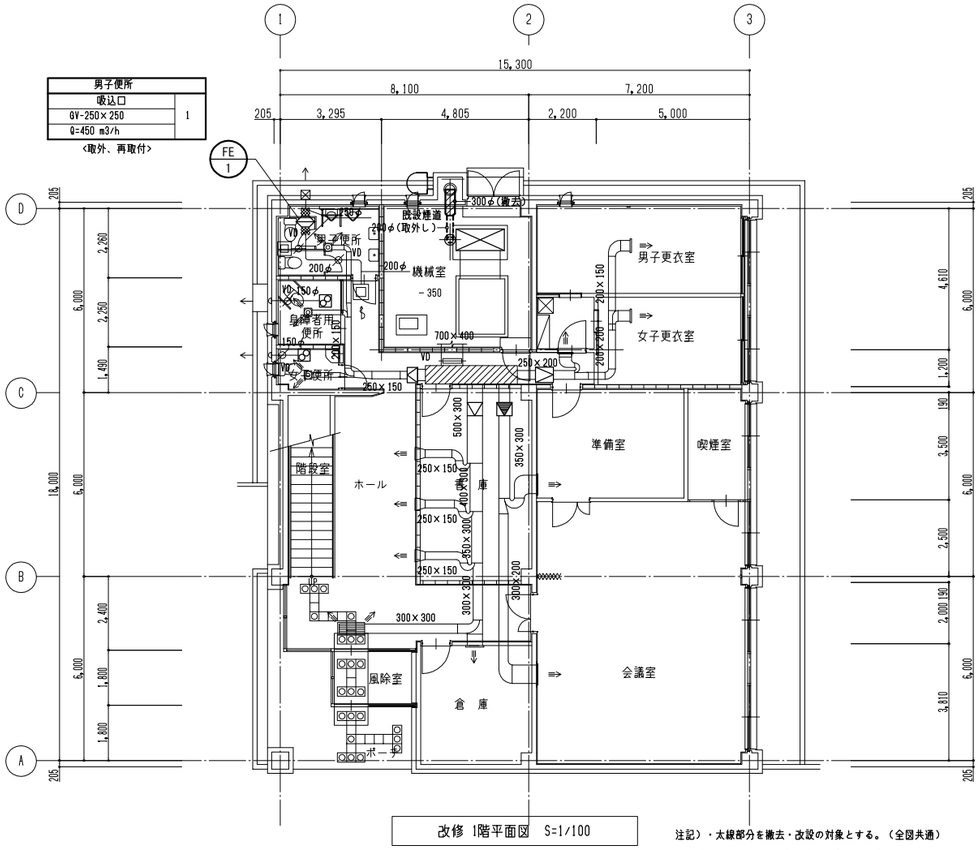

改修 1階平面図 S=1/100

注記）・太線部分を撤去・改設の対象とする。（全図共通）
・FE-1、FE-2、FS-2に振れ止め金物を設置する。

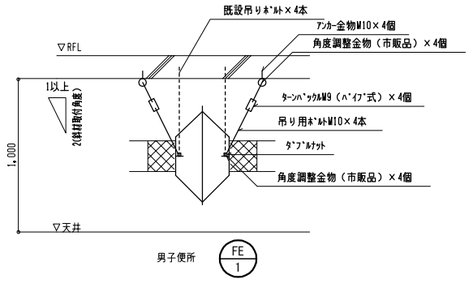

振れ止め支持金具断面図 S=1/20

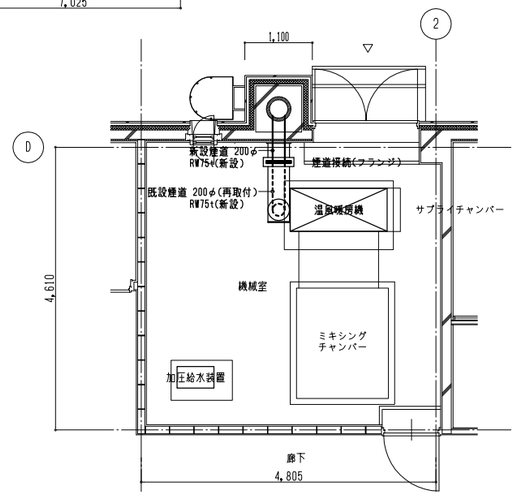

機械室詳細図 S=1/50

既設機器表

記号	機器名	仕様	系統	数量	備考
FS-2	斜流送風機	300m3/h × 40pa、 1φ100V 0.1kw、 天吊型	事務室 給気用	3	
FE-2	斜流送風機	650m3/h × 90pa、 1φ100V 0.1kw、 天吊型	湯沸室 排気用	1	

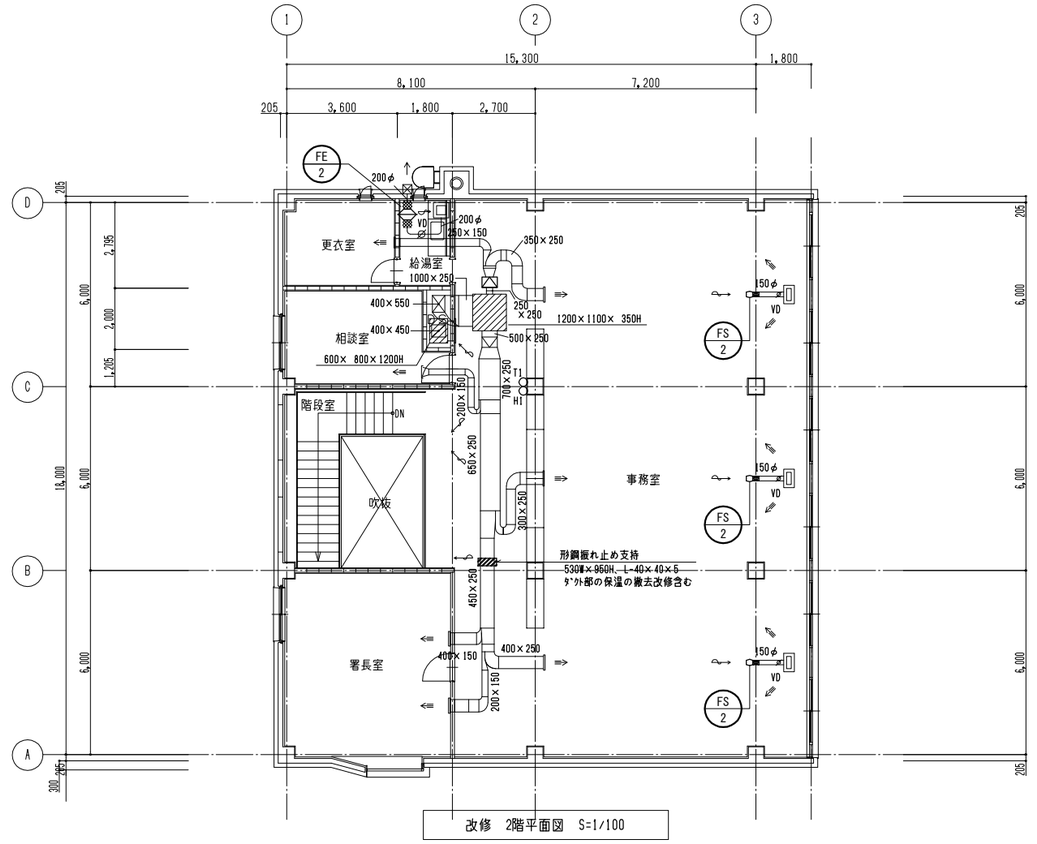

改修 2階平面図 S=1/100

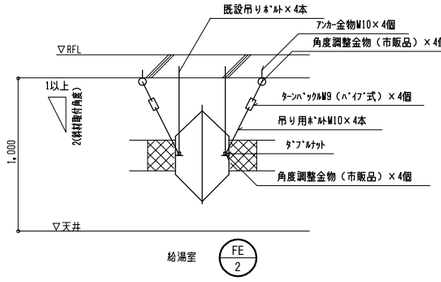

振れ止め支持金具断面図 S=1/20

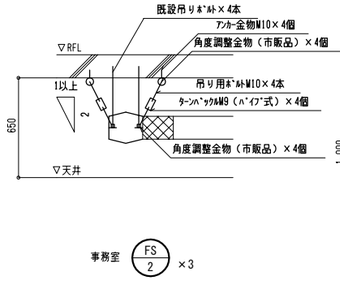

振れ止め支持金具断面図 S=1/20

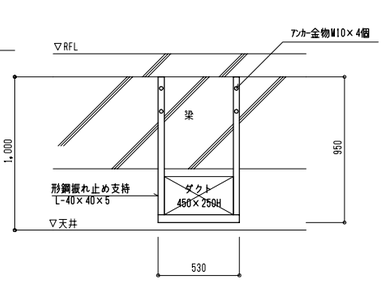

形鋼振れ止め支持断面図 S=1/20

特記

煙突改修に伴う機械室の煙道改修工事

1．既設煙道の内、300φ部分を撤去し200φを新設する。

2．既設煙道の内、200φ部分は取外し、再取付を行う。

3．前記に伴い断熱材は撤去、新設とする。

4．既設煙道撤去後の壁補修は建築工事とする。

釧路労働基準監督署１８改修（建築その他）工事

空調・換気設備 １・２階平面図 図示

北 海 道 労 働 局 総 務 部

M-03

建設工事請負契約書

１　工　事　名　　釧路労働基準監督署１８改修（建築その他）工事
２　工事場所　　釧路市柏木町２－１２　釧路労働基準監督署
３　工　　期　　自　　平成３０年　８月　１日（予定）
　　至　　平成３０年１１月３０日

４　請負代金額　　円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額）　　円
５　契約保証金　免除とする。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義にしたがって誠実にこれを履行するものとする。

（総則）
第１条　発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
２　受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
３　仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
４　受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
５　この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
６　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
７　この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
８　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成４年法律第５１号)に定めるものとする。
９　この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治２９年法律第８９号）及び商法（明治３２年法律第４８号）の定めるところによるものとする。
10　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
11　この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
12　受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

（関連工事の調整）
第２条　発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

（請負代金内訳書及び工程表）
第３条　受注者は、この契約締結後１４日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
２　内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。
３　内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（契約の保証）
第４条　受注者は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（瑕疵担保特約を付したものに限る。）を付さなければならない。
２　前項の場合において、保証金額は、請負代金額の１０分の１以上としなければならない。
３　請負代金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の請負代金額の１０分の１に達するまで、発注者は、保証金額の増額を請求することができ、受注者は、保証金額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）
第５条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
２　受注者は、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第１３条第２項の規定による検査に合格したもの及び第３７条第３項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）
第６条　受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
　なお、やむを得ず再委託する場合には、事前に監督職員に協議し、その承認を受けなければならない。
２　再受託者の行為について、受注者はすべての責任を負うものとし、本工事の契約を準用して再受託者と約定しなければならない。

（下請負人の通知）
第７条　発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

第７条の２　受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法(昭和２４年法律第１００号)第２条第３項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。
一　健康保険法（大正１１年法律第７０号）第４８条の規定による届出
二　厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第２７条の規定による届出
三　雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第７条の規定による届出
２　前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区別に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。
一　受注者と直接下請契約を締結する下請負人　次のいずれにも該当する場合
イ　当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
ロ　発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合
二　前号に掲げる下請負人以外の下請負人　次のいずれかに該当する場合

イ　当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

ロ　発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から３０日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該機関を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

３　受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一　社会保険等未加入建設業者が前項第１号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められなかったとき又は受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき　受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の１０分の１に相当する額

二　社会保険等未加入建設業者が前項第２号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき　当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の１００分の５に相当する額

（特許権等の使用）

第８条　受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督員）

第９条　発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

２　監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一　この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

二　設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

三　設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

３　発注者は、２名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

４　第２項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

５　発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

６　発注者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

（現場代理人及び主任技術者等）

第１０条　受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更し

たときも同様とする。
一　現場代理人
二　主任技術者
三　専門技術者（建築業法第２６条の２に規定する技術者をいう。以下同じ。）
２　現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第１２条第１項の請求の受理、同条第３項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
３　発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
４　受注者は、第２項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
５　現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（履行報告）
第１１条　受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（工事関係者に関する措置請求）
第１２条　発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者（監理技術者）又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
２　発注者又は監督員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
３　受注者は、前２項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から１０日以内に発注者に通知しなければならない。
４　受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。
５　発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から１０日以内に受注者に通知しなければならない。

（工事材料の品質及び検査等）
第１３条　工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。
２　受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
３　監督員は、受注者からの前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から７日以内に応じなければならない。
４　受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。
５　受注者は、前項の規定にかかわらず、第２項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から７日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

（監督員の立会い及び工事記録の整備等）

第１４条　受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

２　受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

３　受注者は、前２項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があった時は、当該請求を受けた日から７日以内に提出しなければならない。

４　監督員は、受注者から第１項又は第２項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から７日以内に応じなければならない。

５　前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に７日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から７日以内に提出しなければならない。

６　第１項、第３項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

（支給材料及び貸与品）

第１５条　発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

２　監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

３　受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から７日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

４　受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第２項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

５　発注者は、受注者から第２項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。

６　発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

７　発注者は、前２項の場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

８　受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

９　受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。

10　受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

11　受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図面に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

（工事用地の確保等）

第１６条　発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

２　受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

３　工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件も含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

４　前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

５　第３項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

第１７条　受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要に応じて工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

２　監督員は、受注者が第１３条第２項又は第１４条第１項から第３項までの規定に違反した疑いがあるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

３　前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

４　前２項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

（条件変更等）

第１８条　受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

一　図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

二　設計図書に誤謬又は脱漏があること。

三　設計図書の表示が明確でないこと。

四　工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

五　設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

２　監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

３　発注者は受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を支持する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後１４日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるとき

は、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4　前項の調査の結果において第１項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

一　第１項第１号から第３号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるものは発注者が行う。

二　第１項第４号又は第５号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものは発注者が行う。

三　第１項第４号又は第５号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うものは発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5　前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

第１９条　発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工事の中止）

第２０条　工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2　発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認められるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3　発注者は、前２項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（受注者の請求による工期の延長）

第２１条　受注者は、天候の不良、第２条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2　発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認めるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による工期の短縮等）

第２２条　発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2　発注者は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

３　発注者は前２項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工期の変更方法）

第２３条　工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第２１条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（請負代金額の変更方法等）

第２４条　請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

３　この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第２５条　発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から１２月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

２　発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の１０００分の１５を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

３　変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。

　ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

４　第１項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とする。

５　特別な要因により工期内に必要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動が生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

６　予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーションまたはデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

７　前２項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

８　第３項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第１項、第５項又は第６項の請求を行った日又は受けた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、

発注者に通知することができる。

（臨機の措置）

第２６条　受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認められるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

２　前項の場合においては、受注者は、措置した内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

３　監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

４　受注者が第１項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

（一般的損害）

第２７条　工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第１項若しくは第２項又は第２９条第１項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第５１条第１項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第２８条　工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第４８条第１項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

２　前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

３　前２項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決にあたるものとする。

（不可抗力による損害）

第２９条　工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第４８条第１項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

３　受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

４　発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第１３条第２項、第１４条第１項若しくは第２項又は第３７条第３項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）

及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第６項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の１００分の１を超える額を負担しなければならない。

５　損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

一　工事目的物に関する損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二　工事材料に関する損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三　仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

６　数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第２次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第４項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の１００分の１を超える額」とあるのは「請負代金額の１００分の１を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）

第３０条　発注者は、第８条、第１５条、第１７条から第２２条まで、第２５条から第２７条まで、前条又は第３３条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（検査及び引渡し）

第３１条　受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から１４日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

３　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

４　発注者は、第２項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

５　発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

６　受注者は、工事が第２項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前５項の規定を適用する。

（請負代金の支払い）

第３２条　受注者は、前条第２項（同条第６項後段の規定により適用される場合を含む。第３項において同じ。）の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から４０日以内に請負代金を支払わなければならない。

３　発注者がその責めに帰すべき事由により前条第２項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（部分使用）

第３３条　発注者は、第３１条第４項又は第５項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

２　前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

３　発注者は、第１項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（前金払及び中間前金払）

第３４条　受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和２７年法律第１８４号)第２条第４項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第５項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の１０分の４以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から１４日以内に前払金を支払わなければならない。

３　受注者は、第１項の規定による前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の１０分の２以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。

４　第２項の規定は、前項の場合について準用する。

５　受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の１０分の４（第３項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは１０分の６）から受領済みの前払金額（中間前払い金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第３６条までにおいて同じ。）の支払いを請求することができる。この場合においては、第２項の規定を準用する。

６　受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の１０分の５（第３項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは１０分の６）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から３０日以内にその超過額を返還しなければならない。

７　前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から３０日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

８　発注者は、受注者が第６項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき同項の期間を超過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条の規定により財務大臣が定める率で計算した額の遅延利息の支払いを受注者に対して請求することができる。

（保証契約の変更）

第３５条　受注者は、前条第５項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

２　受注者は、前条に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

３　受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

第３６条　受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

（部分払）

第３７条　受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料（第１３条第２項の規定により監督員の検査を要するものにあっては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあっては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の１０分の９以内の額について、次項から第７項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中１回を超えることができない。

２　受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料の確認を発注者に請求しなければならない。

３　発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から１４日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

４　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

５　受注者は、第３項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から１４日以内に部分払金を支払わなければならない。

６　部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第１項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から１０日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額≦第１項の請負代金相当額×（９／１０－前払金額／請負代金額）

（部分引渡し）

第３８条　工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第３１条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第５項及び第３２条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

２　前項の規定により準用される第３２条第１項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第３２条第１項の請求を受けた日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額＝指定部分に相応する請負代金の額×（1－前払金額／請負代金額）

（第三者による代理受領）

第３９条　受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

２　発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第３２条（第３８条において準用する場合を含む。）又は第３７条の規定に基づく支払いをしなければならない。

（前払金等の不払いに対する工事中止）

第４０条　受注者は、発注者が第３４条、第３７条又は第３８条において準用される第３２条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（瑕疵担保）

第４１条　発注者は、工事目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。

２　前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第３１条第４項又は第５項（第３８条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から２年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は１０年とする。

３　発注者は、工事目的物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第１項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。

４　発注者は、工事目的物が第１項の瑕疵により滅失又はき損したときは、第２項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から６月以内に第１項の権利を行使しなければならない。

５　第１項の規定は、工事目的物の瑕疵が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第４２条　受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

２　前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条の規定により財務大臣が定める率で計算した額とする。

３　発注者の責めに帰すべき事由により、第３２条第２項（第３８条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅

延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条の規定により財務大臣が定める率で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（公共工事履行保証証券による保証の請求）

第４３条　第４条第１項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が次条第１項各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

２　受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下この条において「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

一　請負代金債権（前払金若しくは中間前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）

二　工事完成債務

三　瑕疵担保債務（受注者が施工した出来形部分の瑕疵に係るものを除く。）

四　解除権

五　その他この契約に係る一切の権利及び義務（第２８条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

３　発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

４　第１項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

（発注者の解除権）

第４４条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一　正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

二　その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにないと認められるとき。

三　第１０条第１項第２号に掲げる者を設置しなかったとき。

四　第３号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

五　第４６条第１項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

六　受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接

的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト　受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

七　受注者が提出した保険料納付に係る申立書に虚偽の内容が認められたとき。

八　受注者が競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。

九　受注者またはその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。

十　公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第７条又は同法第８条の２（同法第８条第１項第１号若しくは第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第７条の２第１３項若しくは第１６項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

十一　受注者又は受注者の代理人が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の３若しくは同法第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）

十二　第２項の規定による報告を行わなかったとき。

２　受注者は、第１項第８号乃至第１１号の事実（再委託に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに発注者に報告しなければならない。また、受注者は本契約に関して、受注者又は受注者の代理人が独占禁止法第７条の２第１３項又は第１６項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを発注者に提出しなければならない。

（契約が解除された場合等の違約金）

第４４条の２　次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、請負代金額の１０分１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一　前条の規定によりこの契約が解除された場合

二　受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

２　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により専任された破産管財人

二　受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により選任された管財人

三　受注者について再生手続き開始の決定があった場合において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により選任された再生債務者等

３　第一項の場合（前条第６号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第４条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第１項の違約金に充当することができる。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第４４条の３　受注者は本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発注者が本契約の全部

又は、一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、発注者の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の１００分の１０に相当する額を発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

一　公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第７条又は同法第８条の２（同法第８条第１項第１号若しくは第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第６６条第４項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

二　公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第６６条第４項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

三　公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第７条の２第１３項又は第１６条の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

四　受注者又は受注者の代理人が刑法第９６条の３若しくは同法第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項の規定による刑が確定したとき。

２　受注者は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

３　第１項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第４４条の４　受注者が前条に規定する違約金を発注者の指定する期日までに支払わないときは、受注者は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（発注者の任意解除権）

第４５条　発注者は、工事が完成するまでの間は、前条第１項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

２　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

第４６条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一　第１９条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が３分の２以上減少したとき。

二　第２０条の規定による工事の施工の中止期間が工期の１０分の５（工期の１０分の５が６月を超えるときは、６月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後３月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

三　発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

２　受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（解除に伴う措置）

第４７条　発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

２　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

３　第１項の場合において、第３４条の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第３７条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第４４条の規定又は第４４条の２第２項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条の規定により財務大臣が定める率で計算した額の利息を付した額を、解除が前２条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

４　受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第１項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

５　受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

６　受注者は、この契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

７　前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

８　第４項前段及び第５項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第４４条又は第４４条の２第２項の規定によるときは発注者が定め、前２条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第４項後段、第５項後段及び第６項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

（火災保険等）

第４８条　受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

２　受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

３　受注者は、工事目的物及び工事材料等を第１項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（法令遵守）

第４９条　受注者は、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守すること。

（あっせん又は調停）

第５０条　この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による北海道建設工

事紛争審査会（以下次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

２　前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者（監理技術者）、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第１２条第３項の規定により発注者が決定を行った後若しくは同条第５項の規定により受注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第３項若しくは第５項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

（仲裁）

第５１条　発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

（情報通信の技術を利用する方法）

第５２条　この約款において書面により行わなければならないこととされている請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。

ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（補則）

第５３条　この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

上記契約締結の証として本書２通を作成し、双方記名押印のうえ各自１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

発注者　住　所　　札幌市北区北８条西２丁目１－１

氏　名　支出負担行為担当官

北海道労働局総務部長　長　正敏

受注者　住　所

氏　名